

厚生労働科学研究費補助金
分担研究報告書

労働安全衛生法第5章第2節の逐条解説

研究協力者 長谷川聡 専修大学教授

研究要旨

本研究は、危険物及び有害物に関する規制を定める安衛法第55条から第58条までの各条文の趣旨や内容、沿革、運用実態を整理し、これらの条文の意義やこれらが現実に果たしている役割を明らかにしようとするものである。

危険・有害な化学物質の製造販売を規制は古くから存在する。しかし現在の規制は、製造者から利用者までの流通過程を広く視野に入れて規制対象とし、その過程において化学物質の有害性・危険性に関する情報が適切に伝達される仕組みを構築し、新規の化学物質に対する対応や当該化学物質を利用する職場の状態に即した対応を事業主へのリスクアセスメント実施の義務づけによって可能にするという包括的かつ現場に即応した動的なものへと展開した。

この展開は、化学物質によって発生した重大事故や、国際的要請によって後押しされた。特に後者については、化学物質に対する規制が世界的に流通過程も視野に入れたことから、規制対象や表示方法を共通化する動きが見られる。

日々新たな化学物質が発見されるうえ、化学物質の製造・使用における危険性・有害性を低減させる方法も日々開発されることから、化学物質に対する規制は常に最新の知見から検討される必要がある。

A.研究目的

本研究事業全体の目的は、以下の3点にある。

①時代状況の変化に応じた法改正の方向性を展望すること。

②安衛法を関係技術者以外（文系学部出身の事務系社員等）に浸透させ、社会一般への普及を図ること。

③安衛法に関する学問体系、安衛法研究のための人と情報の交流のプラットフォームを形成すること。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令等（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を発刊すること。

本分担研究の目的は、附則を除き123条ある安衛法のうち第55条から58条について、その課題を果たすことにある。

B.研究方法

安全衛生に詳しい元労働基準監督官から、現行安衛法の体系に関する解説と安衛法本体の条文に紐づく政省令の選定を受けたうえで、法学・行政学を専門とする分担研究者が、各自、解説書、専門誌に掲載された学術論文や記事、政府発表資料等の第1次文献のレビューを行って執筆した文案を研究班会議で報告し、現行安衛法や改正法の起案に関わった畠中信夫元白鷗大学教授、唐澤正義氏ら班員らからの指摘やアドバイスを得て洗練させた。

C.研究成果

第二節 危険物及び有害物に関する

規制

前注

化学物質は、業務の作業過程や製品の製造工程や組み込まれるなどの形で、社会や生活を成り立たせるために不可欠な要素の一つになっている。新たな製品を開発したり、より効率的、安全な作業を実現したりするために世界的に日々新たな化学物質が開発されている。ケミカルアブストラクツサービス（Chemical Abstracts Service: CAS）が管理するデータベース（CAS Registry）に登録されている化学物質の総数は2015年に1億件を超え、今日なお増え続けている。

こうした利便性の反面、化学物質の中には人体や環境に悪影響を及ぼすものがある。この悪影響は当該化学物質の開発過程で明らかになる場合もあるが、そうでない場合もあるうえ、次々に生み出される化学物質のリスクの検証がこの化学物質が経済的に必要とされている時期に間に合わないなどして十分に実施されず、当該化学物質を利用する段階で労災事故が発生することを通じてそのリスクが初めて明らかになることもある。しかもこのリスクが及ぶ範囲は人体に止まらず、自然環境にも及ぶことも希ではない。化学物質に対する規制を構築する際には、こうした社会的必要性和リスクをいかに均衡させるかが問われる。本稿で

扱う法第 55 条から第 58 条は、雇用の場合を軸にその規制を具体化したものである。

本法において、危険物及び有害物に関する規制は各所に散在している。法第 3 条 2 項は、原材料を製造し、若しくは輸入する者は、その製造や輸入に際して、その物が使用されることによる労働災害の発生の防止に資するように努めなければならないことを定め、化学物質が利用される前段階から事業者の安全及び健康の確保に関する包括的な責務を定める。また、法第 20 条は化学物質との関係では主に爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険（同条第 2 号）を防止するために必要な措置を講じることが事業者には義務付け、法 22 条は化学物質との関係では主に原材料、ガス、蒸気、粉じん等による健康障害（同条第 1 号）を防止するため必要な措置を講じることが事業者には義務付けている。これらの規定の中で本節の規定は、化学物質の使用段階ではなく、製造・流通規制を主体として化学物質に関するリスクを低減することを目的としている。換言すれば、設備や原材料、建設物の使用について広く労災防止を図る責務が設定される中で、危険物及び有害物を使用する段階に至る前に、災害発生を抑止するための様々な予防線を張る役割を担っている。

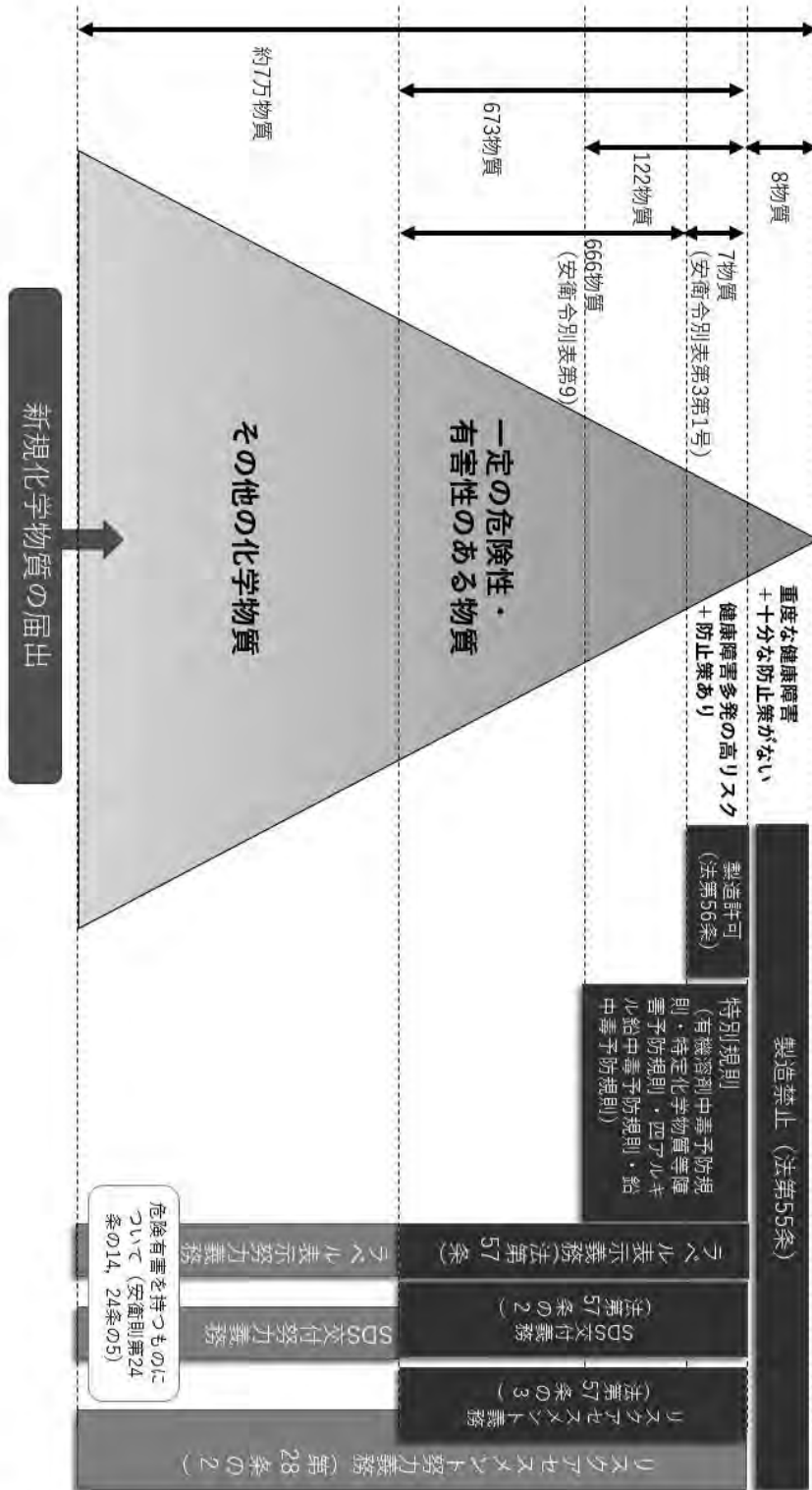
本法に基づく化学物質に対する規制の体系を示したのが次の図である（【前注・資料 1】労働安全衛生法に基づく化学物質に対する規制の体系）。

本節の規定は、まず、製造現場における必要性や有用性を考慮の上、重度な健康障害

が発生しうる化学物質であって十分な防止策を講じることができないものについて製造等の禁止（法第 55 条）という最も重い規制の下に置く。次に、健康障害を多発させる特に高いリスクはあるもののこれの具体化を防止する仕組みがある化学物質については、発散抑制措置や作業環境測定等のリスクを具体化することを防止する特別規則を設けて許可制（法第 56 条）の下に置く。そのうえで、これよりも危険性・有害性のリスクが低い一定の化学物質とともに、当該化学物質の性質や取扱い上の注意を当該化学物質に表示させたり（法第 57 条）、文書交付させたり（法第 57 条の 2）することによって流通過程を通じて使用の現場まで周知する。さらに事業者には一定の化学物質についてリスクアセスメントを実施することを義務付けて職場の実態に即した対応を講じることが求め（法第 57 条の 3）、製造・輸入者を含めた事業者には化学物質の有害性について調査する義務を課し（法第 57 条の 4、法第 57 条の 5）、新規化学物質の危険性や性質をいち早く確認させることによって次々と生み出される化学物質に即応する体制を整える。こうした取り組みは、国によって後押しされている（法第 58 条）。

なお、本節の名称は、当初は「有害物に関する規制」であったが、平成 17 年の改正において現在の「危険物及び有害物に関する規制」に改正された。

【前注・資料1】労働安全衛生法に基づく化学物質に対する規制の体系



1. 第 55 条（製造等の禁止）

1. 1 条文

第五十五条 黄りんマッチ、ベンジジン、ベンジジンを含有する製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるものは、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない。ただし、試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する場合で、政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

1. 2 趣旨と内容

1. 2. 1 趣旨

本条は、製造または取扱いの過程において労働者に重度の健康障害を生ずる物で、現在の技術ではこの健康障害を防止する十分な手段がない物を製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用すること（以下「製造等」という）を原則として禁止したものである。裁判例（東京高判平 29・10・27 判タ 1444 号 137 頁）によれば、本条の趣旨・目的は、「戦前の黄燐燐寸製造禁止法を吸収した旧労基法 48 条の規定を引き継ぎ、新たな化学物質による職業性疾病、特に職業がんへの対応を図り、作業過程において有害物に曝露することにより健康障害が生じることを防止するため、製造又は取扱いの過程において労働者に重度の健康障害を生ずる物質で、しかも現在の技術をもってしては、それによる健康障害を防止する十分な防護方法がない有害物について製造等を禁止すること」と整理されている。この判示を素直に読めば、本条に規定される製造禁止物質には、新規の有害な化学物質の発見や既存の化学物質の有害性の発見等により新たな化学物質が追加される可能性があるとともに

に、有害性を除去する技術革新により本条に規定される化学物質が除外される可能性も残されているといえる。なお、製造以外の行為も禁止の対象としているのは、製造の禁止のみでは労働者の健康障害の防止という本条の趣旨を達成することができないと解されたことによる²。

但し、有害な化学物質の中には製品の製造工程に深く関わり、今後も試験研究のために製造、使用されることが見込まれるものもある。そこで、こうした有害な化学物質については、試験研究という目的からの限定と、製造、輸入、使用という場面の限定を付したうえで、一定の要件の下にこれらの行為を例外的に認めることとしている。

1. 2. 2 内容

1. 2. 2. 1 製造等が禁止される物（製造等禁止物質）

本条が製造等を禁止する物（以下「製造等禁止物質」という）は、安衛令第 16 条第 1 項に次のように列挙されている。これらの中には、国際条約に基づいて製造、使用等が禁止されているものもある³。

- 一 黄りんマッチ
- 二 ベンジジン及びその塩
- 三 四一アミノジフェニル及びその塩
- 四 石綿（次に掲げる物で厚生労働省令で定めるものを除く。）
 - イ 石綿の分析のための試料の用に供される石綿
 - ロ 石綿の使用状況の調査に関する知識又は技能の習得のための教育の用に供される石綿
 - ハ イ又はロに掲げる物の原料又は材料として使用される石綿

五 四一ニトロジフェニル及びその塩
 六 ビス（クロロメチル）エーテル
 七 ベーターナフチルアミン及びその塩
 八 ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤（希釈剤を含む。）の5パーセントを超えるもの
 九 第2号、第3号若しくは第5号から第7号までに掲げる物をその重量の1%を超えて含有し、又は第4号に掲げる物をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物

「黄りんマッチ」（第1号）は、黄りんを用いたマッチであり1922年に世界的に生産禁止となっている。黄りんは、白～黄色の透明な結晶性個体であり、液状では空気に触れると自然発火し、有害なヒューム（リン酸化物）を生じることがある。皮膚接触により熱傷を起こし、眼に触れることにより眼瞼痙攣等を生じさせるほか4、製造段階における顎の壊疽などが問題となった。

「ベンジジン」（第2号）は、従来染料中間体、例えば留袖などの「黒染め」に染料として用いられたり、合成ゴム硬化剤などに使用されたりする物質である。人血に反応することから、警察の科学捜査研究所や病院で所有された。赤灰色又は白色固体であり、皮膚吸収性がある。皮膚炎を起こすおそれや膀胱がんを発症するおそれ、吸入又は嚥下により急性膀胱炎を起こすおそれがある5。

「4-アミノジフェニル」（4-アミノビフェニル、第3号）は、特徴的な臭気のある、無色の様々な形状の固体であり、空気に曝露すると紫色になる物質である。発がん性を有しており、長期又は反覆暴露により炎

症が生じることがある6。

「石綿」（アスベスト、第4号）は、白色、灰色、緑色または帯黄色の繊維性固体であり、吸入を通じて体内に取り込まれる。反復または長期の吸入によりアスベスト症（肺線維症）、胸膜プラーク、肥厚、胸水を引き起こすことがあり7、がん、中皮腫の発症が問題となった。石綿は、1995年（平成7年）に製造等禁止物質として追加された。

「4-ニトロジフェニル」（4-ニトロビフェニル、第5号）は、特徴的な臭気のある、白色～黄色の結晶であり、吸入、経皮および経口摂取により人体に摂取され、発がん性を有する8。

「ビス（クロロメチル）エーテル」（クロロメトキシメタン、第6号）は、刺激臭のある無色の液体であり、蒸気の吸入、経皮および経口摂取により実態に摂取される。発がん性を有しており、吸入により肺水腫の原因となる9。1973年（昭和48年）に染料及び顔料を製造する企業において、製造業務従事者から肺がんその他の呼吸器疾患による死亡者が発生し、これを受けて実施された調査結果や外国において強い発がん性が指摘されていたことを受けて本条の禁止物質に指定された10。

ベーターナフチルアミン（第7号）は、特徴的な臭気のある、白色～帯赤色の薄片であり、空気に曝露すると赤色になる。吸入、経皮および経口摂取により体内に入り、発がん性（膀胱がん）を有する。

「ベンゼン」（第8号）は、特徴的な臭気を有し、広く有機合成や溶剤として使われる、高い揮発性、引火性、燃焼性を有する液体である。麻酔作用があり、慢性中毒では疲労、頭痛、めまい、興奮、酩酊、意識喪失、

けいれんなどが起こる。皮膚吸収もあり、急性毒性、慢性毒性に加えて発がん性を有する¹¹。

1. 2. 2. 2 製剤

本条にいう「製剤」とは、その物の有用性を利用できるように物理的に加工された物を意味し、利用済みでその有用性を失ったものはこれに含まれない（昭和47年9月18日基発第602号）。

1. 2. 2. 3 譲渡・提供

本条にいう「譲渡」とは、有償・無償を問わず所有権の移転を伴う行為を意味する¹²。

本条にいう「提供」とは、所有権等を留保したまま相手に渡して利用させるというような場合の「渡す」という事実行為を意味する。「提供」の例としては、物品の塗装修理の場合に、その物品の所有者が修理工場に対して塗料を引き渡し、その塗料を修理に使用することを要請する場合の引渡し等がある¹³。

1. 2. 2. 4 試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する場合で、政令で定める要件に該当するとき

本条の製造等の禁止は、「試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する場合で、政令で定める要件に該当するとき」には例外的に適用されない（本条但書）。この「政令で定める要件に該当するとき」は、以下の2つの場合を意味する（安衛令第16条第2項）。

一 製造、輸入又は使用について、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県労働局長の許可を受ける

こと。この場合において、輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第九条第一項の規定による輸入割当てを受けべき物の輸入については、同項の輸入割当てを受けたことを証する書面を提出しなければならない。

二 厚生労働大臣が定める基準に従って製造し、又は使用すること。

以下、第1号と第2号に分けて概説する。

1. 2. 2. 4. 1 都道府県労働局長の許可（第1号）

本条第1号の許可を申請する際には、製造等禁止物質を①製造又は使用しようとする場合と、②輸入しようとする場合とで提出先となる労働基準監督署が異なる。①製造又は使用しようとする場合は、製造し又は使用する場所を管轄する労働基準監督署長を経由して所管の都道府県労働局長に提出し、②輸入しようとする場合は、輸入して使用する場所を管轄する労働基準監督署長を経由して所管の都道府県労働局長に提出するものとされている（特化則第46条第1項、石綿則第47条第1項）。ここで用いられる申請書の様式は、特化則様式第4号及び第4号の2、石綿則様式第4号及び第5号である。

1. 2. 2. 4. 2 厚生労働大臣が定める基準に従うこと（第2号）

安衛令第16条第2項第2号が定める「厚生労働大臣が定める基準」は、特化則第47条及び石綿則第48条に規定されている。両者は、規制対象の特徴に応じて詳細は異なるものの、基本的に同じ規制の枠組みを用

いている。

【特化則第 47 条】

- 一 製造等禁止物質を製造する設備は、密閉式の構造のものとする。ただし、密閉式の構造とすることが作業の性質上著しく困難である場合において、ドラフトチェンバー内部に当該設備を設けるときは、この限りでない。
- 二 製造等禁止物質を製造する設備を設置する場所の床は、水洗によつて容易にそうじできる構造のものとする。
- 三 製造等禁止物質を製造し、又は使用する者は、当該物質による健康障害の予防について、必要な知識を有する者であること。
- 四 製造等禁止物質を入れる容器については、当該物質が漏れ、こぼれる等のおそれがないように堅固なものとし、かつ、当該容器の見やすい箇所に、当該物質の成分を表示すること。
- 五 製造等禁止物質の保管については、一定の場所を定め、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。
- 六 製造等禁止物質を製造し、又は使用する者は、不浸透性の保護前掛及び保護手袋を使用すること。
- 七 製造等禁止物質を製造する設備を設置する場所には、当該物質の製造作業中関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。

【石綿則第 48 条】

- 一 石綿等を製造する設備は、密閉式の構造のものとする。ただし、密閉式の構造とすることが作業の性質上著しく

困難である場合において、ドラフトチェンバー内部に当該設備を設けるときは、この限りでない。

二 石綿等を製造する設備を設置する場所の床は、水洗によつて容易に掃除できる構造のものとする。

三 石綿等を製造し、又は使用する者は、当該石綿等による健康障害の予防について、必要な知識を有する者であること。

四 石綿等を入れる容器については、当該石綿等の粉じんが発散するおそれがないように堅固なものとし、かつ、当該容器の見やすい箇所に、当該石綿等が入っている旨を表示すること。

五 石綿等の保管については、一定の場所を定め、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。

六 石綿等を製造し、又は使用する者は、保護前掛及び保護手袋を使用すること。

七 石綿等を製造する設備を設置する場所には、当該石綿等の製造作業中関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。

特化則第 47 条第 1 号及び石綿則第 48 条第 1 号に規定される「ドラフトチェンバー」（ドラフトチャンバー、ヒュームフード）とは、験室内で発生する有害ガス・蒸気・臭気や粉塵を、室内に分散しないように発生源で捕捉する、囲い式の実験室用局所排気装置である（【図 1】）。



《株式会社協立製作所 web ページより》

14

この特例（本条但書）が適用されるのは、試験研究者がみずから製造等を行なう場合に限られる。但し、輸入について、輸入割当てを受ける事務等輸入に係る事務を輸入業者に代行させることについては、輸入業者が輸入行為それ自体を行なうものではないと考えられることを理由に許容されている（昭和 47 年 9 月 18 日基発第 602 号）。逆に商社等が予め禁止物質を輸入しておき、試験研究者の要請によって提供することは認められず、輸入する場合も試験研究に必要な最小限度の量であることが必要である（昭和 47 年 9 月 18 日基発第 591 号）。

1. 3 関連規定

1. 3. 1 法条

安衛令第 16 条 1 項（製造等が禁止される有害物等）、安衛令第 16 条 2 項、特化則第 46 条（製造等の禁止の解除手続）、特化則第 47 条（禁止物質の製造等に係る基準）、石綿則第 47 条（製造等の禁止の解除手続）、石綿則第 48 条（製造等禁止石綿等の製造等に係る基準）等。

1. 4 沿革

1. 4. 1 制度史

| | |
|---------------|--|
| 工場 法期 | <p>○黄燐燐寸製造禁止法（大正 10 年 4 月 11 日法律第 61 号）</p> <p>黄燐燐寸製造禁止法は、「燐寸製造ニ於ケル黄燐使用のノ禁止ニ関スル条約」（1906 年、明治 39 年）の批准公布に先立って制定された法律である。同法は、マッチ製造における黄リン使用の禁止や工場への官吏の臨検権限等を規定していた（附則を除き、全 7 条）。</p> <p>第 2 条「黄燐ヲ使用シテ製造シタル燐寸ヲ販売シ、輸入若ハ移入シ又ハ販売ノ目的ヲ以テ所持スルコトヲ得ス」</p> |
| 労働 基準 法 | <p>○労働基準法（昭和 22 年 4 月 7 日法律第 49 号）</p> <p>労基法は、有害物の製造禁止について第 48 条において「黄りんマッチその他命令で定める有害物は、これを製造し、販売し、輸入し、又は販売の目的で所持してはならない」と規定していた。この規定は、黄燐燐寸製造禁止法第 2 条を踏襲したものである。この禁止の範囲は、使用者及び労働者ばかりではなく、これら以外の者にも及ぶ。禁止の対象が製造以外にも及んでいるのは、製造以外のプロセスにも禁止が及ばないと禁止の実効性が確保されないことにある¹⁵。</p> <p>○昭和 30 年以降にベンジジンの製造作業から膀胱腫瘍患者が発生したことから、昭和 33 年 3 月</p> |

| | |
|------------|---|
| | <p>にベンジジンの抑制濃度を0.015mg/m³とする作業環境改善の推進が通達された。</p> <p>○労働基準法第48条の有害物に指定する省令（昭和34年労働省令第25号）</p> <p>ベンゼンのり（ベンゼンを含有するゴムのり）によるベンゼン中毒が社会的な問題になったことを受けて示された省令である（現在は廃止されている）。製造等の禁止の対象にベンゼンのりを追加した。</p> <p>○昭和40年代に入ってベンジジン、ベーターナフチルアミンなどによる尿路障害が多発したことを受けて、昭和40年4月30日に尿路障害予防対策要綱が定められ、昭和46年に特化則の第1類物質として規制し、設備等の密閉化等を規制した¹⁶。</p> |
| <p>安衛法</p> | <p>○労働安全衛生法</p> <p>黄りんマッチ及びベンゼンを含有するゴムのりについては、労基法に基づいて製造等が禁止されていたが、安衛法が制定されるにあたり、本条において、これらに加えて、ベンジジン、ベーターナフチルアミン、四-アミノジフェニル、四-ニトロジフェニル等の発がん性物質の製造、使用等が禁止された。</p> |

ル) 中毒事件（ヘップサンダル事件）

「労働基準法第48条の有害物に指定する省令」（昭和34年労働省令第25号）を通じてベンゼンのりを本条の製造等禁止物質に追加する契機となったのが1950年代頃から明らかになったベンゼンによるベンゼン中毒事件の多発である。ベンゼン等による中毒症状の実態は専門家による小規模染料工場の実態調査（1952年（昭和27年）8月）や東京都墨田区のポリエチレンビニル印刷加工工場における貧血症状患者の調査（1957年（昭和32年）3月）等によって明らかになりつつあり、予防対策の必要性は認識されてきたが、中でも「ヘップサンダル事件」は前述の動きを強く後押しする影響力を有した¹⁷。

ヘップサンダル（ミュール）は、映画「ローマの休日」でオードリー・ヘップバーンが履いたサンダルに似せたビニール製のサンダルであり、当時、非常に広く人気を博していた。ベンゼンは、このヘップサンダルの底を貼るための接着剤（ゴムのり）の溶剤として広く用いられており、製作過程で揮発したベンゼンを吸い込んだ作業者に再生不良性貧血や白血病を発生させる原因となった。1958年（昭和33年）大阪でベンゼン中毒による死者が発生したうえ、翌年には東京においてもベンゼン中毒患者が確認されるなど全国的な問題となり、作業に従事していた者に労基法の保護を受けない家内労働者が多くいたことも受けて社会問題化した。これを受けて前述の省令が制定され、非労働者を含む全ての者に旧労基法48条が適用されるとする内閣法制局見解が示されたほか、有機溶剤中毒防止規則の制定（1960年（昭和35年））、特化則による規制へと展

- 1. 4. 2 背景になった災害等
- 1. 4. 2. 1 ベンゼン（ベンゾー

開した。

1. 4. 2. 2 建設アスベスト訴訟

建設アスベスト訴訟については「関連判例」参照。

1. 5 運用

1. 5. 1 適用の実際

本条が製造を禁止する化学物質の今日的有用性は限定されていることから、秘密裏にこれらの化学物質を製造して指導の対象となるような例や、本条違反の有無を特に意識して監督を行う例は今日ほとんど見られない。製造禁止物質の取扱いに関する今日の主な問題は、なおこれを用いた建築物が数多く残る石綿に関する取扱いである。

石綿は、建築材料の中に混入させたり、鉄骨の耐火被覆のために吹付けたりするなどして広く利用されてきた。石綿の有害性は前述のように比較的早くから認識され、1971年（昭和46年）には特化則で規制の対象となったものの、その規制・監督は必ずしも当初から厳格に行われてきたわけではなかった。

その一つの要因は、石綿の化学物質としての有用性にある。石綿は、耐火性や防音性、断熱性、耐久性に優れ、しかも軽くて安価である。禁止対象となる石綿製品と評価される石綿含有率も段階的に引き下げる対応がとられ、その含有率に到達するまでは建材に石綿を混入させる取扱いがしばらく行われた。

また、規制を行うこと自体が困難であるという事情も存在した。建設現場では、石綿が含まれる建築材料を切断したり、穴をあけたり、加工したりすることによって労働

者・就業者は常に石綿に暴露される危険性にさらされる。しかし、重層的で複雑な請負・下請関係を形成する建設業界において、何百万人にもなる建設業従事者の健康を守ることができるよう、特定化学物質等作業主任者の選任、特殊健康診断の実施、局排の設置、防じんマスクの使用といった規制を遵守させることは現実には非常に困難であった。

現在石綿を含む建築物の解体工事をするにあたっては届出を行うことが義務づけられている（石綿則第5条）。もっとも全ての届出が行われた場合、約200万件に及ぶといわれており、これらのすべてを臨検することは現状の監督体制において困難といわざるを得ない。石綿を含む建築物の解体を業とする事業者には許可制度を設けるなどの対応が求められる。

1. 5. 2 関連判例

○建設アスベスト訴訟

<概要>

アスベスト（石綿）は、従来防火や防音、断熱性能に優れる点から建築物や船舶など多くの場面で活用されてきた。しかしその有害性が徐々に認識されるようになり、2005年に機械メーカー・クボタの旧神崎工場の労働者がアスベスト関連疾患で多数死亡し、中皮腫を発症した同工場の周辺の住民に対して見舞金の支払いを検討している事実（「クボタ・ショック」と呼ばれる）が明らかになるなどしてその問題性は社会的に無視できない状態になった。こうした動きを受けて、前述のように本条を基礎とする安衛令（第16条4号）に基づいて製造禁止の対象とされるに至った（平成18年9月

1日施行)¹⁸。

このように禁止規定の整備以前からアスベストの有害性が認知可能であったことから、これに対する対策を国や建材メーカーが講じる余地があったことを手がかりに、アスベスト含有建材を使った建設作業に従事して中皮腫や肺がん等の疾患を発症した労働者・非労働者を含む建設作業従事者が、国とアスベストを含む建材を製作していたメーカーに対して損害賠償を請求する訴訟が日本各地で提起された¹⁹。特に2008年の東京地裁への提訴以降、全国8つの地方裁判所（札幌・仙台・埼玉・東京・神奈川・京都・大阪・福岡）で提起された集団訴訟は、総称して「建設アスベスト訴訟」と呼ばれる。本件訴訟の論点は多岐にわたるが、ここでは本法第55条、第57条に関連する判示部分に限定して整理をする。

<訴訟経過>

建設アスベスト訴訟は、東京、神奈川、北海道、京都、大阪、福岡の6つの地域で提起された。それぞれの審級・判決年月日等の基本情報は以下のとおりである。

| |
|--|
| ○神奈川第1陣訴訟 横浜地判平 24・5・25 訴月 59 卷 5 号 1157 頁 東京高判平 29・10・27 判タ 1444 号 137 頁 |
| ○首都圏第1陣訴訟 東京地判平 24・12・5 判時 2183 号 94 頁 東京高判平 30・3・14 裁判所ウェブサイト 最高裁第一小法廷令 2・12・14 判例集未搭載 |

| |
|---|
| ○九州第1陣訴訟 福岡地判平 26・11・7westlaw_2014WLJPCA11076001 福岡高判令元・11・11westlaw_2019WLJPCA11116001 |
| ○大阪第1陣訴訟 大阪地判平 28・1・22 判タ 1426 号 49 頁 大阪高判平 30・9・20 判時 2404 号 240 頁 |
| ○京都第1陣訴訟 京都地判平 28・1・29 判時 2305 号 22 頁 大阪高判平 30・8・31 判時 2404 号 4 頁 |
| ○札幌第1陣訴訟 札幌地判平 29・2・14 判時 2347 号 18 頁 |
| ○神奈川第2陣訴訟 横浜地判平 29・10・24 裁判所ウェブサイト |

<当事者・請求内容>

各事件の事実関係の詳細は異なるものの、当事者の属性及び請求内容はおおむね一致している。

本訴訟を提起した原告当事者は、建築物の建設、解体作業時にアスベストの粉じん暴露したことによって中皮腫や肺がん、石綿肺等の石綿関連疾患に罹患した者、及びその家族（相続人）である。アスベスト関連疾患に罹患した者には、左官や解体工等労基法上の労働者とみられる者が含まれる一方で、労基法上の労働者とは見られない一人親方や零細事業者も含まれている点に事案としての特徴がある。

本訴訟を提起された被告当事者は国とアスベストを含む製品の製造に関わったメーカーである。

国に対しては、国家賠償法に基づく損害

賠償が請求されている（国賠法第 1 条第 1 項）。その理由は、国が適切に規制権限を行使しなかったこと、すなわち本法に関しては、国がアスベストによる労働者等の健康被害を防止・軽減するためにアスベストに対する暴露を防止したり、警告表示を事業主に義務付けたりするよう本法を改正しなかったというものである。本訴訟の争点は、建築基準法に関する規制権限の不行使や一人親方等非労働者への賠償責任の有無等多岐にわたるが、ここでは本法に関連する部分に限って判決を整理することとする。

1. 6. 2 民事上の効果
未了。

1. 6. 3 関連資料
なし。

<判旨>

未了（令 2・12・14 の首都圏第 1 陣訴訟に関する最高裁決定において東京高裁が認めた国の責任を認容）。

1. 6 その他

1. 6. 1 罰則

本条に違反して、黄りんマッチ、ベンジジン、ベンジジンを含有する製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物を、政令で定めるものを、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用した者は、3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金に処せられる（労安衛第 116 条）。

この罰則については両罰規定の適用がある。法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、これらの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する（法第 122 条）。

2. 第 56 条（製造の許可）

2. 1 条文

第五十六条 ジクロロベンジジン、ジクロロベンジジンを含む製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずるおそれのある物で、政令で定めるものを製造しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、製造設備、作業方法等が厚生労働大臣の定める基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

3 第一項の許可を受けた者（以下「製造者」という。）は、その製造設備を、前項の基準に適合するように維持しなければならない。

4 製造者は、第二項の基準に適合する作業方法に従つて第一項の物を製造しなければならない。

5 厚生労働大臣は、製造者の製造設備又は作業方法が第二項の基準に適合していないと認めるときは、当該基準に適合するように製造設備を修理し、改造し、若しくは移転し、又は当該基準に適合する作業方法に従つて第一項の物を製造すべきことを命ずることができる。

6 厚生労働大臣は、製造者がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したときは、第一項の許可を取り消すことができる。

2. 2 趣旨と内容

2. 2. 1 趣旨

労働者に重度の健康障害を生ずるおそれのある有害物ではあるものの、ある製品の製造や研究開発に不可欠・重要である等の理由で、その製造や利用を認める必要のある有害物もある。このような有害物については、法第 22 条に基づく健康障害防止措置によって健康障害の発生の予防が目指され、特化則で製造設備の仕組みや有害物の管理方法について厳格な規制が講じられている。本法は、その遵守の徹底を図るため、製造者に製造設備の設計や作業方法の決定等、有害物の利用に至る前段階で事前に達成すべき基準を設けて厚生労働大臣の審査による許可制とし、製造設備を許可基準に適合するよう維持することを義務付けたものである。

2. 2. 2 内容

2. 2. 2. 1 製造許可制の対象物質

本条第 1 項が許可制の対象とする物質は、安衛令別表第 3 第 1 号に掲げる特定化学物質の第一類物質及び石綿分析用試料等である（安衛令第 17 条）。同別表は、特定化学物質を第一類物質、第二類物質、第三類物質の 3 種類に分けて規定している。第一類物質及び第二類物質は微量でも有害な作用をする点で共通する。第一類物質は、がん等の慢性障害を引き起こす物質のうち、特に有害性が高く、製造工程で特に厳重な管理（製造許可）を必要とするものである。第二類物質はがん等の慢性障害を引き起こす物質のうち、第一類物質に該当しないものが分類されており、さらに特定第二類物質、特別有

機溶剤等、オーラミン等、管理第二類物質等に細分類されている。第三類物質には、大量漏洩した場合に有害作用のある物質が分類されている。

同別表第3第1号に掲げる第一類物質は以下のとおりである。

| | |
|---|--|
| 1 | ジクロロベンジジン及びその塩 |
| 2 | アルファーナフチルアミン及びその塩 |
| 3 | 塩素化ビフェニル（別名PCB） |
| 4 | オルトトリジン及びその塩 |
| 5 | ジアニシジン及びその塩 |
| 6 | ベリリウム及びその化合物 |
| 7 | ベンゾトリクロリド ²⁰ |
| 8 | 1から6までに掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有し、又は7に掲げる物をその重量の〇・五パーセントを超えて含有する製剤その他の物（合金にあつては、ベリリウムをその重量の三パーセントを超えて含有するものに限る。） |

「ジクロロベンジジン」（ジクロロベンジジン、第1号）は、灰色～紫色の結晶、褐色針状結晶の形状をとり、加熱すると分解し、有毒で腐食性のヒューム（窒素酸化物、塩化水素）を生じる。エアロゾルの吸入、経皮および経口摂取により体内に入り、反復または長期の皮膚への接触により、皮膚炎を引き起こしたり、肝臓に影響を与えたりすることがあるほか、発がん性を有する²¹。

「アルファーナフチルアミン」（ α -ナフチルアミン、第2号）は、特徴的な臭気のある、白色の結晶で、空気、光および水分に曝露すると赤色になる特徴を持つ。体内

への吸収経路は、吸入、経皮および経口摂取であり、眼および皮膚を軽度刺激するほか、血管に影響を与えることがある²²。

「塩素化ビフェニル」（ポリ塩化ビフェニル、PCB、第3号）は、淡い黄色の粘稠液体であり、エアロゾルの吸入、経皮および経口によって体内に摂取される。塩素座瘡の発祥可能性、肝臓への影響のほか、反復または長期の皮膚への接触により、皮膚炎を引き起こすおそれがある²³。絶縁性に優れることから、トランス（変圧器）やコンデンサーに使用された。「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、2020年（令和2年）3月31日までに処理することが義務付けられている。

「オルトトリジン」（O-トリジン、第4号）は、無色の結晶、または赤色～茶色の薄片といった外観を有し、燃焼すると分解し、窒素酸化物などの有毒なヒュームを生じる。経皮・経口で摂取され、発がん性を有する²⁴。

「ジアニシジン」（第5号）は、無色の結晶であり、燃焼すると分解し、窒素酸化物などの有毒なヒュームを生じるほか、蒸気は空気より重く、地面に沿って移動して、遠距離発火の可能性も有する。吸入、経皮および経口によって身体に取り込まれ、発がん性を有する²⁵。

「ベリリウム」（第6号）は、合金材料や、電子管の製造などに使われる銀白色、灰色の様々な形状の固体であり、強酸および強塩基と反応し、引火性/爆発性ガスを生じるほか、燃焼すると、有毒なヒューム（酸化ベリリウムなど）を生成する。エアロゾルの吸入および経口摂取により体内に吸収され、皮膚炎や結膜炎、肺炎や気管支炎を引き起こすおそれがある。反復または長期の吸入

や皮膚接触による本物質への感作は、重度の肉芽腫性肺炎患（慢性ベリリウム疾患）を生じることがある。発がん性を有する²⁶。

「ベンゾトリクロリド」（第7号）は、刺激臭のある、無色～黄色、発煙性、油状液体の物理的特徴を有する。加熱や酸および水との接触により、分解し、塩化水素を含む、有毒で腐食性のヒュームを生じる。吸入、経皮および経口により身体に影響を与え、短期暴露により皮膚および気道、眼を刺激し、長期又は反覆暴露により肺、肝臓、腎臓及び甲状腺に影響を与え、発がん性を有する²⁷。ベンゾトリクロリドは、1975年（昭和50年）に東京の化学工場従事者から肺がん患者が発生していることを受けて実施された実態調査、疫学調査の結果、ベンゾトリクロリドと肺がん発症との関係が認められたことから、本条の製造許可対象の特定化学物質等に追加された経緯がある²⁸

2. 2. 2. 2 製造しようとする者

本条の規制が及ぶ人的範囲は、「製造しようとする者」である。この文言は文字通り製造許可制の対象物質の製造者になる予定の者を意味し、この物質の販売者は規制の対象とならない。同様に、製造許可制の対象物質で容器に入れられたもの、又は大型包装されたものを他の製造業者から購入し、又は輸入し、これを小型の容器に詰め替え、当該容器に新たにその業者の証紙を貼付し荷姿を整えるいわゆる小分けを行っても、本条の製造には該当しない²⁹。

2. 2. 2. 3 許可の単位

本条第1項に規定される「厚生労働省令」は特化則第48条に該当する。特化則第48

条は、本項の許可は、安衛令別表第3号第1号に掲げる製造許可制の対象物質ごとに、かつ、当該物質を製造するプラントごとに行うものとする。具体的には、事業場において、二種類の許可制対象物質を製造する場合には、それぞれについて許可が必要になり、さらにこれらがそれぞれ二系列で製造される場合は、それぞれの系列ごとに許可を受けなければならない（昭和47年9月18日基発第591号）。

2. 2. 2. 4 許可の申請手続と基準

本条第2項が定める厚生労働大臣に対する製造許可の申請は、この許可を受けようとする者が、特化則様式第5号による申請書（特定化学物質製造許可申請書）に生産計画等や事業場の概要、製造施設等について記載した特化則様式第6号による摘要書を添えて、当該許可に係る物を製造する場所を管轄する労働基準監督署長を経由して厚生労働大臣に提出する方法で行われる（特化則第49条第1項）。この申請を受け取った厚生労働大臣は、この申請を審査し、製造設備、作業方法等が本条第2項に規定される「厚生労働大臣の定める基準」に適合した判断したときは、許可を与える。厚生労働大臣は、この許可をしたときは、申請者に対し、特化則様式第7号による許可証（特定化学物質製造許可証）を交付する（特化則第49条第2項）。この許可証の交付を受けた者は、これを滅失し、又は損傷したときは、特化則様式第8号による申請書（特定化学物質製造許可証再交付・書替申請書）を本条第1項の労働基準監督署長を経由して厚生労働大臣に提出し、許可証の再交付を受けな

ければならず（特化則第 49 条第 3 項）、氏名（法人にあつては、その名称）を変更したときは、特化則様式第 8 号による申請書を第 1 項の労働基準監督署長を経由して厚生労働大臣に提出し、許可証の書替えを受けなければならない（特化則第 49 条第 4 項）。

法第 56 条第 1 項の製造の許可を受けた者がその工程について、設備等の一部を変更しようとする場合（主要構造部分について変更しようとする場合を除く。）または作業方法を変更しようとする場合には、あらかじめ、（イ）変更の目的、（ロ）変更しようとする機械等又は作業方法、（ハ）変更後の構造又は作業方法、を記載した書面を許可申請書を提出した労働基準監督署長に提出しなければならない。また、前述の許可を受けた者が、製造工程を変更しようとする場合、許可物質の生産量を増加しようとする場合等においては再び同項の許可を受けなければならない。前述の許可を受けた者が、設備等の主要構造部分を変更しようとする場合には、法第 88 条第 1 項の規定に基づく第 52 条の特定化学設備等設置届を提出しなければならない（昭和 47 年 9 月 18 日基発第 591 号）。

厚生労働大臣が、製造許可申請を審査するときに用いる本条第 2 項に規定される「厚生労働大臣の定める基準」は、特化則において規制対象とする物質と製造目的に着目して区別して規定されている。

2. 2. 2. 4. 1 ジクロルベンジジン等の製造

まず、特化則第 50 条第 1 項は、安衛令別表第 3 第 1 号 1 から 5 まで及び 7 に掲げる物並びに同号 8 に掲げる物で同号 1 から 5

まで及び 7 に係るもの（以下「ジクロルベンジジン等」という。すなわち、ベリリウム及びその化合物以外のものを意味する）の製造（試験研究のためのジクロルベンジジン等の製造を除く。）に関する基準について次のように規定する。なお、本項は工場でジクロルベンジジン等を製造する際に関する定めであり、試験研究機関で製造しようとする場合については別に定めが置かれている（⇒2. 2. 2. 4. 3）。

一 ジクロルベンジジン等を製造する設備を設置し、又はその製造するジクロルベンジジン等を取り扱う作業場所は、それ以外の作業場所と隔離し、かつ、その場所の床及び壁は、不浸透性の材料で造ること。

二 ジクロルベンジジン等を製造する設備は、密閉式の構造のものとし、原材料その他の物の送給、移送又は運搬は、当該作業を行う労働者の身体に当該物が直接接触しない方法により行うこと。

三 反応槽については、発熱反応又は加熱を伴う反応により、攪拌機等のグラウンド部からガス又は蒸気が漏えいしないようガスケット等により接合部を密接させ、かつ、異常反応により原材料、反応物等が溢出しないようコンデンサーに十分な冷却水を通しておくこと。

四 ふるい分け機又は真空ろ過機で、その稼動中その内部を点検する必要があるものについては、その覆いは、密閉の状態でも内部を観察できる構造のものとし、必要がある場合以外は当該覆いが開放できないようにするための施錠等を設けること³⁰。

五 ジクロルベンジジン等を労働者に取り扱わせるときは、隔離室での遠隔操作によること。ただし、粉状のジクロルベンジジン等を湿潤な状態にして取り扱わせるときは、この限りでない。

六 ジクロルベンジジン等を計量し、容器に入れ、又は袋詰めする作業を行う場合において、前号に定めるところによることが著しく困難であるときは、当該作業を作業中の労働者の身体に当該物が直接接触しない方法により行い、かつ、当該作業を行う場所に囲い式フードの局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けること³¹。

七 前号の局所排気装置については、次に定めるところによること。

イ フードは、ジクロルベンジジン等のガス、蒸気又は粉じんの発散源ごとに設けること。

ロ ダクトは、長さができるだけ短く、ベンドの数ができるだけ少なく、かつ、適当な箇所に掃除口が設けられている等掃除しやすい構造とすること。

ハ ジクロルベンジジン等の粉じんを含有する気体を排出する局所排気装置にあつては、第九条第一項の表の上欄に掲げる粉じんの粒径に応じ、同表の下欄に掲げるいずれかの除じん方式による除じん装置又はこれらと同等以上の性能を有する除じん装置を設けること。この場合において、当該除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き除じん装置を設けること。

ニ ハの除じん装置を付設する局所排気装置のファンは、除じんをした後の空気が通る位置に設けること。ただし、吸引

された粉じんによる爆発のおそれがなく、かつ、ハの除じん装置を付設する局所排気装置のファンの腐食のおそれがないときは、この限りでない。

ホ 排気口は、屋外に設けること。

ヘ 厚生労働大臣が定める性能を有するものとする。

ハ 第六号のプッシュプル型換気装置については、次に定めるところによること。

イ ダクトは、長さができるだけ短く、ベンドの数ができるだけ少なく、かつ、適当な箇所に掃除口が設けられている等掃除しやすい構造とすること。

ロ ジクロルベンジジン等の粉じんを含有する気体を排出するプッシュプル型換気装置にあつては、第九条第一項の表の上欄に掲げる粉じんの粒径に応じ、同表の下欄に掲げるいずれかの除じん方式による除じん装置又はこれらと同等以上の性能を有する除じん装置を設けること。この場合において、当該除じん装置には、必要に応じ、粒径の大きい粉じんを除去するための前置き除じん装置を設けること。

ハ ロの除じん装置を付設するプッシュプル型換気装置のファンは、除じんをした後の空気が通る位置に設けること。ただし、吸引された粉じんによる爆発のおそれがなく、かつ、ロの除じん装置を付設するプッシュプル型換気装置のファンの腐食のおそれがないときは、この限りでない。

ニ 排気口は、屋外に設けること。

ホ 厚生労働大臣が定める要件を具備するものとする。

九 ジクロルベンジジン等の粉じんを含有

有する気体を排出する製造設備の排気筒には、第七号ハ又は前号ロの除じん装置を設けること。

十 第六号の局所排気装置及びプッシュプル型換気装置は、ジクロロベンジジン等に係る作業が行われている間、厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼働させること。

十一 第七号ハ、第八号ロ及び第九号の除じん装置は、ジクロロベンジジン等に係る作業が行われている間、有効に稼働させること。

十二 ジクロロベンジジン等を製造する設備からの排液で、第十一条第一項の表の上欄に掲げる物を含有するものについては、同表の下欄に掲げるいずれかの処理方式による排液処理装置又はこれらと同等以上の性能を有する排液処理装置を設け、当該装置を有効に稼働させること³²。

十三 ジクロロベンジジン等を製造し、又は取り扱う作業に関する次の事項について、ジクロロベンジジン等の漏えい及び労働者の汚染を防止するため必要な作業規程を定め、これにより作業を行うこと。

イ バルブ、コック等（ジクロロベンジジン等を製造し、又は取り扱う設備に原材料を送給するとき、及び当該設備から製品等を取り出すときに使用されるものに限る。）の操作

ロ 冷却装置、加熱装置、攪拌装置及び圧縮装置の操作

ハ 計測装置及び制御装置の監視及び調整

ニ 安全弁、緊急しや断装置その他の安

全装置及び自動警報装置の調整

ホ ふた板、フランジ、バルブ、コック等の接合部におけるジクロロベンジジン等の漏えいの有無の点検

ヘ 試料の採取及びそれに用いる器具の処理

ト 異常な事態が発生した場合における応急の措置

チ 保護具の装着、点検、保管及び手入れ

リ その他ジクロロベンジジン等の漏えいを防止するため必要な措置

十四 ジクロロベンジジン等を製造する設備から試料を採取するときは、次に定めるところによること。

イ 試料の採取に用いる容器等は、専用のものとする。

ロ 試料の採取は、あらかじめ指定された箇所において、試料が飛散しないように行うこと。

ハ 試料の採取に用いた容器等は、温水で十分洗浄した後、定められた場所に保管しておくこと。

十五 ジクロロベンジジン等を取り扱う作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に作業衣並びに不浸透性の保護手袋及び保護長靴を着用させること。

第1号で求められている作業場所からの隔離は、許可物質の製造に係る作業が行われている作業場所とそれ以外の作業場所との建屋が別棟であるか、又は隔壁をもって区画されていることを意味する（昭和47年9月18日基発第591号）。

第2号で要請される「原材料その他の物の送給、移送又は運搬」については、これら

の作業を各装置間の落差又はポンプ等により配管で行うなど、スクリーフィダー又はバケットコンベヤ等を用いて機械的に行わなければならない（昭和 47 年 9 月 18 日基発第 591 号）。原材料の投入や反応生成物を取り出す作業が人力で行われる場合はその暴露が避けられないので、こうしたプロセスは機械化されるべきである³³。

上記通達に規定されている「スクリーフィダー」（スクリーフィーダー）とは、粉粒体原料をパイプ内に装着された螺旋型のスクリーを回転させることで送り出す原料搬送の仕組みである。



《出典：株式会社セイワ技研 web ページ》

34

同じく上記通達に規定されている「バケットコンベヤ」は、バケツ（バケット）をチェーンやベルトに取り付け、そのバケツの中に運搬物を投入し、チェーンやベルトを

動作させることで運搬するコンベヤである。



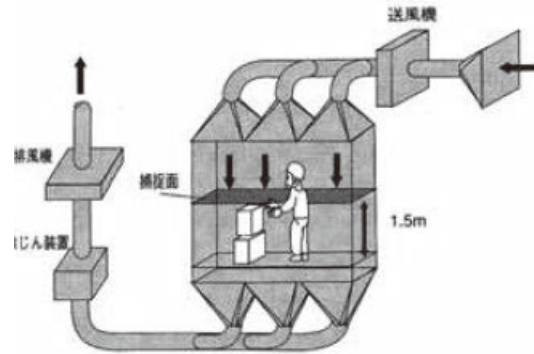
《出典：株式会社インダ web ページ》³⁵

第 3 号に規定される「ガスケット」とは、部品や配管など、静止している場所の接続部分の密閉に使用されるシールの一種である。ガスケットを接続部の間に挟んでボルト等で固定し、接続部の隙間を塞ぐことで内部を通る流体の漏出や異物混入を防止する役割を担う。例えば、1 つめの図のようなフランジ用ガスケットを、2 つめの図のように接続部の間に挟んで固定して利用する。

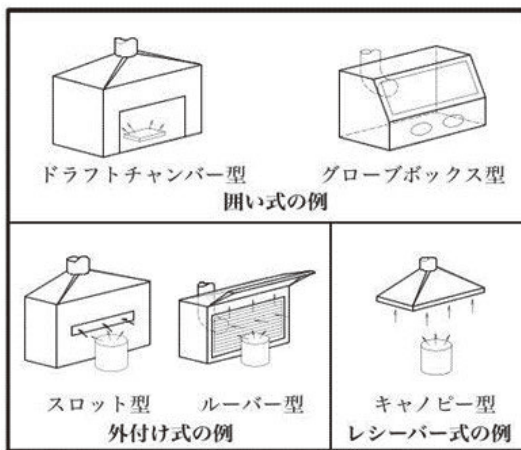


《出典：日東金属工業株式会社》³⁶

第 6 号「囲い式フードの局所排気装置」は、有害物の発生源の近くに空気の吸込み口を設けて常に吸引する気流を作り、有害物がまわりに拡散しないようにして作業者が汚染された気流に暴露されないようにする装置（局所排気装置）のうち、作業に必要な前面のみに開口がありその他の部分は囲まれている形状のものをいう³⁷。

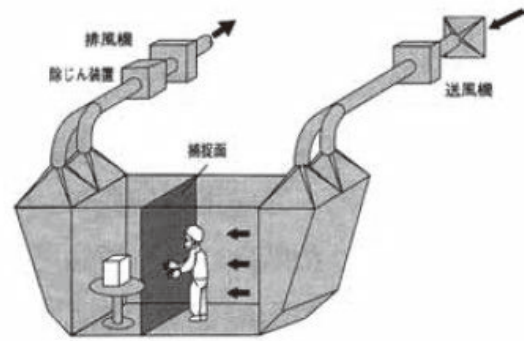


密閉式プッシュプル型換気装置
（下降流・送風機あり）



《株式会社サンキョウ・エンビックス web ページより》³⁸

第 6 号等に規定される「プッシュプル型換気装置」とは、一様な補足気流（ヒュームの発散源またはその付近を通り吸込み側フードに向かう気流であって、補足面での気流の方向及び風速が一様であるもの）を形成させ、当該気流によって発散源から発散するヒュームを補足し、吸込み側フードに取り込んで排出する装置である。天井、壁及び床が密閉されているブースを有する密閉式プッシュプル型換気装置と、それ以外の開放式プッシュプル型換気装置がある³⁹。



密閉式プッシュプル型換気装置
（水平流・送風機あり）

《厚労省 web ページより》⁴⁰

本条の基準は、製造設備および作業方法について規定したものであり、本条の基準に適合していないと認められるときは、法第 56 条第 5 項の適合命令により基準に適合させる必要がある（昭和 47 年 9 月 18 日基発第 591 号）。

2. 2. 2. 4. 2 ベリリウム等の製造

ベリリウム等の製造（試験研究のためのベリリウム等の製造を除く。）については、特化則第 50 条の 2 第 1 項において次のように規定されている。

一 ベリリウム等を焼結し、又は煨焼（かしょう）する設備（水酸化ベリリウムから高純度酸化ベリリウムを製造する工程における設備を除く。次号において同じ。）は他の作業場所と隔離された⁴¹屋内の場所に設置し、かつ、当該設備を設置した場所に局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けること。

二 ベリリウム等を製造する設備（ベリリウム等を焼結し、又は煨焼（かしょう）する設備、アーク炉等により溶融したベリリウム等からベリリウム合金を製造する工程における設備及び水酸化ベリリウムから高純度酸化ベリリウムを製造する工程における設備を除く。）は、密閉式の構造のものとし、又は上方、下方及び側方に覆い等を設けたものとする。

三 前号の規定により密閉式の構造とし、又は上方、下方及び側方に覆い等を設けたベリリウム等を製造する設備で、その稼動中内部を点検する必要があるものについては、その設備又は覆い等は、密閉の状態又は上方、下方及び側方が覆われた状態で内部を観察できるようにすること。その設備の外板等又は覆い等には必要がある場合以外は開放できないようにするための施錠等を設けること。

四 ベリリウム等を製造し、又は取り扱う作業場の床及び壁は、不浸透性の材料で造ること。

五 アーク炉等により溶融したベリリウム等からベリリウム合金を製造する工程において次の作業を行う場所に、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けること。

イ アーク炉上等において行う作業
ロ アーク炉等からの湯出しの作業
ハ 溶融したベリリウム等のガス抜き作業

ニ 溶融したベリリウム等から浮渣を除去する作業

ホ 溶融したベリリウム等の鋳込の作業

六 アーク炉については、電極を挿入する部分の間隙を小さくするため、サンドシール等を使用すること。

七 水酸化ベリリウムから高純度酸化ベリリウムを製造する工程における設備⁴²については、次に定めるところによること。

イ 熱分解炉は、他の作業場所と隔離された屋内の場所に設置すること。

ロ その他の設備は、密閉式の構造のものとし、上方、下方及び側方に覆い等を設けたものとし、又はふたをすることが出来る形のものとする。

ハ 焼結、煨焼（かしょう）等を行つたベリリウム等は、吸引することにより匣鉢（さや）から取り出すこと。

ニ 焼結、煨焼（かしょう）等に使用した匣鉢（さや）の破砕は他の作業場所と隔離された屋内の場所で行い、かつ、当該破砕を行う場所に局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けること。

ホ ベリリウム等の送給、移送又は運搬は、当該作業を行う労働者の身体にベリリウム等が直接接触しない方法により行うこと。

ロ 粉状のベリリウム等を労働者に取り扱わせるとき（送給し、移送し、又は運搬するときを除く。）は、隔離室での遠

隔操作によること。

十二 粉状のベリリウム等を計量し、容器に入れ、容器から取り出し、又は袋詰めする作業を行う場合において、前号に定めるところによることが著しく困難であるときは、当該作業を行う労働者の身体にベリリウム等が直接接触しない方法により行い、かつ、当該作業を行う場所に囲い式フードの局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けること。

十三 ベリリウム等を製造し、又は取り扱う作業に関する次の事項について、ベリリウム等の粉じんの発散及び労働者の汚染を防止するために必要な作業規程を定め、これにより作業を行うこと。

イ 容器へのベリリウム等の出し入れ
ロ ベリリウム等を入れてある容器の運搬

ハ ベリリウム等の空気輸送装置の点検

ニ ろ過集じん方式の集じん装置（ろ過除じん方式の除じん装置を含む。）のろ材の取替え

ホ 試料の採取及びそれに用いる器具の処理

ヘ 異常な事態が発生した場合における応急の措置

ト 保護具の装着、点検、保管及び手入れ

チ その他ベリリウム等の粉じんの発散を防止するために必要な措置

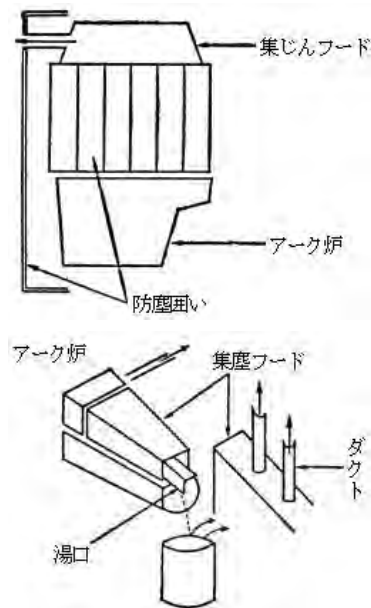
十四 ベリリウム等を取り扱う作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に作業衣及び保護手袋（湿潤な状態のベリリウム等を取り扱う作業に従事する労働者に着用させる保護手袋にあつては、不

浸透性のもの）を着用させること。

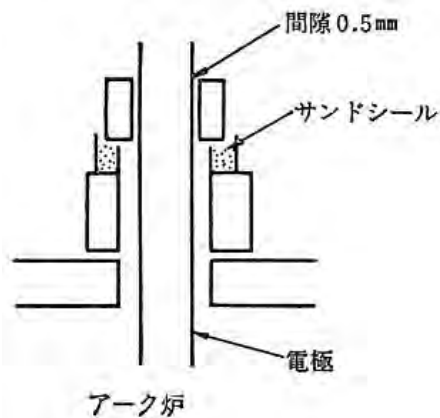
第 2 号の「覆い等」は、本号のベリリウム等を製造する設備を包み込めるような天幕等を意味する（昭和 50 年 10 月 1 日基発 573 号）。

第 3 号の「内部を観察できる」状態とは、当該装置の覆いの一部をガラス又は透明なプラスチックで造り当該場所から内部を観察できることを意味する（昭和 50 年 10 月 1 日基発 573 号）。同号の「施錠等」の「等」には、当該装置の覆いを緊結することが含まれる（昭和 50 年 10 月 1 日基発 573 号）。

第 5 号のイからホまでの作業場所に設ける「局所排気装置」には、以下の図のようなものがある（昭和 50 年 10 月 1 日基発 573 号）。



第 6 号のサンドシール等の使用例としては、次の図のようなものがある。

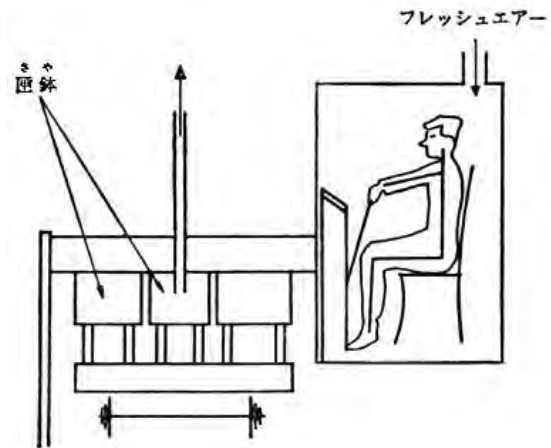


第 8 号、第 9 号に規定される「匣鉢（さや）」は、陶磁器を焼くとき、保護のために素地（きじ）を入れる耐火粘土製の容器である⁴³。



《余語株式会社 web ページより》⁴⁴

また、第 8 号の「吸引することにより匣鉢から取り出す」例としては次の図のようなものがある（昭和 50 年 10 月 1 日基発 573 号）。



また、特化則第 50 条第 1 項第 7 号から第 12 号まで及び第 14 号の規定は、本条第 1 項のベリリウム等の製造に関する法第 56 条第 2 項の厚生労働大臣の定める基準について準用する（特化則第 50 条の 2 第 2 項）。

2. 2. 2. 4. 3 試験研究のための製造許可

試験研究を目的としてジクロロベンジジン等、ベリリウム等を製造する場合には、次の基準を満たさなければならない（特化則第 50 条第 2 項、第 50 条の 2 第 3 項）。

- 一 ジクロロベンジジン等を製造する設備は、密閉式の構造のものとすること。ただし、密閉式の構造とすることが作業の性質上著しく困難である場合において、ドラフトチェンバー内部に当該設備を設けるときは、この限りでない。
- 二 ジクロロベンジジン等を製造する装置を設置する場所の床は、水洗によって容易に掃除できる構造のものとすること。
- 三 ジクロロベンジジン等を製造する者は、ジクロロベンジジン等による健康

障害の予防について、必要な知識を有する者であること。

四 ジクロロベンジジン等を製造する者は、不浸透性の保護前掛及び保護手袋を使用すること。

2. 2. 2. 4. 4 製造設備・作業方法を基準に適合するように維持する義務

許可基準を満たして許可を受けたとしても、その許可基準を満たしている状態が実現され、維持されなければ本条の趣旨を実現することができない。そこで本条第 3 項は、本条第 1 項の許可を受けた者（製造者）に対して、その製造設備を、本条第 2 項の許可基準に適合するように維持する義務を課す。また本条第 4 項は、製造者が実際に第 1 項の物を製造するにあたって、本条第 2 項の基準に適合する作業方法を用いることを義務付ける。

2. 2. 2. 4. 5 行政による命令・許可の取消

本条 3 項及び第 4 項の義務の実効性を確保する役割を担う制度の一つが、本条第 5 項の厚生労働大臣による命令である。すなわち、厚生労働大臣は、製造者の製造設備又は作業方法が本条第 2 項の基準に適合していないと認めるときは、当該基準に適合するように製造設備を修理し、改造し、若しくは移転し、又は当該基準に適合する作業方法に従って本条第 1 項の物を製造すべきことを命ずることができる。この命令に従わない場合については、次項の許可取消のほか、後述する罰則の適用がある（法第 119 条第 2 号）。

また、厚生労働大臣は、製造者がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したときは、本条第 1 項の許可を取り消すことを認められている（本条第 6 項）。

これらのほか、後述する罰則規定によって本条の実効性の確保が図られている。

2. 2. 2. 5 手数料

本条第 1 項の許可を得ようとする場合は、政令に定めるところにより国に対して手数料を支払わなければならない（法第 112 条第 1 項第 8 号）。この政令である安全衛生法関係手数料令第 1 号第 4 号は、この許可の申請 1 件につき 19 万 7600 円、電子情報処理組織を使用する場合にあっては 19 万 7000 円支払うものとする。

2. 3 関連規定

2. 3. 1 法条

安衛令第 17 条（製造の許可を受けるべき有害物）、特化則第 48 条（製造の許可）、第 49 条（許可手続）、第 50 条、第 50 条 2（製造許可の基準）、法第 93 条 3 項（労働衛生専門官による許可事務の所掌）、法第 110 条（許可等の条件）等。

2. 4 沿革

2. 4. 1 制度史

本法制定後、大きな改正は行われていない（平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号により労働大臣、労働省令の名称を現行のものに修正）。

2. 4. 2 背景になった災害等特になし。

2. 5 運用

2. 5. 1 適用の実際

本条が適用される場面は限定されており、本条違反が争点となる例は今日あまり見られない。

本条の許可を得て製造許可対象物質を製品の製造のために用いた例としては、例えばベリリウムについて、人造宝石（エメラルド）、コンビナートの施設の打音検査のハンマー用のベリウム銅合金等がある。

2. 5. 2 関連判例

なし。

2. 6 その他

2. 6. 1 罰則

本条第 1 項の規定に違反して厚生労働大臣の許可を得ずに有害物を製造した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられる（法第 117 条）。

厚生労働大臣の許可を得て有害物を製造する者が、本条第 3 項、第 4 項の規定に違反した場合には、6 ヶ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる（法第 119 条第 1 号）。

厚生労働大臣の許可を受けて有害物を製造する者が、本条第 5 項に基づいて厚生労働大臣により発生される命令に従わない場合には、6 ヶ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる（法第 119 条第 2 号）。

これらの罰則については両罰規定の適用がある。法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、これらの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その

法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する（法第 122 条）。

2. 6. 2 民事上の効力

未了。

2. 6. 3 資料

○特化則第 49 条第 1 項様式第 5～

8

(別添)

3. 第 57 条（表示等）

3. 1 条文

第五十七条 爆発性の物、発火性の物、引火性の物その他の労働者に危険を生ずるおそれのある物若しくはベンゼン、ベンゼンを含有する製剤その他の労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は前条第一項の物を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、その容器又は包装（容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供するときにあつては、その容器）に次に掲げるものを表示しなければならない。ただし、その容器又は包装のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りでない。

一 次に掲げる事項

イ 名称

ロ 人体に及ぼす作用

ハ 貯蔵又は取扱い上の注意

ニ イからハマまでに掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

二 当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの

2 前項の政令で定める物又は前条第一項の物を前項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号の事項を記載した文書を、譲渡し、又は提供する相手方に交付しなければならない。

3. 2 趣旨と内容

3. 2. 1 趣旨

労働者が健康障害なく適切に有害物を取り扱うためには、当該有害物に関する情報を労働者に正しく周知する必要がある。機械等についてはその危険性が外観から明らかであることも少なくない。しかし、有害物については一見してその有害性や身体への具体的作用が明らかでないことも少なくなく、さらに容器や包装により包まれていると匂いや刺激によって有害性の可能性を感知することも難しくなる。他方で化学物質を譲渡又は提供する者は当該化学物質に関する有害性、取扱い方法を認識していることが多く、この製造・流通段階においてその知りうる情報を表示させることが労働者の健康障害の回避に有効である。こうした化学物質に関する情報を表示、周知し、労働者が認識することの重要性は、「職場における化学物質の使用の安全に関する条約（Chemicals Convention）」（ILO170 号条約、1990 年採択。日本未批准）や「職場における化学物質の使用の安全に関する勧告（Chemicals Recommendation）」（ILO177 号勧告、1990 年採択）といった形で国際的にも広く認知されるところとなっている。

そこで本条は、労働者が取り扱う物質の成分、その有害性、取扱い上注意すべき点等を事前に承知していなかったために生ずる職業性中毒を防止すること、有害物による暴露に対する手当が、有害物の靱帯に及ぼす影響や初期の症状が不明のために手遅れになることを防ぐこと等を目的として、爆発性の物、発火性の物、引火性の物その他の労働者に危険を生ずるおそれのある物若しくはベンゼン、ベンゼンを含有する製剤等

労働者に健康障害を生ずるおそれのあるものに関する表示制度を定めている⁴⁵。

3. 2. 2 内容

3. 2. 2. 1 表示対象とする物

3. 2. 2. 1. 1 原則的規定

本条が、譲渡又は提供の際に容器又は包装に名称等の表示を義務付ける物（以下「表示対象物」という）は、法第 56 条第 1 項に定める製造許可対象物のほか、次の物である（安衛令第 18 条）。

- 一 安衛令別表第 9 に掲げる物（アルミニウム、イットリウム、インジウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タングステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フェロバナジウム、マンガン、モリブデン又はロジウムにあつては、粉状のものに限る。）
- 二 安衛令別表第 9 に掲げる物を含有する製剤その他の物で、安衛則第 30 条で定めるもの
- 三 安衛令別表第 3 第 1 号 1 から 7 までに掲げる物を含有する製剤その他の物（同号 8 に掲げる物を除く。）で、安衛則第 31 条で定めるもの

前記安衛令第 18 条第 2 号に関わる安衛則第 30 条が規定する物は、安衛則別表第 2 の上欄に掲げる物を含有する製剤その他の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の中欄に定める値である物並びに四アルキル鉛を含有する製剤その他の物（加鉛ガソリンに限る。）及びニトログリセリンを含有する製

剤その他の物（98 パーセント以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化した物であつて、ニトログリセリンの含有量が 1 パーセント未満のものに限る。）を除く。）とされる。ただし、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物（①危険物（安衛令別表第一に掲げる危険物をいう。以下同じ。安衛則第 30 条但書第 1 号）、②危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物（安衛則第 30 条但書第 2 号）、③酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含有する製剤その他の物であつて皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの（安衛則第 30 条但書第 3 号）のいずれかに該当するものを除く。）は除かれる。この但書部分については、後述する。

前記安衛令第 18 条第 3 号に関わる安衛則第 31 条が規定する物は、前記安衛則第 30 条但書に記載されるものを除き、次のような物である。

- 一 ジクロロベンジジン及びその塩を含有する製剤その他の物で、ジクロロベンジジン及びその塩の含有量が重量の〇・一パーセント以上一パーセント以下であるもの
- 二 アルファアーナフチルアミン及びその塩を含有する製剤その他の物で、アルファアーナフチルアミン及びその塩の含有量が重量の一パーセントであるもの
- 三 塩素化ビフェニル（別名 PCB）を含有する製剤その他の物で、塩素化ビフェニルの含有量が重量の〇・一パーセント以上一パーセント以下であるもの
- 四 オルトートリジン及びその塩を含有する製剤その他の物で、オルトートリ

ジン及びその塩の含有量が重量の一パーセントであるもの

五 ジアニシジン及びその塩を含有する製剤その他の物で、ジアニシジン及びその塩の含有量が重量の一パーセントであるもの

六 ベリリウム及びその化合物を含有する製剤その他の物で、ベリリウム及びその化合物の含有量が重量の〇・一パーセント以上一パーセント以下（合金にあつては、〇・一パーセント以上三パーセント以下）であるもの

七 ベンゾトリクロリドを含有する製剤その他の物で、ベンゾトリクロリドの含有量が重量の〇・一パーセント以上〇・五パーセント以下であるもの

以上に該当する表示義務対象物質については、【資料 1】「表示・通知義務対象物質」を参照。これに該当する物質の一覧は「職場のあんぜんサイト」において公開されている⁴⁶。なお、本条のラベル表示義務の対象となる物質の裾切値と、法第 57 条の 2 に基づく文書交付制度（SDS）の義務的な対象となる物質の裾切値とが異なって設定されていることがある。

3. 2. 2. 1. 2 固形物に関する適用除外

3. 2. 2. 1. 2. 1 概要と趣旨

安衛則第 30 条及び同則第 31 条に規定される表示対象とする物については、安衛則第 30 条但書に基づいて、「運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物」に関する例外が設けら

れている。但、①危険物（安衛令別表第一に掲げる危険物をいう。安衛則第 30 条但書第 1 号）、②危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物（安衛則第 30 条但書第 2 号）、③酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含有する製剤その他の物であつて皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの（安衛則第 30 条但書第 3 号）のいずれかに該当するものについては除かれる。

この定めは、安衛令別表第 9 に掲げる物（純物質）及び安衛令別表第 9 又は別表第 3 第 1 号 1 から 7 までに掲げる物を含有する製剤その他の物（混合物）のうち、運搬中及び貯蔵中において、固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物について、表示義務の適用を除外することとしたものである。この趣旨は、表示対象物を譲渡し、又は提供する時点において固体の物については、粉状でなければ吸入ばく露等のおそれがなく、健康障害の原因とならないものと考えられること、また、国際的にも、欧州の化学品規制である CLP（Contract Laboratory Program、委託試験機関プログラム）規則において、文書交付により情報伝達がなされている場合には、塊状の金属、合金、ポリマーを含む混合物、エラストマーを含む混合物について表示が適用除外とされていることを踏まえたことによる（平成 27 年 8 月 3 日基発 0803 第 2 号）。但、爆発性、引火性等の危険性や、皮膚腐食性を有する物については、譲渡・提供時において固形であっても当該危険性等が発現するおそれがあるため、適用除外の対象とはせず、引き続き、表示義務の対象としたものである。

3. 2. 2. 1. 2. 2 純物

質の取扱い

安衛令第 18 条において適用除外とされる物は、純物質であって、譲渡・提供の過程において粉状にならず、危険性又は皮膚腐食性がないという上記要件を満たすことが明らかである、イットリウム、インジウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タングステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フェロバナジウム、マンガン、モリブデン及びロジウムとしたこと。なお、イットリウム化合物、インジウム化合物、カドミウム化合物、水溶性銀化合物、クロム化合物、コバルト化合物、スズ化合物、水溶性タリウム化合物、水溶性タングステン化合物、タンタル酸化物、銅化合物、無機鉛化合物、ニッケル化合物、白金水溶性塩、ハフニウム化合物、無機マンガン化合物、モリブデン化合物及びロジウム化合物の純物質については、適用除外の対象とはされていないことに留意すること（平成 27 年 8 月 3 日基発 0803 第 2 号）。

3. 2. 2. 1. 2. 3 混合物の取扱い

安衛令別表第 9 又は別表第 3 第 1 号 1 から 7 までに掲げる物を含む製剤その他の物（混合物）については、その性質が様々であることから、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならないものうち、以下の①から③までに掲げる危険性のある物又は皮膚腐食性のおそれのある物に該当しないものは適用除外とされている（安衛則第 30 条但書）。

- ① 危険物（安衛令別表第 1 に掲げる危険物をいう。）
- ② 危険物以外の可燃性の物等爆発又

は火災の原因となるおそれのある物

- ③ 酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含む製剤その他の物であって皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの

「運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならないもの」は、当該物の譲渡・提供の過程において液体や気体になったり、粉状に変化したりしないものであって、当該物を取り扱う労働者が、当該物を吸入する等により当該物にばく露するおそれのないものを意味する。例えば、温度や気圧の変化により状態変化が生じないこと、水と反応しないこと、物理的な衝撃により粉状に変化しないこと、昇華しないこと等を満たすものである必要があり、具体的には、鋼材、ワイヤ、プラスチックのペレット等は、原則として表示の対象外となる。「粉状」とはインハラブル（吸入性）粒子を有するものをいい、流体力学的粒子径が 0.1mm 以下の粒子を含むものであるとされ、顆粒状のものは、外力によって粉状になりやすいため、「粉状にならない」ものとはいえないとされる（以上について、平成 27 年 8 月 3 日基発 0803 第 2 号）。

また、上記②又は③に掲げる物は、国連勧告の化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（以下「GHS」という。）に準拠した日本工業規格 Z7253 の附属書 A の定めにより、物理化学的危険性及び皮膚腐食性／刺激性の危険有害性区分が定められているものを意味する（平成 27 年 8 月 3 日基発 0803 第 2 号）。

3. 2. 2. 1. 3 裾切り値の見直し

新たに表示対象物となる物、既存の表示

対象物及び通知対象物の裾切り値については、原則として、以下の考え方により設定されている（平成 27 年 8 月 3 日基発 0803 第 2 号）。

ア GHS に基づき、濃度限界とされている値とする。ただし、それが 1 パーセントを超える場合は 1 パーセントとする。これにより、裾切り値は下表のとおりとなる。

| HS の有害性クラス | 区分 | 裾切り値(重量パーセント) | |
|------------------|----|---------------|----------|
| | | 表示(ラベル) | 通知 (SDS) |
| 急性毒性 | 1～ | | |
| | 5 | | |
| 皮膚腐食性/刺激性 | 1～ | | |
| | 3 | 1.0 | 1.0 |
| 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 | 1～ | | |
| | 2 | | |
| 呼吸器感作性(固体/液体) | 1 | 1.0 | |
| | | | 0.1 |
| 呼吸器感作性(気体) | 1 | 0.2 | |
| 皮膚感作性 | 1 | 1.0 | 0.1 |
| 生殖細胞変異原性 | 1 | 0.1 | 0.1 |
| | 2 | 1.0 | 1.0 |
| 発がん性 | 1 | 0.1 | 0.1 |
| | 2 | 1.0 | |
| 生殖毒性 | 1 | 0.3 | 0.1 |
| | 2 | 1.0 | |
| 標的臓器毒性(単回ばく露) | 1～ | | |
| | 2 | 1.0 | 1.0 |

標的臓器毒性 1～
 (反復ばく露) 2
 吸引性呼吸器 1～
 有害性 2

イ 複数の有害性区分を有する物質については、アにより得られる数値のうち、最も低い数値を採用する。

ウ リスク評価結果など特別な事情がある場合は、上記によらず、専門家の意見を聴いて定める。

以上に基づき、安衛令別表第 9 に掲げる表示対象物及び通知対象物の裾切り値と CAS 番号は別紙 1 (【資料 2】「令別表第 9 に定める表示義務及び通知義務の対象となる化学物質等とその裾切り値一覧」) のとおりとされる。

混合物については、裾切り値以上含有されている場合には、仮に GHS 分類による危険有害性分類がなされていない場合であっても、取扱い方法によっては危険有害性が生じるおそれがあることから、人体に及ぼす作用や取扱い上の注意に留意が必要であるため、表示義務の対象とされる。

3. 2. 2. 1. 4 表示対象物質以外の化学物質

表示対象物質以外の物質にも有害性・危険性を有する物質は多くある。そこで本条に基づく表示対象物質以外の化学物質を対象として、「化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針」

(平成 4 年 7 月 1 日労告第 60 号) が整備されている。右指針の内容については、「関連規定一法条」参照。

3. 2. 2. 2 表示義務者

本条第1項は、「容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者」に本条が定める表示を行う義務を課す。このような立場にあることが客観的に認められれば表示義務者となり、製造者、販売業者流通過程における立場等は条文上表示義務者該当性を判断するときの考慮の対象とされていない。

この定めによれば、同一の有害物の容器又は包装が流通するにあたり、2以上の者が表示義務者となることがある。この場合は先次の表示義務者が所定の表示を行っているときは、後次の表示義務者が重ねて表示を行う必要が実質的になくなるため、第一次的には有害物質の製造業者が表示義務者となる⁴⁷。もっともこの場合も後次の表示義務者は依然として表示義務者であり、先次の表示義務者が存在することにより表示義務について免責されない。

本条にいう「譲渡」及び「提供」は法第55条のそれと同じと解されている⁴⁸。すなわち「譲渡」は有償・無償を問わず所有権の移転を伴う行為、「提供」は所有権等を留保したまま相手に渡して利用させるというような場合の「渡す」という事実行為を意味する（昭和47・9・18基発第602号）。

3. 2. 2. 3 表示事項

本条第1項第1号は、表示を必要とする事柄として5つの事項を挙げる。再掲すると下記の通りである。

- | | |
|---|-------------------------------|
| イ | 名称 |
| ロ | 人体に及ぼす作用 |
| ハ | 貯蔵又は取扱い上の注意 |
| ニ | イからハマまでに掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項 |

| |
|--|
| <p>二 当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの</p> |
|--|

以下、各表示事項について概説する。

3. 2. 2. 3. 1 名称（第1項1号イ）

第1号イに規定される「名称」は、化学物質等の名称の表示を求めるものである。但し、製品名により含有する化学物質等が特定できる場合においては、当該製品名を記載することで足りる。また、化学物質等について表示される名称と、法第57条の2に基づく文書交付により通知される名称は一致させなければならない（以上について、平成18年10月20日基安化発第1020001号。以下3. 2. 2. 3内で「通達」と表記する）。

なおラベルに記載すべき情報については、JISZ7253にも規定されている。

3. 2. 2. 3. 2 人体に及ぼす作用（第1項第1号ロ）

第1号ロに規定される「人体に及ぼす作用」とは、化学物質等の有害性を意味する（「通達」）。ここでは、化学品の分類および表示に関する世界調和システム（以下「GHS」という）に従った分類に基づき決定された危険有害性クラス（可燃性固体等の物理化学的危険性、発がん性、急性毒性等の健康有害性及び水生環境有害性等の環境有害性の種類）及び危険有害性区分（危険有害性の強度）に対してGHS附属書3又は日本産業規格Z7253（GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS））（以下

「JISZ7253」という)附属書 A により割り当てられた「危険有害性情報」の欄に示されている文言を記載しなければならない(「通達」)。この JISZ7253 は一般に「合併 JIS」と呼ばれ、国連 GHS 文書改訂 4 版(2011 年)を基礎に作成されている。GHS 国連勧告と本法の記載項目との関係については、

【資料 3】「GHS 国連勧告と改正労働安全衛生法の記載項目の関係」を参照。

なお、GHS に従った分類については、日本産業規格 Z7252(GHS に基づく化学品の分類方法)(以下「JISZ7252」という)及び事業者向け GHS 分類ガイダンスを参考にすることが求められている。また、GHS に従った分類結果については、独立行政法人製品評価技術基盤機構が公開している「NITE 化学物質総合情報提供システム(NITE-CHRIP)」⁴⁹、厚生労働省が作成し「職場のあんぜんサイト」で公開している「GHS 対応モデルラベル・モデル SDS 情報」⁵⁰等を参考にすることとされる(「通達」)。

混合物に関しては、混合物全体として有害性の分類がなされていない場合には、含有する表示対象物質の純物質としての有害性を、物質ごとに記載することで差し支えない(「通達」)。

また、GHS に従い分類した結果、危険有害性クラス及び危険有害性区分が決定されない場合は、記載を要しない(「通達」)。

3. 2. 2. 3. 3 貯蔵又は
取扱い上の注意(第 1 項
第 1 号ハ)

第 1 号ハに規定される「貯蔵又は取扱い上の注意」は、化学物質等のばく露又はその

不適切な貯蔵若しくは取扱いから生じる被害を防止するため取るべき措置を記載することを求めるものである(「通達」)。

3. 2. 2. 3. 4 厚生労働
省令で定める事項(第 1
項第 1 号ニ)

本条第 1 項第 1 号ニにおける「厚生労働省令で定める事項」は以下のとおりである(安衛則第 33 条)。

一 表示をする者の氏名(法人にあつては、その名称)、住所及び電話番号

化学物質等を譲渡し又は提供する者の情報を記載することが求められる。また、当該化学品の国内製造・輸入業者の情報を、当該事業者の了解を得た上で追記することも認められている。緊急連絡電話番号等についても記載することが望ましい(「通達」)。

二 注意喚起語

ここでの「注意喚起語」としては、GHS に従った分類に基づき、決定された危険有害性クラス及び危険有害性区分に対して GHS 附属書 3 又は JISZ7253 附属書 A に割り当てられた「注意喚起語」の欄に示されている文言を記載することとされている(「通達」)。

なお、GHS に従った分類については、JISZ7252 及び事業者向け分類ガイダンスを参考にすること、GHS に従った分類結果については、独立行政法人製品評価技術基盤機構が公開している「NITE 化学物質総合情報提供システム(NITE-CHRIP)」や厚生労働省が作成し

「職場のあんぜんサイト」で公開している「GHS 対応モデルラベル・モデル SDS 情報」等を参考にすることが求められている（「通達」）。

混合物において、混合物全体として危険性又は有害性の分類がなされていない場合には、含有する表示対象物質の純物質としての危険性又は有害性を表す注意喚起語を、物質ごとに記載することで差し支えない（「通達」）。

GHS に基づき分類した結果、危険有害性クラス及び危険有害性区分が決定されない場合、記載を要しない（「通達」）。

三 安定性及び反応性

「安定性及び反応性」は、化学物質等の危険性を示すことを意味する。GHS に従った分類に基づき、決定された危険有害性クラス及び危険有害性区分に対して GHS 附属書 3 又は JISZ7253 附属書 A に割り当てられた「危険有害性情報」の欄に示されている文言を記載する。「GHS に従った分類結果」については、独立行政法人製品評価技術基盤機構が公開している「NITE 化学物質総合情報提供システム(NITE-CHRIP)」、厚生労働省が作成し「職場のあんぜんサイト」で公開している「GHS 対応モデルラベル・モデル SDS 情報」等を参考にすることとされている（「通達」）。

混合物において、混合物全体として危険性の分類がなされていない場合には、含有する全ての表示対象物質の純物質としての危険性を、物質ごとに記載することで差し支えない。また、GHS に従い分類した結果、危険有害性クラス及び危険有害性区分が決定されない場合、記載を要しない（「通達」）。

3. 2. 2. 3. 5 当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章(第 1 項第 2 号)

本号における「当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの」とは、日本産業規格 Z7253(GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS))に定める絵表示を意味する（平成 18 年 10 月 20 日厚労告 619 号。以下の説明も同厚労告による）。右「絵表示」については、【資料 4】「絵表示について」参照。但し、本条第 1 項の容器又は包装に次に掲げる標札若しくは標識又はラベルが付されている場合にあっては、当該標札若しくは標識又はラベルに示される記号とする。

- 一 船舶による危険物の運送基準等を定める告示(昭和 54 年運輸省告示第 549 号)第 1 号様式に掲げる標札又は標識
- 二 航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示(昭和 58 年運輸省告示第 572 号)第 2 号様式に掲げるラベル

混合物において、混合物全体として危険性又は有害性の分類がなされていない場合には、含有する表示対象物質の純物質としての危険性又は有害性を表す標章を、物質ごとに記載することで差し支えない。また、GHS に従い分類した結果、危険有害性クラス及び危険有害性区分が決定されない場合は、記載を要しない（「通達」）。

なお、JISZ7251 に準拠した記載を行えば、

安衛法関係法令において規定する容器・包装等に表示しなければならない事項を満たすこととされる。JISZ7253:2019については日本産業標準調査会ホームページにおいて検索及び閲覧が可能である（「通達」）。

3. 2. 2. 4 表示方法

3. 2. 2. 4. 1 容器又は包装を用いる場合

前述した表示事項は、当該容器又は包装に表示事項を印刷する方法、又は表示事項等を印刷した票箋を貼り付けて表示される（安衛則第 32 条本文）。ただし、当該容器又は包装の形状、材質等により、当該容器又は包装に表示事項等の全てを印刷し、又は表示事項等の全てを印刷した票箋を貼り付けることが困難なときは、表示事項のうち、人体に及ぼす作用、貯蔵又は取扱い上の注意、表示をする者の氏名、住所及び電話番号、注意喚起語、安定性及び反応性（以上、法第 57 条第 1 項第 1 号ロからニまで）及び、当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの（法第 57 条第 1 項第 2 号）に掲げるものについては、これらを印刷した票箋を容器又は包装に結びつけることにより表示することができる（安衛則第 32 条但書）。

法第 57 条第 1 項第 2 号に規定される標章は、JIS 規格 Z7251（GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS））に定める絵表示とされる。ただし、法第 57 条第 1 項の容器又は包装に次に掲げる標札若しくは標識又はラベルが付されている場合にあつては、当該標札若しくは標識又はラベルに示される記号とされる。

一 船舶による危険物の運送基準等を定める告示(昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号)第一号様式に掲げる標札又は標識

二 航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示(昭和五十八年運輸省告示第五百七十二号)第二号様式に掲げるラベル(平成 18 年 10 月 20 日厚労告第 619 号)。

3. 2. 2. 4. 2 容器又は包装を用いない場合

本条第 1 項の政令で定める物又は法第 56 条第 1 項の物を本条第 1 項に規定する方法（容器に入れ、又は包装してする方法）以外の方法により譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、名称や人体に及ぼす影響等、本条第 1 項各号の事項を記載した文書を、譲渡し、又は提供する相手方に交付しなければならない（本条第 2 項）。例えば、タンクローリーやパイプラインで輸送される場合がこのケースに該当する。この交付は、容器又は包装以外の方法により譲渡し、又は提供する際に行われなければならないが、継続的に又は反復して譲渡し、又は提供する場合において、既に当該文書の交付がなされているときはこの限りでない（安衛則 34 条）。もっとも通達（昭和 53 年 2 月 10 日基発第 78 号）は、このような場合でも、譲渡し、又は提供する相手方に文書の内容が的確に伝わるよう重ねて文書を交付することが望ましいとする。

3. 2. 2. 5 主として一般消費者

の生活の用に供するためのもの

本条第 1 項に規定される「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」は、以下のとおりである（平成 27 年 8 月 3 日基発 0803 第 2 号）。

| |
|--|
| <p>ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に定められている医薬品、医薬部外品及び化粧品</p> <p>イ 農薬取締法（昭和 23 年法律第 125 号）に定められている農薬</p> <p>ウ 労働者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品</p> <p>エ 表示対象物が密封された状態で取り扱われる製品</p> <p>オ 一般消費者のもとに提供される段階の食品。ただし、水酸化ナトリウム、硫酸、酸化チタン等が含まれた食品添加物、エタノール等が含まれた酒類など、表示対象物が含まれているものであって、譲渡・提供先において、労働者がこれらの食品添加物を添加し、又は酒類を希釈するなど、労働者が表示対象物にばく露するおそれのある作業が予定されるものについては、「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」には該当しないこと。</p> |
|--|

「化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針」（平成 4 年 7 月 1 日労告第 60 号）、「労働安全衛生法第 57 条第 1 項第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める標章（平成 18 年厚労告第 619 号）、安衛令別表第 9（対象物質の一覧）。

3. 4 沿革

3. 4. 1 制度史

| | |
|------------|---|
| <p>安衛法</p> | <p>○「労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律」（昭和 52 年 7 月 1 日法律第 76 号）に基づいて、容器又は包装を用いずに表示対象有害物を譲渡し、又は提供する者は、その相手方に表示事項を記載した文章を交付しなければならないものとする改正がなされた（本条第 1 項の修正と、第 2 項の追加）。</p> <p>○「労働安全衛生法の一部を改正する法律」（平成 17 年 11 月 2 日法律第 108 号）に基づいて、本条について、①危険を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの（化学物質等の危険性）を、その譲渡又は提供に際して容器又は包装に名称等を表示しなければならない物に追加するとともに、②容器又は包装に表示しなければならないものとして、当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるものを追加等する改正（「労働安全衛生法等の一部を改正する法律案要綱」）が行われた。①は、</p> |
|------------|---|

3. 3 関連規定

3. 3. 1 法条

安衛令第 18 条（名称を表示すべき危険物及び有害物）、安衛則第 30 条（名称等を表示すべき危険物及び有害物）、第 31 条～第 33 条（名称の表示）、第 34 条（文書の交付）、

| |
|--|
| <p>本条が規制対象とする事柄を、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物から、危険を生ずる物に広げたことを意味する。②は、国連が 2005 年に取りまとめた「化学品の分類および表示に関する世界調和システム (GHS)」に対応して行われたものである (3. 4. 2. 2 参照)。</p> <p>○「労働安全衛生法の一部を改正する法律」(平成 26 年 6 月 25 日法律第 82 号)により本条について、労働者に危険又は健康障害を生ずるおそれのある物を譲渡し、又は提供する際にその容器又は包装に表示しなければならないこととされているもののうち、成分を削除する改正(「労働安全衛生法の一部を改正する法律案要綱」)が行われた。また、同時に行われた安衛令第 18 条の改正により、表示対象物の範囲が法第 57 条の 2 の通知対象物全般に拡大された。</p> |
|--|

年)日本批准)、昭和 52 年に作業環境条約(第 148 号条約)が採択されるなど、職業性疾病の問題が国際的にも重要視されてきていたことといった背景があった⁵¹。この時期に問題となった化学物質による職業性疾病の問題としては、日本化学工業の小松川工場の調査において労働者に鼻中隔穿孔や肺がんが多数発症していることが明らかになり、公害問題にもなった事件(日本化学工業六価クロム事件、1971 年)などがある。こうした問題状況の下において中央労働基準審議会の労働災害防止部会において検討がなされて「労働安全衛生法の改正等に関する報告」が取りまとめられ、本改正の基礎となった。本改正にあたっては本法第 57 条の 4、本法第 57 条の 5 (いずれも現行法の条文数)の追加等の改正が行われた。

3. 4. 2. 2 化学品の分類および表示に関する世界調和システム (GHS) (2003 年・平成 15 年)

「化学品の分類および表示に関する世界調和システム (The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals: GHS)」は、国連において 2003 年(平成 15 年)に策定された、各国間の化学物質の分類及び表示方法を調和させることを目的とするルールである。本稿執筆現在、改訂第 6 版(2015 年、平成 27 年)が策定されている。

当初危険有害物質に対する規制は各国において個別に講じられ、その結果、同一の化学品に対するラベルや SDS が国ごとに異なる、危険有害性の定義も国ごとに異なる、ラベルや SDS により情報提供を行う段階や方法も国ごとに異なるという状況が生じ

3. 4. 2 背景になった災害等

3. 4. 2. 1 日本化学工業六価クロム事件 (1971 年)

1977 年の「労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律」(昭和 52 年 7 月 1 日法律第 76 号)による改正にあたっては、化学物質等により職業がん等の新しい型の疾病の発生が社会的に問題となったこと、ILO において 1974 年(昭和 49 年)に職業がん条約(第 139 号条約、1977 年(昭和 52

た。こうした状況を改善し、国際的に調和された分類及び表示方法を構築することが、化学品の国際貿易が広く行われる中で、その安全な使用や輸送、廃棄を確実にを行うための国内計画を策定すること、化学品への暴露を管理し、人々と環境を保護するための基盤を包括的に確立するために重要と考えられたことから本システムが策定された。本システムの策定と実施により、危険有害性の情報伝達に関する国際的に理解されやすいシステムの導入によって、人の健康と環境の保護が強化されること、既存のシステムを持たない国々に対し国際的に承認された枠組みが提供されること、化学品の試験および評価の必要性が減少すること、危険有害性が国際的に適正に評価され確認された化学品の国際取引が促進されることが期待されている（GHS1.1.1.1-1.1.1.4）。

本システムでは、化学品の危険性・有害性を物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性という観点から整理・分類し、その危険性・有害性が明らかになるような標章の表示や注意事項等を記載した文書（化学物質等安全データシート）の作成、交付等を求めている。GHSは、成形品を除く全ての危険有害な化学品を対象とする。危険性・有害性に関する情報提供の対象者は、化学物質を取り扱う全ての者であり、労働者、消費者等その立場を問わない。

3. 5 運用

3. 5. 1 適用の実際

◆3. 5. 1. 1 適用の動向とルール

ラベルの作成と貼付は一般的にこれを製造するメーカー等によって一括して行われ

るため、本条の履行の有無が争点となることは比較的少ない。特に法第 57 条の 2 の SDS 制度ができてからは、相対的にその重要度を低下させている。

また、ラベル表示の義務づけ（努力義務を含む）は、本法だけでなく化管法や毒劇法によっても行われており、異なる機関がそれぞれ類似の事項についてチェックを入れることでそれぞれの実効性の確保の程度が高められている可能性がある。本条の適用対象となる化学物質は限定されている上、そもそも内容物の表示を行うことは、化学物質に限られず、食料品その他の製品も含めて社会一般において行われる取扱いとなっており、この意味でもラベル表示が問題となる場面は少なくなっている。

本条により義務付けられる表示をより容易に行うために、いくつかの行政文書がラベル表示の具体例を概説し、実務の用に供されている。

例えば、「労働安全衛生法第 57 条に基づく表示の具体的記載方法について」（昭和 47 年 9 月 29 日基発第 634 号）において表示の具体例が示されている。例えば、「ジクロロベンジジン及びその塩若しくはこれを含有する製剤その他の物」については、次のような例が示されている。

| | |
|----------------|--|
| 名称 | |
| 成分 | ジクロロベンジジン |
| 含有量 | % |
| 注意事項 | <p>皮膚に付着したり又は吸入すると薬害の恐れがありますから下記の注意事項を守って下さい。</p> <p>1 容器が破損しないように丁寧に取扱って下さい。</p> <p>2 万一漏えいした場合には、必ず保護具(ゴム又はビニール手袋及び呼吸用保護具)を使用して処置して下さい。</p> <p>3 もし、皮膚、衣服に付着した場合、皮膚は直ちに石けん水でよく洗い流して衣服は取替えて下さい。</p> |
| 表示者の氏名又は名称及び住所 | |

また、「化学物質の表示・文書交付制度のあらまし」（厚労省、都道府県労働局、労働基準監督署）は、「ラベル表示の例」及び「混合物のラベル表示方法」として、【資料 5】「ラベル表示の例・混合物のラベル表示方法」にあるような図説を用意している。

本条に基づいて表示を義務付けられる化学物質の範囲は、危険性や有害性が認められた一定の化学物質に限定されているが、危険性や有害性が不明であることは当該化

学物質が安全又は無害であることを意味しない。労働者等に対する健康被害の発生を予防するという本条の趣旨やあらゆる化学物質を対象とする GHS の趣旨からは、あらゆる化学物質が危険性や有害性を有する可能性があることを意識した表示義務範囲の設定が必要とされている。

◆3. 5. 1. 2 適用事例

「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」では、事業場内で小分けした容器の表示がないことによる災害事例として、次のような事例が紹介されている。

- ・硝酸、有機カルボン酸等を含有する洗剤の入った含有物の表示のない容器に、洗剤を追加していたところ、塩素ガス中毒となったもの。誤って、次亜塩素酸ナトリウム、水酸化ナトリウム等を含有する洗剤を移し入れたため、塩素ガスが発生したことが原因（平成 29 年 7 月発生、休業 1 日（1 名））。
- ・清掃に使用する洗剤を持ち運ぶため、小分けの容器に移し替える作業を行っていたところ、表示のない次亜塩素酸ナトリウムの入った容器に、酸性の洗剤を誤って移し入れたため、塩素ガスが発生し、当該作業を行っていた労働者が急性呼吸不全となったもの（平成 29 年 11 月発生、休業 12 日（1 名））。

3. 5. 2 関連判例

建設アスベスト訴訟において、アスベストの危険性の表示を事業主等に義務付けなかったことが国家賠償の対象となる適切な規制権限の不行使に該当するかが争われた。この点については、法第 55 条の「関連判例」の項を参照。

の警告義務違反とは別のものとして位置付けられている。

3. 6 その他

3. 6. 1 罰則

有害物を譲渡し、又は提供する者が、本条第 1 項の規定に違反して、その容器等に所定の表示をせず、若しくは虚偽の表示をし、又は本条第 2 項の文書を交付せず、若しくは虚偽の文書を交付した場合には、6 ヶ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる（法第 119 条第 3 号）。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、右の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する（法第 122 条）。

3. 6. 2 民事上の効力

製品を製造・販売して、流通に置く者は、これによって他人の生命・身体・財産を不当に侵害することのないように、製品が通常備えるべき安全性を確保する義務を負う。この義務を基礎に、有害物・危険物を製造・販売する者は、製品の安全性確保義務の一態様として、製品に内在する危険の内容及び回避手段について、利用者に警告する義務がある（神奈川第 1 陣訴訟：東京高判平 29・10・27）。

本条の表示義務を果たしていることは、この民事的な義務を果たしていることを示す一つの指標となる。しかし本法第 57 条の義務を通達等に即して履行していたとしても、本条の記載方法が不十分・不合理と判断された場合には、製造者等は前述の警告義務違反を免れない（神奈川第 1 陣訴訟：東京高判平 29・10・27）。本条違反と民事上

3. 6. 3 資料

【資料1】表示・通知義務対象物質
(別ファイル)

【資料2】令別表第9に定める表示義務及び通知義務の対象となる化学物質等とその裾切り値一覧 (別ファイル)

【資料3】「GHS国連勧告と改正労働安全衛生法の記載項目の関係」
(「化学物質の表示・文書交付制度のあらまし」(厚労省、都道府県労働局、労働基準監督署)より) (別ファイル)

【資料4】絵表示について (別ファイル)

【資料5】「化学物質の表示・文書交付制度のあらまし」「ラベル表示の例」及び「混合物のラベル表示方法」 (別ファイル)

4. 第 57 条の 2（文書の交付等）

4. 1 条文

第五十七条の二 労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は第五十六条第一項の物（以下この条及び次条第一項において「通知対象物」という。）を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により通知対象物に関する次の事項（前条第二項に規定する者にあつては、同項に規定する事項を除く。）を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならない。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し、又は提供する場合については、この限りでない。

- 一 名称
 - 二 成分及びその含有量
 - 三 物理的及び化学的性質
 - 四 人体に及ぼす作用
 - 五 貯蔵又は取扱い上の注意
 - 六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
 - 七 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項
- 2 通知対象物を譲渡し、又は提供する者は、前項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方に通知するよう努めなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、前二項の通知に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

4. 2 趣旨と内容

4. 2. 1 趣旨

化学物質による労働災害は依然として多く発生しており、これを防止するためには、労働現場において化学物質等の有害性等の情報を確実にユーザーに伝達し、この情報を基に労働現場において健康障害防止のための措置を適切に講じていくことが重要である。

そこで本条は、化学物質等による労働者の健康障害の防止に資するよう、化学物質等を譲渡し、又は提供するとき、その有害性等に関する情報が譲渡し、又は提供する相手方に通知されるよう義務付けた（平成 12 年 3 月 24 日基発第 162 号）。この仕組みは、一般に SDS（Safety Data Sheet: 安全データシート）制度（旧、化学物質等安全データシート。Material Safety Data Sheet:MSDS）と呼ばれる。

化学物質に関する情報の提供を義務付ける本条は、法第 57 条と趣旨を供する部分がある。しかし法 57 条の適用される場面が容器に入れ、又は包装して譲渡し、又は提供する場面に限定されるのに対し、本条はこれよりも対象が包括的であり、情報を掲載することができるスペースについても容器や包装といった制約が少ないという特徴を有する。この点で、本条は第 57 条の表示内容を詳細なものにし、補足する役割を担っている。

4. 2. 2 内容

4. 2. 2. 1 通知対象物

通知の対象とする物は、法第 56 条第 1 項の製造許可物質、及び「労働者に危険若しく

は健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの」すなわち、安衛令 18 条の 2 に規定される以下の物である。

- 一 安衛令別表第九に掲げる物
- 二 安衛令別表第九に掲げる物を含む製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの
- 三 安衛令別表第三第一号 1 から 7 までに掲げる物を含む製剤その他の物（同号 8 に掲げる物を除く。）で、厚生労働省令で定めるもの。

4. 2. 2. 2 通知義務者

後述する通知対象者に対して通知義務を負う者は、通知対象物を「譲渡し、又は提供する者」である。通知対象物質が流通の過程で所定の表示がされた容器から他の容器に分割して譲渡又は提供される場合、この他の容器に分割して譲渡又は提供する者が通知義務者となる⁵²。

4. 2. 2. 3 通知すべき事項

通知すべき事項は、本条第 1 項に列挙された事項である。再掲すると下記のようになる。

- 一 名称
- 二 成分及びその含有量
- 三 物理的及び化学的性質
- 四 人体に及ぼす作用
- 五 貯蔵又は取扱い上の注意
- 六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
- 七 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

この点の詳細は通達（平成 18 年 10 月 20 日基安化発第 1020001 号、平成 22 年 12 月 16 日基安化発 1216 第 1 号改正。以下、4. 2. 2. 3 において「通達」という）に規定されている。この通達を軸に、以下、各号の概要を整理する。

なお、GHS 国連勧告と本条の記載項目との関係については、【資料 1】「GHS 国連勧告と改正労働安全衛生法の記載項目の関係」参照。

4. 2. 2. 3. 1 名称（第 1 号）

「名称」は、化学物質等の名称を記載することを意味する。ただし、製品名により含有する化学物質等が特定できる場合においては、当該製品名を記載することで足りる（通達）。

4. 2. 2. 3. 2 成分及びその含有量（第 2 号）

「成分及びその含有量」については、通知対象物質が裾切値以上含有される場合、当該通知対象物質の名称を列記するとともに、その含有量についても記載する。また、ケミカルアブストラクトサービス登録番号（CAS 番号）及び別名や、通知対象物質以外の化学物質の成分の名称及びその含有量についても、本項目に記載することが望ましい（通達）。

成分の含有量については、安衛令別表第 3 第 1 号 1 から 7 までに掲げる物及び令別表第 9 に掲げる物ごとに重量パーセントを通知しなければならない。この場合における重量パーセントの通知は、10 パーセント

未満の端数を切り捨てた数値と当該端数を切り上げた数値との範囲をもつて行うことができる（安衛則第 34 条の 2 の 6）。重量パーセント(ベンゼンにあつては、容量パーセント)以外の表記による含有量の表記がなされているものについては、重量パーセント(ベンゼンにあつては、容量パーセント)への換算方法を明記していれば重量パーセント(ベンゼンにあつては、容量パーセント)による表記を行ったものとみなされる（平成 12 年 3 月 24 日基発第 162 号）。

4. 2. 2. 3. 3 物理的及び化学的性質（第 3 号）

「物理的及び化学的性質」については、通達において、記載しなければならない情報と、記載することが望ましい情報に分けて規定されている。

記載しなければならない情報は以下のとおりである。

- ア 化学物質等の外観（物理的状态、形状、色等）
- イ 臭い
- ウ pH
- エ 融点及び凝固点
- オ 沸点、初留点及び沸騰範囲
- カ 引火点
- キ 燃焼又は爆発範囲の上限及び下限
- ク 蒸気圧
- ケ 蒸気密度
- コ 比重（相対密度）
- サ 溶解度
- シ n-オクタノール／水分配係数
- ス 自然発火温度
- セ 分解温度

次に、記載することが望ましい情報は以下のとおりである。

- ア 臭いのしきい（閾）値
- イ 蒸発速度
- ウ 燃焼性（固体又はガスのみ）
 - ・放射性等、当該化学物質等の安全な使用に関係するその他のデータ
- ・測定方法

なお、混合物において、混合物全体として危険性の試験がなされていない場合には、含有する通知対象物質の純物質としての情報を、物質ごとに記載することで差し支えないこととされる。

4. 2. 2. 3. 4 人体に及ぼす作用（第 4 号）

「人体に及ぼす作用」は、化学物質等の有害性を示すことを意味する。ここでは、取扱者が化学物質等に接触した場合に生じる健康への影響について、簡明かつ包括的な説明を記載することが求められる。

ここで記載する必要のある情報は、以下のとおりである（通達）。

- ア 急性毒性
- イ 皮膚腐食性・刺激性
- ウ 眼に対する重篤な損傷・刺激性
- エ 呼吸器感作性又は皮膚感作性
- オ 生殖細胞変異原性
- カ 発がん性
- キ 生殖毒性
- ク 特定標的臓器毒性－単回ばく露
- ケ 特定標的臓器毒性－反復ばく露

コ 吸引性呼吸器有害性

また、ばく露直後の影響と遅発性の影響とをばく露経路ごとに区別し、毒性の数値的尺度を含めることが望ましい。混合物において、混合物全体として有害性の試験がなされていない場合には、含有する通知対象物質の純物質としての有害性を、物質ごとに記載することで差し支えない（通達）。

GHS に従い分類した結果、分類の判断を行うのに十分な情報が得られなかった場合（以下「分類できない」という。）、GHS で規定する危険有害性クラスから外れている物理化学的危険性及び健康有害性のため当該クラスでの分類の対象となっていない場合（以下「分類対象外」という。例えば、「〇〇性固体」という危険有害性クラスは、常態が液体や気体のものについては分類の対象とならない。）及び分類を行うのに十分な情報が得られているものの、分類を行った結果、GHS で規定する危険有害性クラスにおいて最も低い危険有害性区分とする十分な証拠が認められなかった場合（以下「区分外」という。）のいずれかに該当することにより、危険有害性クラス及び危険有害性区分が決定されない場合は、GHS では当該危険有害性クラスの情報、必ずしも記載は要しないとされているが、「分類できない」、「分類対象外」、「区分外」の旨を記載することが望ましい（通達）。

また、発がん性の分類にあたっては、発がん性が否定されること、又は発がん性が極めて低いことが明確な場合を除き、「区分外」の判定は慎重に行い、疑義があれば、「分類できない」とする（通達）。

なお、記載にあたっては、事業者向け分類

ガイダンスを参考にすることが求められる（通達）。

4. 2. 2. 3. 5 貯蔵又は取扱い上の注意（第5号）

「貯蔵又は取扱い上の注意」として、次の事項について記載する必要がある（通達）。

- （1）適切な保管条件、避けるべき保管条件等
- （2）混合接触させてはならない化学物質等（混触禁止物質）との分離を含めた取扱い上の注意
- （3）管理濃度、許容濃度等
- （4）密閉装置、局所排気装置等の設備対策
- （5）保護具の使用
- （6）廃棄上の注意及び輸送上の注意

4. 2. 2. 3. 6 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置（第6号）

「流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置」として、次の事項について記載する必要がある。

- （1）吸入した場合、皮膚に付着した場合、眼に入った場合又は飲み込んだ場合取るべき措置等
- （2）火災の際に使用するのに適切な消火剤又は使用してはならない消火剤
- （3）事故が発生した際の退避措置、立ち入り禁止措置、保護具の使用等
- （4）漏出した化学物質等に係る回収、中和、封じ込め及び浄化の方法並びに使

用する機材

4. 2. 2. 3. 7 厚生労働
省令で定める事項（第 7
号）

「厚生労働省令で定める事項」は、以下のとおりであり（安衛則第 34 条の 2 の 4）、それぞれ記載する必要がある。

一 法第 57 条の 2 第 1 項の規定による通知を行う者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号

化学物質等を譲渡し又は提供する者の情報を記載するものであり、当該化学品の国内製造・輸入業者の情報を、当該事業者の了解を得た上で追記しても良いこと。また、緊急連絡電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレスも記載することが望ましい（通達）。

二 危険性又は有害性の要約

GHS に従った分類に基づき決定された危険有害性クラス、危険有害性区分、絵表示、注意喚起語、危険有害性情報及び注意書きに対して GHS 附属書 3 又は JISZ7253 附属書 A により割り当てられた絵表示と文言を記載する。なお、GHS に従った分類については、JISZ7252 及び事業者向け分類ガイダンスを参考にすること、また、GHS に従った分類結果については、独立行政法人製品評価技術基盤機構が公開している「NITE 化学物質総合情報提供システム（NITE-CHRIP）」、厚生労働省が作成し「職場のあんぜんサイト」で公開している「GHS 対応モデルラベル・モデル SDS 情報」等を参考にすることとされる（通達）。

混合物において、混合物全体として危険性又は有害性の分類がなされていない場合には、含有する通知対象物質の純物質としての危険性又は有害性を、物質ごとに記載することで差し支えない（通達）。

GHS に従い分類した結果、「分類できない」又は「区分に該当しない」のいずれかに該当することにより、危険有害性クラス及び危険有害性区分が決定されない場合は、GHS では当該危険有害性クラスの情報は、必ずしも記載を要しないとされているが、「分類できない」、「区分に該当しない」の旨を記載することが望ましい。なお、記載にあたっては、事業者向け分類ガイダンスを参考にすることとされる（通達）。

標章は白黒の図で記載しても差し支えないこと。また、標章を構成する画像要素（シンボル）の名称（「炎」、「どくろ」等）をもって当該標章に代えても差し支えない（通達）。

粉じん爆発危険性等の危険性又は有害性についても記載することが望ましいこと。

三 安定性及び反応性

この点については、下記の事項を記載することが求められている。

- (1) 避けるべき条件(静電放電、衝撃、振動等)
- (2) 混触危険物質
- (3) 通常発生する一酸化炭素、二酸化炭素及び水以外の予想される危険有害な分解生成物

四 適用される法令

化学物質等に適用される法令の名称を記載するとともに、当該法令に基づく規制に関する情報を記載することとされる（通

達)。

五 その他参考となる事項

安全データシート(SDS)等を作成する際に参考とした出典を記載することが望ましい。また、環境影響情報については、本項目に記載することが望ましい（通達）。

4. 2. 2. 4 通知の方法・時期

本条の通知は、文書（本条第 1 項、第 2 項）のほか、磁気ディスクの交付、ファクシミリ装置を用いた送信その他の方法であって、その方法により通知することについて相手方が承諾したもの（安衛則第 34 条の 2 の 3）によって行わなければならない。

このうち「その他の方法」には、インターネットで閲覧できるホームページが含まれる。ホームページにより通知する場合には、当該ホームページは、譲渡し、又は提供する者の管理下にある必要がある。また、通知に際しては、相手方の承諾を得るとともに、当該ホームページのアドレスを通知する必要がある（平成 12 年 3 月 24 日基発第 162 号）。

譲渡し、又は提供する者は、文書の交付以外の方法により情報の通知を行った場合は、相手方が情報を受け取ったことを確認することが望ましい（平成 12 年 3 月 24 日基発第 162 号）。

通知は、譲渡し、又は提供する物ごとに行わなければならない。ただし、譲渡し、又は提供する物が混合物の場合、その中に成分として 1%を超えて含まれているすべての通知対象物個々について法第 57 条の 2 第 1 項第 3 号から第 6 号までの事項を通知し、全体について同項第 1 号、第 2 号及び第 7

号の事項を通知することにより、当該物に係る通知が行われたものとして取り扱ってよい（平成 12 年 3 月 24 日基発第 162 号）。

本条第 1 項の通知については、同項の通知対象物を譲渡し、又は提供する時までに行わなければならない。通知対象物を譲渡され、提供される者が、その時点までに当該通知対象物を受領するために必要な措置を講じる時間的猶予を確保する趣旨である。したがって、継続的に又は反復して譲渡し、又は提供する場合において、既に当該通知が行われているときは、この限りでない（安衛則第 34 条の 2 の 5）。

4. 2. 2. 5 主として一般消費者の生活の用に供される製品

本条の通知義務は、但書の「主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し、又は提供する場合」には生じない。「主として一般消費者の生活の用に供される製品」は、以下のとおりである（平成 12 年 3 月 24 日基発第 162 号）。

- | |
|---|
| <p>イ 薬事法(昭和 35 年法律第 145 号)に定められている医薬品、医薬部外品及び化粧品</p> <p>ロ 農薬取締法(昭和 23 年法律第 125 号)に定められている農薬</p> <p>ハ 労働者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品</p> <p>ニ 通知対象物が密封された状態で取り扱われる製品</p> |
|---|

4. 3 関連規定

4. 3. 1 法条

法第 101 条第 4 項（通知事項の周知）、安衛令第 18 条の 2、別表第 9（名称等を通知すべき危険物及び有害物）、安衛則第 34 条の 2、第 34 条の 2 の 2（名称等を通知すべき危険物及び有害物）、安衛則第 34 条の 2 の 3～第 34 条の 2 の 6（名称等の通知等）。

また、本条が導入された後、MSDS 提供義務を規定する化学物質排出把握管理促進法（化管法）が制定された。

4. 4 沿革

4. 4. 1 制度史

| | |
|-------------|---|
| 安 衛 法 | <p>○「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」（平成 11 年 5 月 21 日法律第 45 号）により、新規に追加された。</p> <p>○「労働安全衛生法の一部を改正する法律」（平成 17 年 11 月 2 日法律第 108 号）により本条について、危険を生ずるおそれのある物で政令で定めるものを、その譲渡又は提供に際して相手方にその名称等を文書の交付等の方法により通知しなければならない物に追加する改正（「労働安全衛生法等の一部を改正する法律案要綱」）が行われた。この改正は、「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals: GHS）」に関する国連勧告を受けて行われたものである。</p> <p>○「労働安全衛生法の一部を改正</p> |
|-------------|---|

| |
|---|
| <p>する法律」（平成 26 年 6 月 25 日法律第 82 号）により、「この条」の下に「及び次条第一項」を加える改正が行われた。</p> |
|---|

4. 4. 2 背景になった災害等

「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」（平成 11 年 5 月 21 日法律第 45 号）に基づく本条の制定にあたっては、化学物質による労働災害が依然として多く発生している実態の中で、化学物質の有害性の情報が伝達されていないことや化学物質管理の方法が確立していないことが主原因となって発生した労働災害が合わせて半数以上を占めており、こうした労働災害を防止するためには、労働現場における化学物質の有害性の情報を確実に伝達し、この情報を元に労働現場において、化学物質を適正に管理することが重要であることが指摘されていた⁵³。

このように化学物質の供給者等が必要な情報をユーザーに提供することの重要性は、国際的には「職場における化学物質の使用の安全に関する条約」（1990 年、ILO 第 170 号条約。日本は未批准）等の形で広く認識され、当時 MSDS 制度の法制化が国際的に要請されつつある段階にあった。また、国内においては、1998 年（平成 10 年）10 月に、和歌山県において夏祭りで作られたカレーに亜ヒ酸を入れることで 4 人の死者を発生させた和歌山毒物カレー事件が発生し、毒物管理の重要性が社会的に強く認識される事態が生じていた。

「労働安全衛生法の一部を改正する法律」（平成 17 年 11 月 2 日法律第 108 号）による改正は、「化学品の分類及び表示に関する

世界調和システム」に関する国連勧告を受けて行われた。この点については3. 4. 4. 2 参照。

4. 5 運用

◆4. 5. 1 適用の実際

SDS を作成するときの参考として「GHS 対応モデルラベル・モデル SDS 情報」が「職場のあんぜんサイト⁵⁴」で公開され、利用されている。

SDS を web で公開、交付することが認められるようになり、徐々に広く受け入れられるようになっている。

SDS が備え付けられていない原因としては、事業主が法律を知らないこと、提供者から事業場に対して同通知文書が交付されていないことなどがある（本研究行政官向け調査）。

また、SDS 交付対象となっていない化学物質であっても災害が発生することがある。例えば「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」では、注文者から請負人への情報提供等が不十分であること等による災害事例として、次の例が紹介されている。

・GHS 分類では自己発熱性の危険性があるが SDS 交付等の規制のない硫化鉄を含むスラッジが堆積したタンクの清掃を請負い、作業を行っていたが、当該清掃中に硫化鉄が空気に触れ酸化、発熱・発火したもの。注文者と請負業者の作業要領には、スラッジを湿潤に保つとの記載はあったが、請負業者は硫化鉄の危険性、湿潤化の目的等を認識していなかった（平成 29 年 1 月発生、休業なし）。

この例は、一定の危険性や有害性が認め

られた化学物質に SDS 交付義務の範囲を限定する現行制度の課題を示したものといえよう。

4. 5. 2 関連判例

なし。

4. 6 その他

4. 6. 1 罰則

なし。

4. 6. 2 民事上の効力

未了。

4. 6. 3 資料

【資料 1】「GHS 国連勧告と改正労働安全衛生法の記載項目の関係

5. 第 57 条の 3（第五十七条第一項の政令で定める物及び通知対象物について事業者が行うべき調査等）

5. 1 条文

第五十七条の三 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第五十七条第一項の政令で定める物及び通知対象物による危険性又は有害性等を調査しなければならない。

2 事業者は、前項の調査の結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

3 厚生労働大臣は、第二十八条第一項及び第三項に定めるもののほか、前二項の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

4 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

5. 2 趣旨と内容

5. 2. 1 趣旨

化学物質には極めて多様な種類があり、危険・有害な物質に対する個別規制対象外の物質であっても、使用量や使用法によっては労働者の安全や健康に害を及ぼすおそれがある。また、化学物質による労働災害を防止するためには、その化学物質の危険有害性だけでなく、その物質の特徴に即した

管理措置を講じる必要がある。本条は、こうした問題状況に対処するために、事業主に化学物質に関するリスクアセスメントの実施を義務化したものである⁵⁵。

本法には、リスクアセスメントに言及する規定として、ほかに法第 28 条の 2 がある。同条は、事業者に対し、危険有害性を有する全ての化学物質についてリスクアセスメントを実施する努力義務を課す。これに対し本条は、「第 57 条第 1 項の政令で定める物及び通知対象物」に該当する特定の化学物質についてリスクアセスメントの実施を強制的な義務とするより厳格な規制を講じたものである。法第 57 条に基づく表示等や法第 57 条の 2 に基づく文書交付等による事前対応をふまえて、危険物・有害物の利用段階において個別利用状況に即したアセスメントを義務付け、利用する化学物質等の危険性や有害性を予め把握した上でその取扱を確定していくことが期待されている。

5. 2. 2 内容

5. 2. 2. 1 調査対象物

本条に基づくリスクアセスメントの対象は、「第 57 条第 1 項の政令で定める物及び通知対象物」である。これは、具体的には、表示対象物及び通知対象物である物質を意味する（平成 27 年 8 月 3 日基発 0803 第 2 号。以下本項目の記述についても同じ通達を参照）。

これらの物質以外の物や表示対象物の裾切り値未満の物又は通知対象物の裾切り値未満の物については、同項に規定するリスクアセスメントの義務の対象とはならない。しかし、これらの物は、法第 28 条の 2 第 1 項のリスクアセスメントの努力義務の対象

となるものであるため、これらの物に係るリスクアセスメントについても引き続き実施するよう努める必要がある。

主として一般消費者の生活の用に供される製品については、法第 57 条第 1 項の表示義務及び法第 57 条の 2 第 1 項の文書交付義務の対象から除かれていることから、法第 57 条の 3 第 1 項に基づくリスクアセスメントの対象からも除くこととされた。なお、安衛則第 34 条の 2 の 7 第 1 項に規定される「主として一般消費者の生活の用に供される製品」には、法第 57 条第 1 項但書及び法第 57 条の 2 第 1 項但書と同様のものが含まれる。

5. 2. 2. 2 調査の実施時期

本条に基づくリスクアセスメントは、「厚生労働省令で定めるところにより」行われる必要がある。これを受けて安衛則第 34 条の 2 の 7 が規定されている。

まず、リスクアセスメントは、以下に掲げる時期に行うものとされる（安衛則第 34 条の 2 の 7 第 1 項）。

一 安衛令第 18 条各号に掲げる物（表示対象物）及び法第 57 条の 2 第 1 項に規定する通知対象物（以下「調査対象物」という。）を原材料等として新規に採用し、又は変更するとき。

二 調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に係る作業の方法又は手順を新規に採用し、又は変更するとき。

三 前 2 号に掲げるもののほか、調査対象物による危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

従来から取り扱っている物質を、作業手順や使用する設備機器等を変更することなく、従来どおりの方法で取り扱う作業については、施行時点において本条第 1 項に規定するリスクアセスメントの義務の対象とはならない。しかし、過去にリスクアセスメントを行ったことがない場合等には、事業主は計画的にリスクアセスメントを行うことが望ましい（平成 27 年 8 月 3 日基発 0803 第 2 号）。職場環境が随時変化することをふまえば、定期的にリスクアセスメントを実施することが望ましいといえる。

5. 2. 2. 3 調査の実施方法

本条第 1 項のリスクアセスメントは、調査対象物を製造し、又は取り扱う業務ごとに、次に掲げるいずれかの方法により、又はこれらの方法の併用により行わなければならない。ただし、リスクアセスメントのうち危険性に係るものについては、第 1 号又は第 3 号（第 1 号に係る部分に限る。）に掲げる方法に限られる（安衛則第 34 条の 2 の 7 第 2 項）。

一 当該調査対象物が当該業務に従事する労働者に危険を及ぼし、又は当該調査対象物により当該労働者の健康障害を生ずるおそれの程度及び当該危険又は健康障害の程度を考慮する方法

二 当該業務に従事する労働者が当該調査対象物にさらされる程度及び当該調査対象物の有害性の程度を考慮する方法

三 前二号に掲げる方法に準ずる方法

第 1 号の方法は、危険性又は有害性に応

じて負傷又は疾病の生じる可能性の度合いと重篤度を見積もるもの、第2号の方法は、有害性に着目して実際の曝露量又は推定値と暴露限界とを比較してリスクを見積もるもの、第3号は、リスクアセスメントの対象物質に特別規則によりすでに個別の措置が義務付けられている物質が含まれていることを考慮し、特別規則の規定の履行状況を確認することなどをもってリスクアセスメントを実施したこととするものである（平成27年8月3日基発0803第2号）。

本条に基づくリスクアセスメントは、条文上は「危険性又は有害性等の調査」とされているが、危険性又は有害性のいずれかについてのみリスクアセスメントを行うという趣旨ではなく、調査対象物の有する危険性又は有害性のクラス及び区分（日本工業規格 Z7253（GHS）に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS）（以下「JISZ7253」という。）の附属書 A（A.4を除く。）の定めにより危険有害性クラス（引火性液体のような物理化学的危険性及び発がん性、急性毒性のような健康有害性の種類をいう。）、危険有害性区分（危険有害性の強度）をいう。）に応じて、必要なリスクアセスメントを行うべきものであり、調査対象物によっては危険性と有害性の両方についてリスクアセスメントが必要な場合もあり得る（平成27年8月3日基発0803第2号）。

また、例えば、当該作業工程が密閉化、自動化等されていることにより、労働者が調査対象物にばく露するおそれがない場合であっても、調査対象物が存在する以上は、リスクアセスメントを行う必要がある。そ

の場合には、当該作業工程が、密閉化、自動化等されていることにより労働者が調査対象物にばく露するおそれがないことを確認すること自体が、リスクアセスメントに該当する（平成27年8月3日基発0803第2号）。

5.2.2.4 調査結果の周知

事業者は、調査を行つたときは、次に掲げる事項を、調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に周知させなければならない（安衛則第34条の2の8第1項）。

- 一 当該調査対象物の名称
- 二 当該業務の内容
- 三 当該調査の結果
- 四 当該調査の結果に基づき事業者が講ずる労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置の内容

また、この周知は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする（安衛則第34条の2の8第2項）。

- 一 当該調査対象物を製造し、又は取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けること。
- 二 書面を、当該調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に交付すること。
- 三 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、当該調査対象物を製造し、又は取り扱う各作業場に、当該調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者が当該記録

の内容を常時確認できる機器を設置すること。

化学物質管理対策に活かすこととの附帯決議がなされている。

5. 2. 2. 5 指針の策定

リスクアセスメントの具体的な実施方法については、本条第 3 項に基づいて策定された「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成 27 年 9 月 18 日基発 0918 公示第 3 号）に規定されている。この指針は、同名の旧指針（平成 18 年 3 月 30 日公示第 2 号。平成 28 年 6 月 1 日廃止）が対象としていた全ての化学物質について準用される。

5. 3 関連規定

5. 3. 1 法条

安衛則 34 条の 2 の 7（調査対象物の危険性又は有害性等の調査の実施時期等）、安衛則 34 条の 2 の 8（調査の結果等の周知）、安衛則 34 条の 2 の 9（指針の公表）、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成 27 年 9 月 18 日基発 0918 公示第 3 号）。

5. 4 沿革

4. 4. 1 制度史

| | |
|-----|--|
| 安衛法 | ○「労働安全衛生法の一部を改正する法律」（平成 26 年 6 月 25 日法律第 82 号）により本条が追加された。本条の改正に関連して、参議院厚生労働委員会において、政府は「リスクアセスメントの義務化については、化学物質のリスクに対する事業者の認識を高めるよう制度の周知を図るとともに、事業者の取組状況を把握し、適宜、 |
|-----|--|

4. 4. 2 背景になった災害等

本条の追加にあたっては、事業場で使用される化学物質の数が年々増加する中、その危険性又は有害性の調査等、事業者の化学物質管理が適切に行われていないことを原因とする労働災害が依然として多く発生しているとの問題認識があった⁵⁶。

中でも本条を整備する直接的な契機となったのが印刷事業場において洗浄作業等に従事する労働者が集団で胆管がんを発症した事案であった。この事案は、大阪労働局管内での印刷事業場で勤務する労働者等から、2012 年（平成 24 年）3 月 30 日以降、私用した有機溶剤等の化学物質が原因で胆管がんを発症したとして労災請求がなされたものであり、2012 年（平成 24 年）12 月末日時点で胆管がんを発症した者は 16 名、うち 7 名が死亡したというものである。

業務上疾病である「がん」については、労基法施行規則別表第 1 の 2 第 7 号及び同表第 10 号に基づく告示に列挙されているが、胆管がんはこれらの列挙疾病には当時は掲げられておらず、過去にも胆管がんを業務上疾病として認定した事例がなかったため、労働者が従事した業務と胆管がん発症との間の因果関係は明らかになっていなかった。そこで、「印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会」（座長：産業医学振興財団 理事長 櫻井治彦）が同年に立ち上げられ、翌年 2013 年（平成 25 年）に提出された『印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会』報告書 化学物質ばく露と胆管がん発症との因果関係

について～大阪の印刷事業場の症例からの検討～」において、胆管がんは、ジクロロメタン又は 1,2-ジクロロプロパンに長期間、高濃度ばく露することにより発症し得ると医学的に推定でき、本件事業場で発生した胆管がんは、1,2-ジクロロプロパンに長期間、高濃度ばく露したことが原因で発症した蓋然性が極めて高いことが報告された。

当時既に、特別規則（有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則及び石棉障害予防規則）による個別的規制が講じられ、この特別規則の対象となる化学物質について法第 57 条に基づく危険性・有害性等を記載したラベル表示が譲渡者または提供者に義務付けられていたうえ、法第 28 条の 2 に基づき、全ての化学物質について新たに採用する場合などにリスクアセスメントを実施することが事業者の努力義務とされていた。しかし、本事案において胆管がんの発症要因となった 1,2-ジクロロプロパンは、特別規則の規制対象となっておらず、本事案の事業場において、この化学物質を採用した際にリスクアセスメントが適切に実施されていなかった。

そこで労政審から 2013 年（平成 15 年）12 月に「今後の労働安全衛生対策について」が建議され、「人に対する一定の危険性・有害性が明らかになっている化学物質については、起こりうる労働災害を未然に防ぐために、事業者及び労働者がその危険性や有害性を認識し、事業者がリスクに基づく必要な措置を検討・実施するような仕組みを設ける必要」が指摘された。この対策の方向性として、「日本産業衛生学会等が許容濃度等を勧告するなど人に対する一定の危険

性・有害性が明らかになっている化学物質（例えば、労働安全衛生法第 57 条の 2 に基づき安全データシート(SDS) の交付が譲渡者又は提供者に義務づけられている化学物質）を事業者が新規に採用する場合等において、事業者にリスクアセスメントを実施させることが適当である」とされ、本条の成立に至った。

5. 5 運用

5. 5. 1 適用の実際

5. 5. 1. 1 化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針

リスクアセスメントの実施方針は、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成 27 年 9 月 18 日基発 0918 公示第 3 号）に規定されている。この指針は、リスクアセスメントからリスク低減措置の実施までの一連の措置の基本的な考え方及び具体的な手順の例を示すとともに、これらの措置の実施上の留意事項を定めたものであり、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」（平成 11 年労働省告示第 53 号）に定める危険性又は有害性等の調査及び実施事項の特定の具体的実施事項としても位置付けられるものでもある。

5. 5. 1. 2 リスクアセスメント実施支援ツール

リスクアセスメント支援のためのツールが厚生労働省ほかの機関によって作成され、活用されている。具体的には、ILO（国際労働機関）が中小企業向けに作成した作業者の安全管理のための簡易リスクアセスメントツールを日本で簡易的に利用できるよう

に厚生労働省が Web システムとして改良、開発した「厚生労働省版コントロール・バンディング」、主に中小規模事業者など、リスクアセスメントを十分に実施することが難しい事業者を対象に、専門性よりも分かりやすさや簡潔さを優先させ、チェックリスト、危険やその対策を記載した「作業別モデル対策シート」等がある。その他の支援ツールに関する情報が「職場のあんぜんサイト」（化学物質のリスクアセスメント実施支援）⁵⁷に整理されている。

事業主は、本条のほか、本法 28 条の 2 に基づいてリスクアセスメントの実施を求められている。

5. 5. 1. 3 リスクアセスメント実施の実効性確保

法第 28 条の 2 も含めたリスクアセスメントの実施は、全体としてみれば徐々に現場に浸透している。建設現場などでは、毎朝下請け業者にリスクアセスメント（法第 28 条の 2）を実施させ、これの結果を提出しないと作業に取りかかることを認めないなどの例を見ることができる。法第 60 条に基づく職長教育のカリキュラムにはリスクアセスメントが含まれる（安衛則第 40 条第 2 項）ほか、5 年ごとに能力向上教育も実施するよう厚労省から指導がなされ、そこで再教育が行われている。実施されたリスクアセスメントの内容を現場に掲示するなどの取組も行われている。

もっとも本項で扱っている法第 57 条の 3 に基づく化学物質に関するリスクアセスメントは、実施が義務付けられる場面は限定されるため日常的に意識に上るものとはいえず、機械設備などと比べると化学物質の

有害性や危険性は可視化されにくいというえ、限られた職長教育時間の中でこれの教育に割かれる時間は必ずしも長くない。

◆5. 5. 1. 4 リスクアセスメント未実施によるトラブルの具体例

「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」では、ラベル表示・SDS 交付対象物質のリスクアセスメントが未実施であること等による災害事例として次のような事例が紹介されている。

- ・1-ブロモプロパンを含む溶剤で治具や製品の洗浄作業をしていたところ、体調不良を訴え、急性薬物中毒と診断されたもの。少量生産部門であったため、防毒マスクの着用や局所排気装置の設置、リスクアセスメントが実施されていなかった（平成 29 年 5 月発生、休業 14 日（1 名））。

- ・飼料の燻蒸作業を行ったところ発生したリン化水素によって気分が悪くなったもの。リスクアセスメントは実施されていなかった。また、作業員は防毒マスクをしておらず、換気も不十分であった（平成 29 年 8 月発生、休業 10 日（1 名））。

- ・住宅新築工事現場において、床断熱材の隙間を埋めるため、ポリメチレンポリフェニルポリイソシアネート、メチレンビス(4,1-フェニレン)＝ジイソシアネートを含有する断熱材をスプレーにて吹き付ける作業を行っていたところ、中毒を起こしたもの。リスクアセスメントは未実施であり、特段のばく露防止対策は講じていなかった（平成 30 年 8 月発生、休業 1 日（1 名））。

なお、リスクアセスメント後の措置が不十分であること等による災害事例として、次のような例が紹介されている。

・ 鋳物製造工程において、中子を作る際に中子から木型が剥がれやすくするため、ノルマルヘプタンを主成分とする薬剤を木型の内部に入って塗布する作業を行っていたところ、急性中毒・意識消失となったもの。本作業について、リスクアセスメントは実施していたが、有機溶剤中毒予防規則等の特別規則の対象外であるとして、特段のばく露防止対策を実施していなかった（平成29年11月発生、休業1日（1名））。

5. 5. 2 関連判例

なし。

5. 6 その他

5. 6. 1 罰則

なし。

5. 6. 2 民事上の効力

未了。

5. 6. 3 資料

なし。

6. 第 57 条の 4（化学物質の有害性の調査）

6. 1 条文

第五十七条の四 化学物質による労働者の健康障害を防止するため、既存の化学物質として政令で定める化学物質（第三項の規定によりその名称が公表された化学物質を含む。）以外の化学物質（以下この条において「新規化学物質」という。）を製造し、又は輸入しようとする事業者は、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の定める基準に従つて有害性の調査（当該新規化学物質が労働者の健康に与える影響についての調査をいう。以下この条において同じ。）を行い、当該新規化学物質の名称、有害性の調査の結果その他の事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときその他政令で定める場合は、この限りでない。

一 当該新規化学物質に関し、厚生労働省令で定めるところにより、当該新規化学物質について予定されている製造又は取扱いの方法等からみて労働者が当該新規化学物質にさらされるおそれがない旨の厚生労働大臣の確認を受けたとき。

二 当該新規化学物質に関し、厚生労働省令で定めるところにより、既に得られている知見等に基づき厚生労働省令で定める有害性がない旨の厚生労働大臣の確認を受けたとき。

三 当該新規化学物質を試験研究のため製造し、又は輸入しようとするとき。

四 当該新規化学物質が主として一般消費者の生活の用に供される製品（当該新規化学物質を含有する製品を含む。）として輸入される場合で、厚生労働省令で定めるとき。

2 有害性の調査を行つた事業者は、その結果に基づいて、当該新規化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要な措置を速やかに講じなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による届出があつた場合（同項第二号の規定による確認をした場合を含む。）には、厚生労働省令で定めるところにより、当該新規化学物質の名称を公表するものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項の規定による届出があつた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、有害性の調査の結果について学識経験者の意見を聴き、当該届出に係る化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要があると認めるときは、届出をした事業者に対し、施設又は設備の設置又は整備、保護具の備付けその他の措置を講ずべきことを勧告することができる。

5 前項の規定により有害性の調査の結果について意見を求められた学識経験者は、当該有害性の調査の結果に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。ただし、労働者の健康障害を防止するためやむを得ないときは、この限りでない。

6. 2 趣旨と内容

6. 2. 1 趣旨

化学物質は日々新たに作り出されるため、

機動的に法令を改正することによってその危険性・有害性に対応する必要があるが、実際に法令が改正されるまでには一定の時間を必要とせざるを得ない。そのため本条は、健康障害の中でも特に重大な結果をもたらす「がん」に着目し、新規化学物質を製造・輸入しようとする者は、がん原性試験のスクリーニング（ふるいわけ）テストとしての意味を持つ変異原性試験、又は化学物質のがん原性に関し変異原性試験と同等以上の知見を得ることができる試験を行い（昭和54年3月23日基発第132号）、その結果を厚生労働大臣に届け出ることとしたものである⁵⁸。これにより、化学物質が職場に導入される以前に、一定の範囲に限られるもののその有害性を発見し、その有害性に対応した措置を予め講じることが可能にすることで、より早期の対応が可能にすることが目指されている。

6. 2. 2 内容

6. 2. 2. 1 新規化学物質

本条第1項が有害性の調査を必要とする新規化学物質は、以下に記載する化学物質（安衛令第18条の3）と本条第3項の規定によりその名称が公表された化学物質以外の化学物質である。本条の化学物質には、製造中間体（製品の製造工程中において生成し、同一事業場内で他の化学物質に変化する化学物質をいう。以下同じ。）副生物、廃棄物も含まれる。これは、製造中間体等であっても、労働者が当該製造中間体等にさらされるおそれがあるからである（昭和54年3月23日基発第132号）。

一 元素

二 天然に産出される化学物質
 三 放射性物質
 四 昭和五十四年二月二十八日までに製造され、又は輸入された化学物質（附則第九条の二）で、厚生労働大臣がその名称等を公表した化学物質

「元素」（第1号）は、一種類の原子（同位体の区別は問わない。）からなる物質のすべての状態（励起状態、ラジカル等を含む。）をいい、単体を含む（昭和53年2月10日基発第77号）。

「天然に産出される化学物質」（第2号）は、鉱石、原油、天然ガスその他天然に存在するそのままの状態を有する化学物質及び米、麦、牛肉その他動植物から得られる一次産品又はこの一次産品を利用して発酵等の方法により製造される化学物質であって分離精製が行われていないものを意味する（昭和54年3月23日基発第132号）。

「放射性物質」（第3号）は、電離放射線障害防止規則（昭和四十七年九月三〇日労働省令第四一号）第二条第二項の放射性物質を意味する（昭和54年3月23日基発第132号）。

次のイからホまでに掲げる化学物質のように二以上の化学物質が集合し単一の化学構造を有する化学物質を形成しているとみなされる場合であって、その集合した個々の化学物質がすべて既存の化学物質であるときには、当該単一の化学構造を有する化学物質は、既存の化学物質とみなされる（昭和54年3月23日基発第132号）。

イ 分子間化合物（水化物を含む。）
 ロ 包接化合物

- ハ 有機酸又は有機塩基の塩(金属塩を除く。)
- ニ オニウム塩(正、負両イオンが既存の化学物質から生成されるものである場合に限る。)
- ホ 複塩

ブロック重合物（二種類以上のモノマーを用いて行う重合により生じた物）及びグラフト重合物（ある高分子鎖に別の高分子鎖を結合することにより生じた物）であってその構成単位となる重合物がすべて既存の化学物質である場合は、当該ブロック重合物及びグラフト重合物は、既存の化学物質とみなされる（昭和 54 年 3 月 23 日基発第 132 号）。また、既存の化学物質である単量体(モノマー)等から構成される高分子化合物であって、数平均分子量が 2, 000 以上のものは、次のいずれかに該当するものを除き、既存の化学物質として取り扱う（昭和 61 年 8 月 27 日基発第 504 号）。

- (1) 正電荷を有する高分子化合物
- (2) 総重量中の炭素の重量の比率が 32 パーセント未満の高分子化合物
- (3) 硫黄、ケイ素、酸素、水素、炭素又は窒素以外の元素が共有結合している高分子化合物
- (4) アルミニウム、カリウム、カルシウム、ナトリウム又はマグネシウム以外の金属イオン(錯体金属イオンを含む。)がイオン結合している高分子化合物
- (5) 生物体から抽出し、分離した高分子化合物及び当該高分子化合物から化学反応により生成される高分子化合物並びにこれらの高分子化合物と類似した化

- 学構造を有する高分子化合物
- (6) ハロゲン基又はシアノ基を有する化合物から生成される高分子化合物
 - (7) 反応性官能基を有する高分子化合物であって、当該高分子化合物の数平均分子量を当該数平均分子量に対応する分子構造における反応性官能基の数で除した値が 10,000 以下のもの
 - (8) 常温、常圧で分解又は解重合するおそれのある高分子化合物

6. 2. 2. 2 調査実施義務者

新規化学物質の有害性の調査を実施する義務を負うのは、新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする者である。この「輸入」については、①新規化学物質を密封した部品が含まれる機械等を輸入しようとする場合であって、本邦の地域内において当該新規化学物質が密封された状態のまま、当該機械等が使用される予定であるときは、当該機械等に密封された新規化学物質の輸入は、第一項の輸入には該当しない、②新規化学物質をサンプル(輸入貿易管理令(昭和二四年政令第四一四号)の別表第一第三号の無償の商品見本又は宣伝用物品であって、通商産業大臣が告示で定めるものをいう。)として輸入しようとする場合は第一項の輸入として取り扱わないものとされている（昭和 54 年 3 月 23 日基発第 132 号）。

新規化学物質を使用又は販売しようとする事業者が、新規化学物質の輸入に係る事務を他の事業者へ委託した場合には、その委託を行った事業者が本条第 1 項の「輸入しようとする事業者」に該当する。また、新規化学物質の輸入に伴う輸送の業務のみを行う事業者は、第 1 項の「輸入しようとする

る事業者」に該当しない（昭和 54 年 3 月 23 日基発第 132 号）。

6. 2. 2. 3 調査の内容・実施施設・試験の基準

新規化学物質の有害性の調査は、変異原性試験、化学物質のがん原性に関し変異原性試験と同等以上の知見を得ることができる試験又はがん原性試験のうちいずれかの試験を用いて行うこととされている（安衛則第 34 条の 3 第 1 項第 1 号）。この調査は、原則として微生物を用いる変異原性試験によって行われる（昭和 54 年 3 月 23 日基発第 133 号）。

この試験は、組織、設備等に関し有害性の調査を適正に行うため必要な技術的基礎を有すると認められる試験施設等において行うこととされる（安衛則第 34 条の 3 第 1 項第 2 号）。この試験施設等が具備すべき組織、設備等に関する基準は、厚生労働大臣が定める（同条第 2 項）。この点について、「労働安全衛生規則第三十四条の三第二項の規定に基づき試験施設等が具備すべき基準」（昭和 63 年 9 月 1 日労告第 76 号）が整備されている。

試験を実施する基準については、「労働安全衛生法第五十七条の四第一項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準」（昭和 63 年 9 月 1 日労告 77 号）が整備されている。

6. 2. 2. 4 調査の届出

新規化学物質の有害性の調査を実施した事業者は、当該新規化学物質の名称、有害性の調査の結果その他の事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。この届出は、新規化学物質製造（輸入）届書（様式第 4 号

の 3）を用いて、次の書面を添付して行われなければならない（安衛則第 34 条の 4）。

- ・新規化学物質について行った有害性の調査の結果を示す書面
- ・当該有害性の調査が安衛則第 34 条の 3 条第 2 項の厚生労働大臣が定める基準（GLP）を具備している試験施設等において行われたことを証する書面
- ・当該新規化学物質について予定されている製造又は取扱いの方法を記載した書面

この調査の届出を行った事業者は、第 3 項の規定に基づく名称の公表前であっても、当該新規化学物質を製造し、又は輸入することができる（昭和 54 年 3 月 23 日基発第 132 号）。

上記のように本条の届出は、厚生労働大臣に宛てになされ、本省の担当課で直接審査する仕組みが採用されている。この仕組みは、内容の専門性に加えて新規開発の化学物質の構造式、物性等のノウハウの保全という観点で産業界側からの強い要望があったことを受けて導入されたものである⁵⁹。

6. 2. 2. 5 調査を必要としない場合

新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする事業者であっても、例外的に新規化学物質の有害性の調査を必要としない場合として、本条 1 項但書は次のような 4 つのケース（第 1 号～第 4 号）を規定する。

- 一 当該新規化学物質に関し、厚生労働省令で定めるところにより、当該新規化

学物質について予定されている製造又は取扱いの方法等からみて労働者が当該新規化学物質にさらされるおそれがない旨の厚生労働大臣の確認を受けたとき。

二 当該新規化学物質に関し、厚生労働省令で定めるところにより、既に得られている知見等に基づき厚生労働省令で定める有害性がない旨の厚生労働大臣の確認を受けたとき。

三 当該新規化学物質を試験研究のため製造し、又は輸入しようとするとき。

四 当該新規化学物質が主として一般消費者の生活の用に供される製品（当該新規化学物質を含有する製品を含む。）として輸入される場合で、厚生労働省令で定めるとき。

第1号の「新規化学物質にさらされるおそれがない」とは、当該新規物質が製造中間体等であって、その製造又は取扱いを行う場合において、次のイからハまでの条件をすべて満たすときを意味する（昭和54年3月23日基発第132号）。

イ 新規化学物質を製造し、又は取り扱う作業（定常作業（サンプリング作業等の断続的な作業を含む。）のほか、製造又は取扱い設備等の清掃、改修等の非定常作業が含まれること。）において、労働者が当該化学物質を開放して取り扱うことがないこと。

ロ 新規化学物質を製造し、又は取り扱う設備等は、原料等の供給口、生成物等の取り出し口、フランジの部分等から当該新規化学物質が漏れないように十分な気密性を持った密閉式の構造のものであ

ること。

ハ 設備等の気密性の低下による当該新規化学物質の漏えいを防止する措置が講じられているものであること。

第2号の「既に得られている知見」は、新規化学物質の有害性の調査に関して学会誌等に公表されている報告であって信頼できる調査結果のほか、未公開であっても信頼できる調査結果を意味する（昭和54年3月23日基発第132号）。「厚生労働省令で定める有害性」は、がん原性を意味する（安衛則第34条の9）。

第3号の「試験研究のため製造し、又は輸入しようとするとき」は、新規化学物質の開発研究等を行う場合であって次のイからハまでに掲げる基準のすべてに適合しているとき、又は当該新規化学物質の全量を試薬として製造し、若しくは輸入しようとするときを意味する。

イ 実験室的な規模で行われること。

ロ 新規化学物質にさらされるおそれのある作業に従事する者が、当該試験研究の担当者に限られること。

ハ 新規化学物質が当該試験研究を行う場所以外の場所に持ち出されることのないものであること。

第4号の「その他政令で定める場合」として、安衛令第18条の4において、一の事業場における一年間の製造量又は輸入量（当該新規化学物質を製造し、及び輸入しようとする事業者にあつては、これらを合計した量）が百キログラム以下である旨の厚生労働大臣の確認を受けた場合が規定さ

れている。

6. 2. 2. 6 厚生労働大臣による 新規化学物質の名称の公表

本条第 3 項は、厚生労働大臣は、第 1 項の規定による届出があつた場合（同項第 2 号の規定による確認をした場合を含む。）には、厚生労働省令で定めるところにより、当該新規化学物質の名称を公表するものとする。この公表は、本条第 1 項の規定による届出の受理又は同項第 2 号の確認をした後 1 年以内に（当該新規化学物質に関して特許法第 36 条第 1 項の規定による特許出願がなされている場合には、同法第 64 条第 1 項の規定による出願公開又は同法第 66 条第 3 項の規定による特許公報への掲載がなされた後速やかに）、3 月以内ごとに 1 回、定期的に、官報に掲載することにより行われる（安衛則第 34 条の 14）。

ここで名称を公表された新規化学物質は、既存の化学物質になり、事後、この化学物質を製造し、又は輸入する事業者は、有害性調査の実施義務を負わないことになる。

なお、新規化学物質の命名は IUPAC 命名法（国際純正及び応用化学連合（International Union of Pure and Applied Chemistry）が制定した命名法）に基づいて行われている。過去には、IUPAC 命名法において同一構造について複数の名称の付け方が存在する場合があることや、IUPAC 命名法で命名した名称を日本語表記にする方法が複数あることによって本法と化審法との間に命名法の一部差異があつたが、「労働安全衛生法」及び「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づく新規化学物質の名称の公示における命名法の共通化

について」（平成 24 年 12 月 28 日、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課化学物質評価室、厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策、室経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室、環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室）によって今日では両者の命名法は統一されている。IUPAC は、度々新たな命名規則を勧告している。現在、2013 年の勧告（Nomenclature of Organic Chemistry, IUPAC Recommendations and Preferred Names 2013）を基礎とした命名法が用いられている（「労働安全衛生法」及び「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づく新規化学物質の名称の公示における命名法の変更について」（平成 29 年 7 月 11 日、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課化学物質評価室、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室、経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室、環境省総合環境政策局環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室）。

6. 2. 2. 7 調査の事後措置

本条第 2 項は、有害性の調査を行った事業者に対し、その結果に基づいて、当該新規化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要な措置を速やかに講じることを義務付ける。

また、本条第 4 項に基づき、厚生労働大臣も、第 1 項の規定による届出があつた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、有害性の調査の結果について学識経験者の意見を聴き、当該届出に係る化学物質による労働者の健康障害を防止するため必

要があると認めるときは、届出をした事業者に対し、施設又は設備の設置又は整備、保護具の備付けその他の措置を講ずべきことを勧告することができる。この勧告の内容としては、施設・設備の設置又は整備、保護具の備え付け等の措置が予定されている⁶⁰。厚生労働大臣は、この意見聴取の内容を、本条第3項の規定による当該新規化学物質の名称の公表後1年以内に、労働政策審議会に報告するものとする（安衛則34条の17）。

有害性の調査の結果について意見を求められた学識経験者は、労働者の健康障害を防止するためやむを得ない場合を除き、当該有害性の調査の結果に関して知り得た秘密を漏らすことを禁止されている（本条第5項）。これは、知り得た秘密の中には企業のノウハウにかかわるものもあり、これが学識経験者から外部に漏れることとなると、有害性の有無を的確に評価するのに必要な資料を事業者から提出させることが不可能となり、この制度を維持することが困難となるためである⁶¹。

なお、勧告した事業者に雇用される労働者以外の労働者で、同じ化学物質を取り扱うものに対する予防措置として、厚生労働大臣は、労働者の健康障害を防止するための指針を公表している（法第28条第3項）。これは、勧告同様の効果を期待したものである⁶²。

本条に基づいて届け出られた化学物質のうち、強い変異原性が認められた化学物質は、既存の化学物質の中で国による試験等において強い変異原性が認められた化学物質とあわせて、「強い変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針（平成5年5月17日付け基発第312

号）」に沿って、ばく露を低減する措置、作業環境の測定、労働衛生教育、危険有害性等を表示するラベルの貼付・SDSの交付、変異原化学物質等の製造等に従事する労働者に関する記録の保存等の措置を講ずることとされている。

6. 3 関連規定

6. 3. 1 法条

○安衛令第18条の3（法第57条の4第1項の政令で定める化学物質）、附則9の2、安衛令第18条の4（法第57条の4第1項ただし書の政令で定める場合）

○安衛則第34条の3（有害性の調査）、安衛則第34条の4（新規化学物質の名称、有害性の調査の結果等の届出）、安衛則第34条の5～第34条の7（労働者が新規化学物質にさらされるおそれがない旨の厚生労働大臣の確認の申請等）、安衛則第34条の8（新規化学物質の有害性がない旨の厚生労働大臣の確認の申請）、安衛則第34条の9（法第57条の4第1項第2号の厚生労働省令で定める有害性）、安衛則第34条の10、第34条の11（少量新規化学物質の製造又は輸入に係る厚生労働大臣の確認の申請等）、安衛則第34条の12（通知）、安衛則第34条の13（法第57条の4第1項第4号の厚生労働省令で定めるとき）、安衛則第34条の14（新規化学物質の名称の公表）、安衛則第34条の15（学識経験者からの意見聴取）、安衛則第34条の16（変異原性試験等結果検討委員候補者名簿）、第34条の17（労働政策審議会への報告）

○「労働安全衛生法第五十七条の四第一項

の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準」
（昭和 63 年 9 月 1 日労告 77 号）

○「労働安全衛生規則第三十四条の三第二項の規定に基づき試験施設等が具備すべき基準」（昭和 63 年 9 月 1 日労告第 76 号）

法第 57 条の 4 第 1 項の規定による有害性の調査のうち、変異原性試験又はがん原性試験が行われる試験施設等について適用される基準（第 1 条第 1 項）。

○「労働安全衛生法第五十七条の四第一項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準」
（昭和 63 年 9 月 1 日労告第 77 号）

法 57 条の 4 第 1 項の規定による有害性の調査のうち、変異原性試験（微生物を用いるものに限る）による調査について適用される基準（第 1 条第 1 項）。

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年 10 月 16 日法律第 117 号）

本法は、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際し事前にその化学物質の性状に関して審査する制度を設けるとともに、その有する性状等に応じ、化学物質の製造、輸入、使用等について必要な規制を行うことを目的とする法律（化審法第 1 条）である。

6. 4 沿革

6. 4. 1 制度史

| | |
|-----|----------------------------------|
| 安衛法 | ○「労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律」（昭和 52 |
|-----|----------------------------------|

年 7 月 1 日法律第 76 号) に基づいて、本法に新規に追加された(本法第 57 条の 2)。

○「労働安全衛生法の一部を改正する法律案」（昭和 63 年 5 月 17 日法律第 37 号）に基づいて、本条が定める化学物質の有害性の調査については、一定の技術的な基礎を有すると認められる機関において、労働大臣の定める基準に従って行わなければならないものとされた。この改正は、OECD が加盟各国に OECD テストガイドライン（The OECD Guidelines for the Testing of Chemicals）及び OECD 優良試験所基準（Good laboratory Practice: GLP）の採用を勧告し、右優良試験所基準に合致した施設においてテストガイドラインに従って得られた化学物質の安全性に関するデータを各国間で相互に受容すべきことを決定したことを背景に行われたものである⁶³。

○「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」（平成 11 年 5 月 21 日法律第 45 号）に基づいて法第 57 条の 2 が新規に追加されたことに伴い、本条が法第 57 条の 3 に繰り下げられた。

○「労働安全衛生法の一部を改正する法律」（平成 26 年 6 月 25 日法律第 82 号）に基づいて法第 57 条の 3 が新規に追加されたことに

| | |
|--|--|
| | <p>に伴い、本条が法第 57 条の 4（現行法）に繰り下げられた。</p> |
|--|--|

6. 4. 2 背景となった災害等

○「労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律」（昭和 52 年 7 月 1 日法律第 76 号）に基づく本条制定の背景については、本書の第 57 条「背景となった災害等」参照。

本条の制定に影響を与えた「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和 48 年 10 月 16 日法律第 117 号）は、カネミ油症事件（PCB 事件）を契機として制定された。1968 年（昭和 43 年）10 月に北九州市で発生したこの事件は、食用油（米ぬか油）を生産する過程で熱媒体として利用されていた PCB（ポリ塩素化ビフェニル）が、製造過程で食用油に混入し、これを食べた人々に難治性の皮膚障害、脳性麻痺、知的障害等を発症させた事件である。発症者は 14320 人、死亡者は 50 人以上とされる⁶⁴。

○「労働安全衛生法の一部を改正する法律案」（昭和 63 年 5 月 17 日法律第 37 号）による改正にあたっては、当時労働災害による死傷者数が長期的には減少していたものの、減少幅が鈍化する傾向が見られ、①中小規模事業場における労働災害の発生が多いこと、②高年齢労働者の労働災害が多いこと、③機械等による労働災害が多いこと、④労働者の健康保持増進への取り組みが重要な課題となっていた⁶⁵。本条の改正は、このうち主に③の文脈において、「機械等及び化学物質に関する規制の充実」（「労働安全衛生法の一部を改正する法律案要綱」（昭和 63 年 2 月 10 日中央労働基準審議会諮

問）の一環として行われた。

6. 5 運用

6. 5. 1 適用の実際

6. 5. 1. 1 有害性調査制度の仕組みと流れ

新規化学物質の有害性調査の実際や手続は、厚生労働省のウェブページにおいて集約されている⁶⁶。以下の記述も同ウェブページによる。

新規化学物質の有害性調査制度は、おおむね【資料 1】「新規化学物質の有害性調査制度の仕組み」のような仕組みから成り立っている。

本法に基づく新規化学物質関連手続の方法については、【資料 2】（「新規化学物質関連手続のフローチャート」）のようなフローチャートが示されている。

新規化学物質の手続については、これを簡素化する通達が示されている。①労働安全衛生法に基づく新規化学物質の届出等の手続の一部変更について（平成 23 年 12 月 28 日基安化発 1228 第 3 号）、②労働安全衛生法に基づく新規化学物質の手続の簡素化について（平成 24 年 11 月 12 日基安化発 1112 第 2 号）、③バイオテクノロジー応用医薬品に係る有害性調査について（令和 2 年 4 月 6 日基安化発 0406 第 3 号）である。

①は、新規化学物質製造・輸入届において従来、法定の届出書類と別に必要事項を記載して提出していたカード形式の調査票を廃止するとともに、少量新規化学物質確認申請においても一部申請を簡略化したもの、②は、化審法に基づく新規化学物質の届出書等の写しを添付することにより、安衛法の新規化学物質製造・輸入届等の記載事項

の一部を要しないこと等を内容とする手続の簡素化に対応するもの、③は、バイオ医薬品に係る有害性調査においては、バイオ医薬品安全性評価通知の第2部の「6. がん原性」によるがん原性評価（以下「バイオ医薬品がん原性評価」という。）の内容を参考にすることとし、対象のバイオ医薬品のがん原性に関し変異原性試験と同等以上の知見を得ることができる試験が実施されている場合には、当該試験の結果が確認できる書類を提出することにより、別途変異原性試験又はがん原性試験を実施せずともよいこととするものである。

6. 5. 1. 2 新規化学物質の有害性の調査の具体的な方法等に関する Q&A

新規化学物質の有害性の具体的な方法について Q&A が作成され、実務の用に供されている（『新規化学物質の有害性の調査の具体的な方法等に関する Q&A』について」（令和2年4月6日基安化発0406第5号）。詳細については【資料3】参照。

6. 5. 1. 3 強度の変異原性が認められた化学物質への対応

微生物を用いる変異原性試験、哺乳類培養細胞を用いる染色体異常試験等の結果から強度の変異原性が認められた化学物質（以下「変異原化学物質」という。）又は変異原化学物質を含有するもの（変異原化学物質の含有量が重量の1パーセント以下のものを除く。）（以下「変異原化学物質等」という。）を製造し、又は取り扱う作業につい

て、当該変異原化学物質への暴露による労働者の健康障害を未然に防止するため、その製造又は取扱いに関する留意事項について定めた「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成5年5月17日基発第312号の3の別添1）が策定されている。事業者は、この指針に定める措置を講ずるほか、労働者の健康障害を防止するための適切な措置を講ずるよう努めるものとされている。

6. 5. 2 関連判例

特になし。

6. 6 その他

6. 6. 1 罰則

新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする事業者が、本条1項の規定に反する場合には、50万円以下の罰金に処せられる（法第120条第1号）。

有害性の調査の結果について意見を求められた学識経験者が、本条第5項に違反して、当該有害性の調査の結果に関して知り得た秘密を漏らした場合、6ヶ月以下の懲役、又は50万円以下の罰金に処せられる（法第119条第1号）。

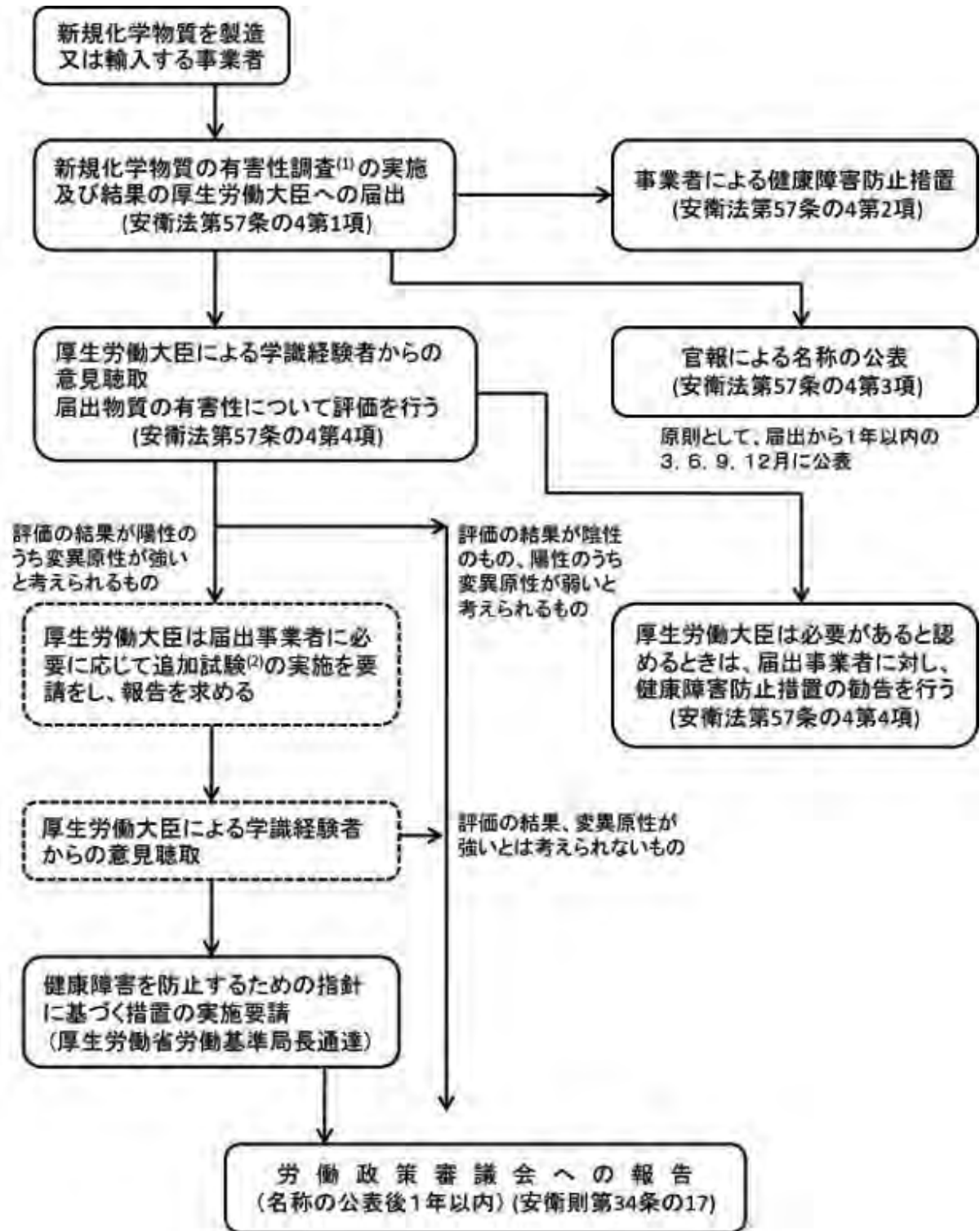
これらについては両罰規定の適用がある（法第122条）。

6. 6. 2 民事上の効力

未了。

6. 6. 3 資料

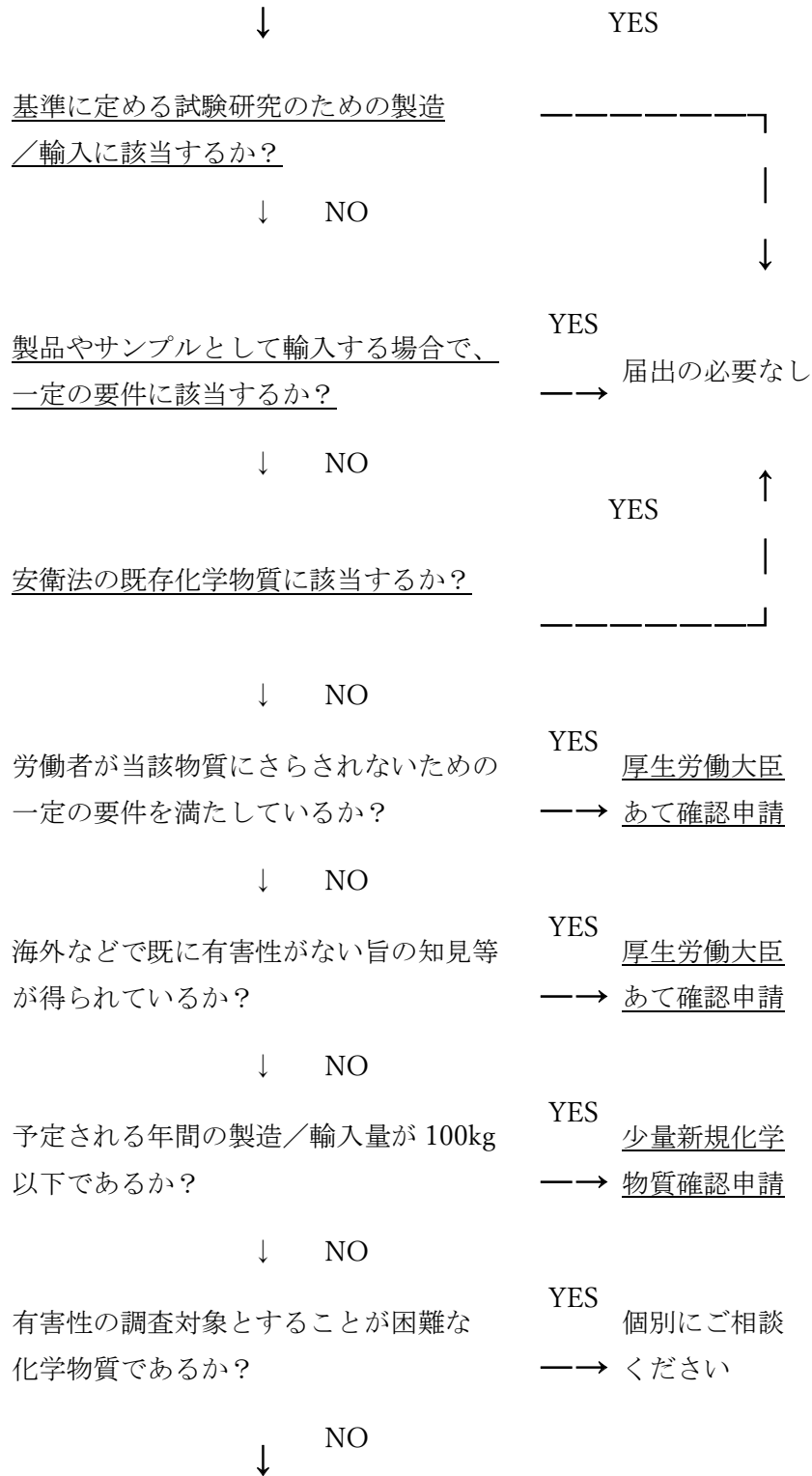
【資料 1】新規化学物質の有害性調査制度の仕組み



《厚労省ウェブページ、新規化学物質の有害性調査制度の概要》

【資料 2】新規化学物質関連手続のフローチャート

新規化学物質を製造／輸入する計画がある



新規化学物質の届出

【資料3】新規化学物質の有害性の調査の具体的な方法等に関する Q&A（別添）

7. 第 57 条の 5

7. 1 条文

第五十七条の五 厚生労働大臣は、化学物質で、がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるものについて、当該化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該化学物質を製造し、輸入し、又は使用している事業者その他厚生労働省令で定める事業者に対し、政令で定める有害性の調査（当該化学物質が労働者の健康障害に及ぼす影響についての調査をいう。）を行い、その結果を報告すべきことを指示することができる。

2 前項の規定による指示は、化学物質についての有害性の調査に関する技術水準、調査を実施する機関の整備状況、当該事業者の調査の能力等を総合的に考慮し、厚生労働大臣の定める基準に従って行うものとする。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による指示を行おうとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、学識経験者の意見を聴かなければならない。

4 第一項の規定による有害性の調査を行った事業者は、その結果に基づいて、当該化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要な措置を速やかに講じなければならない。

5 第三項の規定により第一項の規定による指示について意見を求められた学識経験者は、当該指示に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。ただし、労働

者の健康障害を防止するためやむを得ないときは、この限りでない。

7. 2 趣旨と内容

7. 2. 1 趣旨

本条は、がん原性が疑われているが、がん原性物質と確定するにはいまだデータ不足である化学物質について、これを製造し、輸入し、又は使用している事業者に対して、厚生労働大臣が、一定の基準を満たした有害性の調査を行い、その結果の報告を指示することができることを趣旨とする（昭和 54 年 3 月 23 日基発第 132 号）。

7. 2. 2 内容

7. 2. 2. 1 その他の重度の健康障害

本条第 1 項に規定される「その他の重度の健康障害」は、がん同様の重篤な障害をいい、多くの場合、死亡するか又は不治の病で労働能力を永久に喪失させる程度の疾病をいう⁶⁷。

7. 2. 2. 2 輸入に係る取扱い

化学物質を密封した部品が含まれる機械等を輸入する場合であって、本邦の地域内において当該化学物質が密封された状態のまま、当該機械等が使用されるときは、当該機械等に密封された化学物質の輸入は、第 1 項の輸入には該当しない。また、化学物質を使用又は販売する事業者が、当該化学物質の輸入に係る事務を他の事業者に委託した場合には、当該委託を行った事業者が第 1 項の「輸入している事業者」に該当し、化学物質の輸入に伴う輸送の業務のみを行う事業者は、第一項の「輸入している事業者」

に該当しない（昭和 54 年 3 月 23 日基発第 132 号）。

7. 2. 2. 3 有害性の調査

本条第 1 項に規定される「有害性の調査」は、実験動物を用いて吸入投与、経口投与等の方法により行うがん原性の調査を意味する（安衛令第 18 条の 5）。この「吸入投与、経口投与等」の「等」には、実験動物の皮膚に塗付することによる投与が含まれる（昭和 54 年 3 月 23 日基発第 132 号）。

7. 2. 2. 4 厚生労働大臣の指示

本条第 1 項に規定される調査の指示は、変異原性があると判断された化学物質のうち暴露される労働者が多く、かつ、暴露量も多いこと、外国から入手した情報等からみてがん原性の疑いがあると思われること等の要件に該当するものについて行われる⁶⁸。

本条第 2 項に規定される「厚生労働大臣が定める指示の基準」とは、化学物質による疾病の死生の態様、化学物質の取扱量、関係労働者数等からみて、調査を指示することが社会的に最も妥当である事業者を確定するための基準である⁶⁹。

本条第 5 項の指示について意見を求められた学識経験者に課される守秘義務は、知り得た秘密の中には企業のノウハウや個人のプライバシーにかかわるものもあり、これが学識経験者から外部に漏れることとなると、調査を的確に実施するために必要な資料を事業者から提出させることが不可能となり、この制度を維持することが困難となるために設けられたものである⁷⁰。この趣旨は、法第 57 条の 4 第 5 項の規定と類似する。

7. 3 関連規定

7. 3. 1 法条

安衛令 18 の 5（法第 57 条の 5 第 1 項の政令で定める有害性の調査）、安衛則 34 条の 18（化学物質の有害性の調査の指示）、安衛則 34 条の 19（法第 57 条の 5 第 1 項の厚生労働省令で定める事業者）、安衛則 34 条の 20（準用）、安衛則 34 条の 21（労働政策審議会への報告）。

7. 4 沿革

7. 4. 1 制度史

| | |
|-----|---|
| 安衛法 | <p>○「労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律」（昭和 52 年 7 月 1 日法律第 76 号）により、本法に新規に追加（本法第 57 条の 3）。</p> <p>○「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」（平成 11 年 5 月 21 日法律第 45 号）に基づいて法第 57 条の 2 が新規に挿入されたことに伴い、本条が法第 57 条の 4 に繰り下げられた。</p> <p>○「労働安全衛生法の一部を改正する法律」（平成 26 年 6 月 25 日法律第 82 号）に基づいて法第 57 条の 3 が新規に追加されたことに伴い、本条が法第 57 条の 5（現行法）に繰り下げられた。</p> |
|-----|---|

7. 4. 2 背景となった災害等

「労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律」（昭和 52 年 7 月 1 日法律第

76号)に基づく本条制定の背景については、本書の第57条「背景となった災害等」参照。

連して生じた労災に関する事業主の民事上の責任を検討する際に考慮される余地はある。

7. 5 運用

7. 5. 1 適用の実際

なし。

7. 6. 3 資料

なし。

7. 5. 2 関連判例

なし。

7. 6 その他

7. 6. 1 罰則

化学物質を製造し、輸入し、又は使用している事業者等が、本条第1項の規定に違反して厚生労働大臣が指示した有害性の調査を行わない場合や、その結果を報告しない場合は、50万円以下の罰金に処せられる（法第120条第2項）。

厚生労働大臣による指示について意見を求められた学識経験者が、本条第5項の規定に違反して、当該指示に関して知り得た秘密を漏らした場合は、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる（法第119条第1号）。

これらの違反については両罰規定の摘要がある（法第122条）。

7. 6. 2 民事上の効力

本条第1項の規定による有害性の調査を行った事業者は、その結果に基づいて、当該化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要な措置を速やかに講じなければならない（本条第4項）。この定めは直接的には行政に対する公法上の義務を事業主に課しているが、この義務に反して適切な措置を講じなかったことが、この不作為と関

8. 第 58 条（国の援助等）

8. 1 条文

第五十八条 国は、前二条の規定による有害性の調査の適切な実施に資するため、化学物質について、有害性の調査を実施する施設の整備、資料の提供その他必要な援助に努めるほか、自ら有害性の調査を実施するよう努めるものとする。

8. 2 趣旨と内容

8. 2. 1 趣旨

有害性の調査を実施する施設が必ずしも十分でない現状に鑑み、国が施設整備を行う努力義務を負うことを明らかにしたものである⁷¹。

8. 2. 2 内容

国は、法第 57 条の 4 及び法第 57 条の 5 に基づく有害性調査の適切な実施を支援するために、化学物質について必要な援助をする努力義務、及び自ら有害性の調査を行う努力義務を負う。具体的な援助の例は、「8. 5. 1 運用の実際」参照。

8. 3 関連規定

8. 3. 1 法条

○国の援助に関する本法の規定として、法第 19 条の 3、第 63 条、第 71 条、第 71 条の 4、第 106 条。

8. 4 沿革

8. 4. 1 制度史

なし。

8. 4. 2 背景となった災害等
なし。

8. 5 運用

8. 5. 1 適用の実際

本条において努力義務とされている、国が有害性の調査を実施することに対応する施設として、国によって日本バイオアッセイ研究センターが設立（昭和 57 年（1982 年））されている。同センターは中央労働災害防止協会の附属機関であり、現在独立行政法人労働者健康安全機構に統合されている。同センターでは、呼吸器を介した吸入暴露を模した吸入試験を行うことができる毒性試験施設が設置され、長期吸入がん原性試験や遺伝子改変動物を用いた発がん性試験等が実施されている⁷²。

また、既存の化学物質で多数の事業者が製造しているもの等、法第 57 条の 3 の指示をすることが困難なものについては、国自体で計画的に有害性の調査を実施することとしている⁷³。

8. 5. 2 関連判例

なし。

8. 6 その他

8. 6. 1 罰則

なし。

8. 6. 2 民事上の効力

なし。

8. 6. 3 資料

なし。

D. 考察及び E. 結論

化学物質に関する規制は、徐々にその内容を充実させつつある。シンプルな製造、使用制限から始まった規制は流通過程も対象とした包括的な規制に展開し、日々新規の化学物質が生まれるという課題の特徴に対しては新規化学物質について有害性の調査を事業主等に義務付ける等の動的な対応を講じる仕組みが設けられた。一定範囲の化学物質に対してはリスクアセスメントの実施が義務化され、その職場に即した危険防止措置を講じることが期待されている。依然課題は残るにせよ、化学物質に関する規制は徐々に充実の程度を高めてきたと評価することができる。

こうした動きの原動力には、化学物質に起因する国内の事故のほか、国際的な労働者や環境の保護・化学物質の効率的な取引等に関する要請が存在した。化学物質を原因とする重大事故の発生は、当該化学物質の有害性・危険性を認識する契機になるとともに、立法措置を講じるための有力な政治的原動力になる。しかしこれにより健康や命が奪われる労働者等がいることには変わりはなく、リスクアセスメントや新規化学物質の調査義務が創設された今日においては、このような方法によって法制度の展開が促される場面は極小化すべきである。他方、国際的要請を受けて化学物質に関する法規制を修正、展開する場面は、今後一層

増加すると考えられる。流通規制の共通化は、これに付随する諸規制を新たに検討するにあたり、比較法的分析の有用性を示唆している。

F. 研究発表

1. 論文発表
なし。
2. 学会発表
なし。

G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得
該当せず。
2. 実用新案登録
該当せず。
3. その他
該当せず。

H. 引用文献

脚注を参照されたい。

関連図表

¹ 「ケミカルアブストラクツサービス」は、1907年にアメリカ化学会（American Chemical Society）の一部門に設立された組織である。世界中の化学文献を収集し、

書誌事項、抄録、索引などを作成して「ケミカル・アブストラクツ（Chemical Abstracts: CA）」を刊行している。この組

織が管理する化学物質に関する登録システム、CAS Registry は、世界最大の化学物質データベースである。

² 労働調査会『労働安全衛生法の詳解〔改訂5版〕－労働安全衛生法の逐条解説－』（労働調査会出版局、2020年）654頁。

³ 黄りんマッチについて、「燐寸製造ニ於ケル黄燐使用ノ禁止ニ関スルベルヌ国際条約（1906年制定、1926（昭和元）年日本批准）、クロシドライト（青石綿）について、石綿の使用における安全に関する条約（1986年制定、2005（平成17）年日本批准）。

⁴ 「職場の安全サイト」

（<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gm/sds/0571.html>、2020年10月6日確認）。

⁵ 環境・安全管理用語編集委員会編『化学物質 環境・安全管理用語事典〔改訂第3版〕』（化学工業日報社、2005年）288頁。

⁶ 「ICSC データベース」

（https://www.ilo.org/dyn/icsc/showcard.display?p_card_id=0759&p_version=1&p_lang=ja、2020年10月6日確認）。

⁷ 「ICSC データベース」

（https://www.ilo.org/dyn/icsc/showcard.display?p_lang=ja&p_card_id=0014&p_version=2、2020年10月6日確認）。

⁸ 「ICSC データベース」

（https://www.ilo.org/dyn/icsc/showcard.display?p_lang=ja&p_card_id=1395&p_version=2、2020年10月6日確認）、「職場の安全サイト」

（https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_DET.aspx、2020年10月6日確認）。

⁹ 「ICSC データベース」

（https://www.ilo.org/dyn/icsc/showcard.display?p_lang=ja&p_card_id=0237&p_version=2、2020年10月6日確認）、「職場の安全サイト」

（https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_DET.aspx、2020年10月6日確認）。

¹⁰ 松尾幸夫・片岡輝男・木村嘉勝『政策担当者が語る 労働衛生施策の歩み』（労働調査会、2012年）160頁。

¹¹ 環境・安全管理用語編集委員会編『化学物質 環境・安全管理用語事典〔改訂第3版〕』（化学工業日報社、2005年）288。

¹² 労務行政研究所編『労働安全衛生法』（労務行政、2017年）502頁。

¹³ 労務行政研究所編『労働安全衛生法』（労務行政、2017年）502頁。

¹⁴ <http://www.kyoritsu-yes.co.jp/product/kyokuhai/draftchamber.html>（2020年10月7日確認）。

¹⁵ 松岡三郎『条解労働基準法〔新版〕下』（弘文堂、1959年）647頁。

¹⁶ 松尾幸夫・片岡輝男・木村嘉勝『政策担当者が語る 労働衛生施策の歩み』（労働調査会、2012年）29頁。

¹⁷ 以下のベンゼン中毒事件の展開について、松尾幸夫・片岡輝男・木村嘉勝『政策担当者が語る 労働衛生施策の歩み』（労働調査会、2012年）37頁。

¹⁸ こうしたアスベストをめぐる当事者や労働組合の動き、環境影響に対する対応策等については、例えば「労働の科学」労働の科学第70巻第9号（2015年）収録の特集参照。

¹⁹ 大阪・泉南アスベスト訴訟（第一陣訴訟：最一小判平26・10・9判時2241号3

頁、第二陣訴訟：最一小判平 26・10・9 民集 68 卷 8 号 799 頁）はその代表例の一つである。これらの最高裁判決は、労働大臣の省令制定権限の不行使を違法として、局所排気装置設置の義務付けを労働大臣に求めるものであるが、使用者に対して労働者に防塵マスクの着用の義務付けを求めることまでは指摘していない。

²⁰ ベンゾトリクロリドは、1975 年（昭和 50 年）に東京の化学工場従事者から肺がん患者が発生していることを受けて実施された実態調査、疫学調査の結果、ベンゾトリクロリドとの肺がん発症との関係が認められたことから、本条の製造許可対象の特定化学物質等に追加された（松尾幸夫・片岡輝男・木村嘉勝『政策担当者が語る 労働衛生施策の歩み』（労働調査会、2012 年）160 頁）。

²¹ 「ICSC データベース」
 (https://www.ilo.org/dyn/icsc/showcard.display?p_lang=ja&p_card_id=0481&p_version=2、2020 年 10 月 11 日確認)、「職場の安全サイト」
 (https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_DET.aspx、2020 年 10 月 11 日確認)。

²² 「ICSC データベース」
 (https://www.ilo.org/dyn/icsc/showcard.display?p_lang=ja&p_card_id=0518&p_version=2、2020 年 10 月 11 日確認)。

²³ 「ICSC データベース」
 (https://www.ilo.org/dyn/icsc/showcard.display?p_lang=ja&p_card_id=0939&p_version=2、2020 年 10 月 11 日確認)。

²⁴ 「ICSC データベース」
 (https://www.ilo.org/dyn/icsc/showcard.display?p_lang=ja&p_card_id=0960&p_ver

[sion=2](#)、2020 年 10 月 11 日確認)。

²⁵ 「ICSC データベース」
 (https://www.ilo.org/dyn/icsc/showcard.display?p_lang=ja&p_card_id=1582&p_version=2、2020 年 10 月 11 日確認)。

²⁶ 「ICSC データベース」
 (https://www.ilo.org/dyn/icsc/showcard.display?p_lang=ja&p_card_id=0226&p_version=2、2020 年 10 月 11 日確認)、環境・安全管理用語編集委員会編『化学物質 環境・安全管理用語事典〔改訂第 3 版〕』（化学工業日報社、2005 年）286 頁。

²⁷ 「ICSC データベース」
 (https://www.ilo.org/dyn/icsc/showcard.display?p_lang=ja&p_card_id=0105&p_version=2、2020 年 10 月 11 日確認)。

²⁸ 松尾幸夫・片岡輝男・木村嘉勝『政策担当者が語る 労働衛生施策の歩み』（労働調査会、2012 年）160 頁。

²⁹ 労働調査会『労働安全衛生法の詳解〔改訂 5 版〕－労働安全衛生法の逐条解説－』（労働調査会出版局、2020 年）659

³⁰ この定めは、許可物質の製造工程において、許可物質の発散が多いふり分け機又は真空ろ過機について設ける覆いの構造について規定したものであり、同号の「内部を観察できる構造」とは、当該装置の覆いの一部をガラス又は透明なプラスチックをもって造り、当該場所から内部を観察できるような構造をいうこと。また、同号の施錠等の「等」には、当該装置の覆いを緊結すること等をいう（昭和 47 年 9 月 18 日基発第 591 号）。

³¹ この定めは、許可物質を製造する事業場において、製品を容器詰めする作業等、許可物質を取り扱う場合で、湿潤な状態のも

のとし又は隔離室での遠隔操作によることが著しく困難である場合の措置について規定したものである。「湿潤な状態」とは、当該物質をスラリー化したもの又は溶媒に溶解させたものを意味し、「粉状のもの」とは、当該物質をスラリー化したもの又は溶媒に溶解させたもの以外のものを意味する（昭和47年9月18日基発第591号）。

³² この定めは、製造設備からサンプリングする場合の措置について規定したものである。サンプリングは、所定位置において、できるだけ風上に位置し、あらかじめ定められた量以上は採取してはならない（昭和47年9月18日基発第591号）。

³³ 労働調査会『労働安全衛生法の詳解〔改訂5版〕－労働安全衛生法の逐条解説－』（労働調査会出版局、2020年）660頁。

³⁴ <https://www.jyuuten-ki.com/screw.html>（2020年10月11日確認）。

³⁵ <https://www.ishida.co.jp/ww/jp/products/conveying/productfeeding/bucket-conveyor.cfm>（2020年10月11日確認）。

³⁶ <https://www.nitto-kinzoku.jp/archives/glossary/gasket/>（2020年10月11日確認）。

³⁷ 研究実験施設・環境安全教育協会 web ページ
（http://rehse2007.com/hoodya_sample/1-1.html）。

³⁸ https://sankyo-ltd.co.jp/service_qa/3053.html（2020年11月11日確認）。

³⁹ 厚生労働省 web ページ
（https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/0602-1_006.pdf）。

⁴⁰ 厚生労働省 web ページ
（https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/0602-1_006.pdf）。

⁴¹ ベリリウム等を焼結し、又は煅焼する設備を設置する作業場所とそれ以外の作業場所とが別の建屋であるか、又は隔壁をもって全面的に区画することを意味する（昭和50年10月1日基発573号）。

⁴² この設備については、当該設備にふたをすることができる形のものでよいとされる（昭和50年10月1日基発573号）。

⁴³ 『大辞林』（三省堂、第3版、2006年）。

⁴⁴ <https://www.yogosagger.co.jp/%E8%A3%BD%E5%93%81%E7%B4%B9%E4%BB%8B/%E5%8C%A3%E9%89%A2-%E7%AE%B1%E3%82%B5%E3%83%A4/>

⁴⁵ 労務行政研究所編『労働安全衛生法』（労務行政、2017年）515頁。

⁴⁶ <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/gmsds640.html>（2020年10月15日確認）。

⁴⁷ 労務行政研究所編『労働安全衛生法』（労務行政、2017年）517頁。

⁴⁸ 労務行政研究所編『労働安全衛生法』（労務行政、2017年）517頁、労働調査会『労働安全衛生法の詳解〔改訂5版〕－労働安全衛生法の逐条解説－』（労働調査会出版局、2020年）666頁。

⁴⁹ https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop

⁵⁰

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx

⁵¹ 労務行政研究所編『労働安全衛生法』（労務行政、2017年）58頁。

⁵² 労務行政研究所編『労働安全衛生法』（労務行政、2017年）527頁。

⁵³ 労務行政研究所編『労働安全衛生法』（労務行政、2017年）87頁。

⁵⁴ <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/>

⁵⁵ 労務行政研究所編『労働安全衛生法』（労務行政、2017年）532頁。

⁵⁶ 労務行政研究所編『労働安全衛生法』（労務行政、2017年）104頁。

⁵⁷

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm>（2020年10月15日確認）。

⁵⁸ 畠中信夫『労働安全衛生法のはなし』（中央労働災害防止協会、第3版、2016年）287頁。

⁵⁹ 松尾幸夫・片岡輝男・木村嘉勝『政策担当者が語る 労働衛生施策の歩み』（労働調査会、2012年）177頁。

⁶⁰ 労働調査会『労働安全衛生法の詳解〔改訂5版〕－労働安全衛生法の逐条解説－』（労働調査会出版局、2020年）694頁。

⁶¹ 労務行政研究所編『労働安全衛生法』（労務行政、2017年）543頁。

⁶² 労務行政研究所編『労働安全衛生法』（労務行政、2017年）542頁。

⁶³ 労働調査会『労働安全衛生法の詳解〔改訂5版〕－労働安全衛生法の逐条解説－』

（労働調査会出版局、2020年）685頁。

⁶⁴ 山本健治『戦後70年労働災害と職業病の年表』（第三書館、2015年）109頁。

⁶⁵ 労務行政研究所編『労働安全衛生法』（労務行政、2017年）71頁。

⁶⁶ 「労働安全衛生法に基づく新規化学物質関連手続きについて」

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei06/index.html、2020年10月16日確認）。

⁶⁷ 労務行政研究所編『労働安全衛生法』（労務行政、2017年）545頁。

⁶⁸ 労務行政研究所編『労働安全衛生法』（労務行政、2017年）545頁

⁶⁹ 労務行政研究所編『労働安全衛生法』（労務行政、2017年）545頁、労働調査会『労働安全衛生法の詳解〔改訂5版〕－労働安全衛生法の逐条解説－』（労働調査会出版局、2020年）697頁。

⁷⁰ 労務行政研究所編『労働安全衛生法』（労務行政、2017年）545頁。

⁷¹ 労務行政研究所編『労働安全衛生法』（労務行政、2017年）547頁。

⁷²

<https://www.johas.go.jp/jbrc/about/tabid/1041/Default.aspx>（2020年8月22日確認）。

⁷³ 労働調査会『労働安全衛生法の詳解〔改訂5版〕－労働安全衛生法の逐条解説－』（労働調査会出版局、2020年）698頁。

特定化学物質製造許可申請書

| | |
|----------------------|--|
| 製造許可を受けようとする物質の名称 | |
| 製造しようとする事業場等の名称及び所在地 | |
| 製造しようとする事業場等の代表者の職氏名 | |

年 月 日

| |
|------------|
| 収 入 印 紙 |
|------------|

住 所
氏 名



厚生労働大臣 殿

備考

- 1 製造しようとする事業場等の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して提出すること。
- 2 収入印紙は、申請者において消印しないこと。
- 3 住所は、申請者が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 4 氏名は、申請者が法人である場合にあつては、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

摘 要 書

| | | | | |
|-----------------------|-------------------------|-------------------------|----------------|--|
| 事業の種類 | | 事業の概要 | | |
| 事業場の労働者数 | | | | |
| 第1類物質製造業務従事労働者数 | | 物質名() | 労働者数 名 | |
| 生産計画等 | 当該物質の生産計画 | 年間を通して生産 特定時期(月)に生産 | 生産予定量 (/月) | |
| | 当該物質の最大生産能力 | | (/月) | |
| | 当該物質の自家消費量 | 年間を通して消費 特定時期(月)に消費 | 消費量 (/月) | |
| 概要 事業場の | 敷地総面積 | | m ² | |
| | 建家等の配置状況 | 別添図面のとおり | | |
| 製 造 施 設 等 | 建家の概要 | 延床面積 | m ² | |
| | | 構造(床・壁を含む。) | | |
| | | 建家内の他の作業場所との隔離状況 | 別添図面のとおり | |
| | 製造設備の概要 | | 別添図面のとおり | |
| | 粉状の物を取り扱う場所の概要及び発じん防止措置 | | | |
| | 除じん装置 | 除じん対象物質名 | | |
| | | 処理方式及びその能力 | | |
| | | 主要構造部分の設計図 | 別添図面のとおり | |
| | 排ガス処理装置 | 処理対象物質名 | | |
| | | 処理方式及びその能力 | | |
| | | 主要構造部分の設計図 | 別添図面のとおり | |
| | 排液処理装置 | 処理対象物質名 | | |
| 処理方式及びその能力 | | | | |
| 主要構造部分の設計図 | | 別添図面のとおり | | |

| | | | |
|-------------|-------------------------|--------|----------|
| 清潔 | 休憩室の概要 | | |
| | 洗浄設備の概要 | | |
| 作業方法 | 製造工程 | 作業手順 | 操作上の注意事項 |
| | | | |
| 保護具等 | 呼吸用保護具の種類別個数 | | |
| | その他の保護具の種類別個数 | | |
| | 塗布剤の備付け量 | | |
| 選任状況 | 特定化学物質作業主任者の作業場別選任(予定)数 | | |
| | 衛生管理者数 | | |
| | 産業医の氏名 | | |
| 衛生に関する規定の内容 | | 別添のとおり | |

備考

- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 「事業の概要」の欄は、具体的に記入すること。
- 「建家等の配置状況」の欄は、図面上に当該物質の製造設備及び用後処理設備を明示すること。
- 「構造」の欄は、建築物ごとに、その構造及び材質を記入すること。
- 「製造設備の概要」の欄は、プラント並びに主要な製造設備ごとの密閉状況及び配管の接続部を示す図面を添附すること。
- 「粉状の物を取り扱う場所の概要及び発じん防止措置」の欄は、図面のほか、局所排気装置がある場合には、局所排気装置摘要書(労働安全衛生規則様式第25号)を、プッシュプル型換気装置がある場合には、プッシュプル型換気装置摘要書(労働安全衛生規則様式第26号)を添附すること。
この場合において、同摘要書の記載事項のうち、空気清浄装置の欄の記載は要しない。
- 「休憩室の概要」の欄は、その面積及び備品を記入し、室の図面を添附すること。
- 「洗浄設備の概要」の欄は、その内容を具体的に記入すること。
- 「作業手順」及び「操作上の注意事項」の欄は、製造工程における各装置ごとに記入すること。
- この摘要書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添附すること。

様式第7号(第49条関係)

製造許可番号 第 号

特定化学物質製造許可証

| | |
|---------------|--|
| 物 質 の 名 称 | |
| 申 請 者 の 住 所 | |
| 申 請 者 の 氏 名 | |
| 製造を行う事業場等の所在地 | |
| 製造を行う事業場等の名称 | |

労働安全衛生法第56条第1項の規定により、申請のあつた上記物質の製造(申請に係るプラントにおける製造に限る。)を許可する。

年 月 日

厚生労働大臣



表示・通知義務対象物質(1)

物質名の欄に記載された化学物質及びその物質を右欄の範囲で含有する製剤その他の物が表示及び文書交付義務対象となります。

- ・その物質名で総称される異性体がある場合にはすべての異性体を含みます。
- ・ラベル裾切値、SDS裾切値は、当該物質の含有量（重量%）がその値未満の場合、ラベル・SDSの義務の対象とならない値です。

(令和2年1月1日現在)

| 番号 | 物質名 | CAS番号 | ラベル裾切値 | SDS裾切値 | 番号 | 物質名 | CAS番号 | ラベル裾切値 | SDS裾切値 |
|---------------------------------------|--|------------|--------|--------|------|---|------------|--------|--------|
| 労働安全衛生法施行令別表第3第1号(製造許可物質、特定化学物質第一類物質) | | | | | 39 | アンモニア | 7664-41-7 | 0.2% | 0.1% |
| 1 | ジクロロベンジジン及びその塩 | 91-94-1他 | 0.1% | 0.1% | 39-2 | 石綿分析用試料等 ※ 1 | * | 0.1% | 0.1% |
| 2 | アルファ-ナフチルアミン及びその塩 | 134-32-7他 | 1% | 1% | 40 | 3-イソシアナトメチル-3, 5, 5-トリメチルシクロヘキシルニイソシアネート | 4098-71-9 | 1% | 0.1% |
| 3 | 塩素化ビフェニル(別名PCB) | * | 0.1% | 0.1% | 41 | イソシアン酸メチル | 624-83-9 | 0.3% | 0.1% |
| 4 | オルト-トリジン及びその塩 | 119-93-7他 | 1% | 0.1% | 42 | イソブレン | 78-79-5 | 1% | 0.1% |
| 5 | ジアニシジン及びその塩 | 119-90-4他 | 1% | 0.1% | 43 | N-イソプロピルアニリン | 768-52-5 | 1% | 0.1% |
| 6 | ベリリウム及びその化合物 | * | 0.1% | 0.1% | 44 | N-イソプロピルアミノホスホン酸O-エチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)(別名フェナミホス) | 22224-92-6 | 1% | 0.1% |
| 7 | ベンゾトリクロロド | 98-07-7 | 0.1% | 0.1% | 45 | イソプロピルアミン | 75-31-0 | 1% | 1% |
| 労働安全衛生法施行令別表第9 | | | | | 46 | イソプロピルエーテル | 108-20-3 | 1% | 0.1% |
| 1 | アクリルアミド | 79-06-1 | 0.1% | 0.1% | 47 | 3'-イソプロポキシ-2-トリフルオロメチルベンズアニリド(別名フルトラニル) | 66332-96-5 | 1% | 1% |
| 2 | アクリル酸 | 79-10-7 | 1% | 1% | 48 | イソペンチルアルコール(別名イソアミルアルコール) | 123-51-3 | 1% | 1% |
| 3 | アクリル酸エチル | 140-88-5 | 1% | 0.1% | 49 | イソホロン | 78-59-1 | 1% | 0.1% |
| 4 | アクリル酸ノルマルブチル | 141-32-2 | 1% | 0.1% | 50 | 一塩化硫黄 | 10025-67-9 | 1% | 1% |
| 5 | アクリル酸2-ヒドロキシプロピル | 999-61-1 | 1% | 0.1% | 51 | 一酸化炭素 | 630-08-0 | 0.3% | 0.1% |
| 6 | アクリル酸メチル | 96-33-3 | 1% | 0.1% | 52 | 一酸化窒素 | 10102-43-9 | 1% | 1% |
| 7 | アクリロニトリル | 107-13-1 | 1% | 0.1% | 53 | 一酸化二窒素 | 10024-97-2 | 0.3% | 0.1% |
| 8 | アクロレイン | 107-02-8 | 1% | 1% | 54 | イットリウム及びその化合物 | * | 1% | 1% |
| 9 | アジ化ナトリウム | 26628-22-8 | 1% | 1% | 55 | イブシロン-カプロラクタム | 105-60-2 | 1% | 1% |
| 10 | アジピン酸 | 124-04-9 | 1% | 1% | 56 | 2-イミダゾリジンチオン | 96-45-7 | 0.3% | 0.1% |
| 11 | アジピニトリル | 111-69-3 | 1% | 1% | 57 | 4, 4'-(4-イミノシクロヘキサ-2, 5-ジエニル)ジアニリン塩酸塩(別名Clベイスックレッド9) | 569-61-9 | 1% | 0.1% |
| 11-2 | 亜硝酸イソブチル | 542-56-3 | 1% | 0.1% | 58 | インジウム | 7440-74-6 | 1% | 1% |
| 11-3 | アスファルト | 8052-42-4 | 1% | 0.1% | | インジウム化合物 | * | 0.1% | 0.1% |
| 11-4 | アセチルアセトン | 123-54-6 | 1% | 1% | 59 | インデン | 95-13-6 | 1% | 1% |
| 12 | アセチルサリチル酸(別名アスピリン) | 50-78-2 | 0.3% | 0.1% | 60 | ウレタン | 51-79-6 | 0.1% | 0.1% |
| 13 | アセトアミド | 60-35-5 | 1% | 0.1% | 61 | エタノール | 64-17-5 | 0.1% | 0.1% |
| 14 | アセトアルデヒド | 75-07-0 | 1% | 0.1% | 62 | エタンチオール | 75-08-1 | 1% | 1% |
| 15 | アセトニトリル | 75-05-8 | 1% | 1% | 63 | エチリデンノルボルネン | 16219-75-3 | 1% | 0.1% |
| 16 | アセトフェノン | 98-86-2 | 1% | 1% | 64 | エチルアミン | 75-04-7 | 1% | 1% |
| 17 | アセトン | 67-64-1 | 1% | 0.1% | 65 | エチルエーテル | 60-29-7 | 1% | 0.1% |
| 18 | アセトシアンヒドリン | 75-86-5 | 1% | 1% | 66 | エチルセカンダリーベンチルケトン | 541-85-5 | 1% | 1% |
| 19 | アニリン | 62-53-3 | 1% | 0.1% | 67 | エチル-パラ-ニトロフェニルチオベンゼンホスホネイト(別名EPN) | 2104-64-5 | 1% | 0.1% |
| 20 | アミド硫酸アンモニウム | 7773-06-0 | 1% | 1% | 68 | O-エチル-S-フェニル=エチルホスホチオロチオナート(別名ホノホス) | 944-22-9 | 1% | 0.1% |
| 21 | 2-アミノエタノール | 141-43-5 | 1% | 0.1% | 69 | 2-エチルヘキサ酸 | 149-57-5 | 0.3% | 0.1% |
| 22 | 4-アミノ-6-ターシャリーブチル-3-メチルチオ-1, 2, 4-トリアジン-5(4H)-オン(別名メトリブジン) | 21087-64-9 | 1% | 1% | 70 | エチルベンゼン | 100-41-4 | 0.1% | 0.1% |
| 23 | 3-アミノ-1H-1, 2, 4-トリアゾール(別名アミトロール) | 61-82-5 | 1% | 0.1% | 71 | エチルメチルケトンペルオキシド | 1338-23-4 | 1% | 1% |
| 24 | 4-アミノ-3, 5, 6-トリクロロピリジン-2-カルボン酸(別名ピクロラム) | 1918-02-1 | 1% | 1% | 72 | N-エチルモルホリン | 100-74-3 | 1% | 1% |
| 25 | 2-アミノピリジン | 504-29-0 | 1% | 1% | 72-2 | エチレン | 74-85-1 | 1% | 1% |
| 26 | 亜硫酸水素ナトリウム | 7631-90-5 | 1% | 1% | 73 | エチレンジイミン | 151-56-4 | 0.1% | 0.1% |
| 27 | アリルアルコール | 107-18-6 | 1% | 1% | 74 | エチレンオキシド | 75-21-8 | 0.1% | 0.1% |
| 28 | 1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン | 106-92-3 | 1% | 0.1% | 75 | エチレンジクロール | 107-21-1 | 1% | 1% |
| 29 | アリル水銀化合物 | * | 1% | 0.1% | 76 | エチレンジクロールモノイソプロピルエーテル | 109-59-1 | 1% | 1% |
| 30 | アリル-ノルマル-プロピルジスルフィド | 2179-59-1 | 1% | 0.1% | 77 | エチレンジクロールモノエチルエーテル(別名セロソルブ) | 110-80-5 | 0.3% | 0.1% |
| 31 | 亜りん酸トリメチル | 121-45-9 | 1% | 1% | 78 | エチレンジクロールモノエチルエーテルアセテート(別名セロソルブアセテート) | 111-15-9 | 0.3% | 0.1% |
| 32 | アルキルアルミニウム化合物 | * | 1% | 1% | 79 | エチレンジクロールモノノルマル-ブチルエーテル(別名ブチルセロソルブ) | 111-76-2 | 1% | 0.1% |
| 33 | アルキル水銀化合物 | * | 0.3% | 0.1% | 79-2 | エチレンジクロールモノブチルエーテルアセテート | 112-07-2 | 1% | 0.1% |
| 34 | 3-(アルファ-アセチルベンジル)-4-ヒドロキシクマリン(別名ワルファリン) | 81-81-2 | 0.3% | 0.1% | 80 | エチレンジクロールモノメチルエーテル(別名メチルセロソルブ) | 109-86-4 | 0.3% | 0.1% |
| 35 | アルファ, アルファ-ジクロロトルエン | 98-87-3 | 0.1% | 0.1% | 81 | エチレンジクロールモノメチルエーテルアセテート | 110-49-6 | 0.3% | 0.1% |
| 36 | アルファ-メチルスチレン | 98-83-9 | 1% | 0.1% | 82 | エチレンジクロロピリジン | 107-07-3 | 0.1% | 0.1% |
| 37 | アルミニウム | 7429-90-5 | 1% | 1% | | | | | |
| | アルミニウム水溶性塩 | * | 1% | 0.1% | | | | | |
| 38 | アンチモン及びその化合物(三酸化二アンチモンを除く。) | * | 1% | 0.1% | | | | | |
| | 三酸化二アンチモン | 1309-64-4 | 0.1% | 0.1% | | | | | |

表示・通知義務対象物質(2)

| 番号 | 物質名 | CAS番号 | ラベル 裾切値 | SDS 裾切値 | 番号 | 物質名 | CAS番号 | ラベル 裾切値 | SDS 裾切値 |
|-----|---|------------|------------|------------|-------|--|----------------------|------------|------------|
| 83 | エチレンジアミン | 107-15-3 | 1% | 0.1% | | キシレン | 1330-20-7 | | |
| 84 | 1, 1' -エチレン-2, 2' -ビピリジニウム=ジプロミド (別名ジクアット) | 85-00-7 | 1% | 0.1% | 136 | o-キシレン | 95-47-6 | 0.3% | 0.1% |
| 85 | 2-エトキシ-2, 2-ジメチルエタン | 637-92-3 | 1% | 1% | | m-キシレン | 108-38-3 | | |
| 86 | 2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルプロピル=3-フェ ノキシベンジルエーテル(別名エトフェンブックス) | 80844-07-1 | 1% | 1% | | p-キシレン | 106-42-3 | | |
| 87 | エピクロヒドリン | 106-89-8 | 0.1% | 0.1% | 137 | 銀及びその水溶性化合物 | * | 1% | 0.1% |
| 88 | 1, 2-エポキシ-3-イソプロポキシプロパン | 4016-14-2 | 1% | 1% | 138 | クメン | 98-82-8 | 1% | 0.1% |
| 89 | 2, 3-エポキシ-1-プロパノール | 765-34-4 | 1% | 0.1% | 139 | グルタルアルデヒド | 111-30-8 | 1% | 0.1% |
| 90 | 2, 3-エポキシ-1-プロパノール | 556-52-5 | 0.1% | 0.1% | 140 | クレオソート油 | 61789-28-4 | 0.1% | 0.1% |
| 91 | 2, 3-エポキシプロピル=フェニルエーテル | 122-60-1 | 1% | 0.1% | | クレゾール | 1319-77-3 | 1% | 0.1% |
| 92 | エメリー | 1302-74-5 | 1% | 1% | 141 | o-クレゾール | 95-48-7 | | |
| 93 | エリオナイト | 12510-42-8 | 0.1% | 0.1% | | m-クレゾール | 108-39-4 | 1% | 0.1% |
| 94 | 塩化亜鉛 | 7646-85-7 | 1% | 0.1% | | p-クレゾール | 106-44-5 | 1% | 0.1% |
| 95 | 塩化アリル | 107-05-1 | 1% | 0.1% | 142 | クロム及びその化合物(クロム酸及びクロム酸塩並びに重 クロム酸及び重クロム酸塩を除く。) | * | 1% | 0.1% |
| 96 | 塩化アンモニウム | 12125-02-9 | 1% | 1% | | クロム酸及びクロム酸塩 | * | 0.1% | 0.1% |
| 97 | 塩化シアン | 506-77-4 | 1% | 1% | | 重クロム酸及び重クロム酸塩 | * | 0.1% | 0.1% |
| 98 | 塩化水素 | 7647-01-0 | 0.2% | 0.1% | 143 | クロアセチルニクロリド | 79-04-9 | 1% | 1% |
| 99 | 塩化チオニル | 7719-09-7 | 1% | 1% | 144 | クロアセトアルデヒド | 107-20-0 | 1% | 0.1% |
| 100 | 塩化ビニル | 75-01-4 | 0.1% | 0.1% | 145 | クロアセトン | 78-95-5 | 1% | 1% |
| 101 | 塩化ベンジル | 100-44-7 | 1% | 0.1% | 146 | クロエタン(別名塩化エチル) | 75-00-3 | 1% | 0.1% |
| 102 | 塩化ベンゾイル | 98-88-4 | 1% | 1% | 147 | 2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1, 3, 5-トリアジン(別名アトラジン) | 1912-24-9 | 1% | 0.1% |
| 103 | 塩化ホスホリル | 10025-87-3 | 1% | 1% | 148 | 4-クロロ-オルト-フェニレンジアミン | 95-83-0 | 1% | 0.1% |
| 104 | 塩素 | 7782-50-5 | 1% | 1% | 148-2 | クロ酢酸 | 79-11-8 | 1% | 1% |
| 105 | 塩素化カンフェン(別名トキサフェン) | 8001-35-2 | 1% | 0.1% | 149 | クロジフルオロメタン(別名HCFC-22) | 75-45-6 | 1% | 0.1% |
| 106 | 塩素化ジフェニルオキシド | 31242-93-0 | 1% | 1% | 150 | 2-クロロ-6-トリクロロメチルピリジン(別名ニトラピリン) | 1929-82-4 | 1% | 1% |
| 107 | 黄りん | 12185-10-3 | 1% | 0.1% | 151 | 2-クロロ-1, 1, 2-トリフルオロエチルジフルオロメチル エーテル(別名エンフルラン) | 13838-16-9 | 1% | 0.1% |
| 108 | 4, 4' -オキシビス(2-クロロアニリン) | 28434-86-8 | 1% | 0.1% | 152 | 1-クロロ-1-ニトロプロパン | 600-25-9 | 1% | 1% |
| 109 | オキシビス(チオホスホン酸)O, O, O', O' -テトラエチ ル(別名スルホテップ) | 3689-24-5 | 1% | 0.1% | 153 | クロピクリン | 76-06-2 | 1% | 1% |
| 110 | 4, 4' -オキシビスベンゼンスルホニルヒドrazilド | 80-51-3 | 1% | 1% | | クロフェノール | 25167-80-0 | | |
| 111 | オキシビスホスホン酸四ナトリウム | 7722-88-5 | 1% | 1% | 154 | o-クロフェノール | 95-57-8 | 1% | 0.1% |
| 112 | オクタクロナフタレン | 2234-13-1 | 1% | 1% | | m-クロフェノール | 108-43-0 | | |
| 113 | 1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘ キサヒド-4, 7-メタノ-1H-インデン(別名クロルデン) | 57-74-9 | 1% | 0.1% | | p-クロフェノール | 106-48-9 | | |
| 114 | 2-オクタノール | 123-96-6 | 1% | 1% | 155 | 2-クロロ-1, 3-ブタジエン | 126-99-8 | 1% | 0.1% |
| 115 | オクタン | 111-65-9他 | 1% | 1% | 155-2 | 1-クロロ-2プロパノール | 127-00-4 | 1% | 1% |
| 116 | オゾン | 10028-15-6 | 1% | 0.1% | 155-3 | 2-クロロ-1プロパノール | 78-89-7 | 1% | 1% |
| 117 | オメガ-クロアセトフェノン | 532-27-4 | 1% | 0.1% | 156 | 2-クロロプロピオン酸 | 598-78-7 | 1% | 1% |
| 118 | オーラミン | 492-80-8 | 1% | 0.1% | 157 | 2-クロロベンジリデンマロニトリル | 2698-41-1 | 1% | 1% |
| 119 | オルト-アニジジン | 90-04-0 | 1% | 0.1% | 158 | クロベンゼン | 108-90-7 | 1% | 0.1% |
| 120 | オルト-クロロステレン | 2039-87-4 | 1% | 1% | 159 | クロベンタフルオロエタン(別名CFC-115) | 76-15-3 | 1% | 1% |
| 121 | オルト-クロロトルエン | 95-49-8 | 1% | 1% | 160 | クロホルム | 67-66-3 | 1% | 0.1% |
| 122 | オルト-ジクロロベンゼン | 95-50-1 | 1% | 1% | 161 | クロメタン(別名塩化メチル) | 74-87-3 | 0.3% | 0.1% |
| 123 | オルト-セカンダリーブチルフェノール | 89-72-5 | 1% | 1% | 162 | 4-クロロ-2-メチルアニリン及びその塩酸塩 | 95-69-2 3165-93-3 | 0.1% | 0.1% |
| 124 | オルト-ニトロアニソール | 91-23-6 | 1% | 0.1% | 162 | O-3-クロロ-4-メチル-2-オキソ-2H-クロメン -7-イル=O' O' ' -ジエチル=ホスホロチオアート | 56-72-4 | 1% | 1% |
| 125 | オルト-フタロジニトリル | 91-15-6 | 1% | 1% | 163 | クロメチルメチルエーテル | 107-30-2 | 0.1% | 0.1% |
| 126 | 過酸化水素 | 7722-84-1 | 1% | 0.1% | 164 | 軽油 | 64741-44-2 | 1% | 0.1% |
| 127 | ガソリン | 8006-61-9 | 1% | 0.1% | 165 | けつ岩油 | 68308-34-9 | 0.1% | 0.1% |
| 128 | カテコール | 120-80-9 | 1% | 0.1% | 165-2 | 結晶質シリカ | 14808-60-7 他 | 0.1% | 0.1% |
| 129 | カドミウム及びその化合物 | * | 0.1% | 0.1% | 166 | ケテン | 463-51-4 | 1% | 1% |
| 130 | カーボンブラック | 1333-86-4 | 1% | 0.1% | 167 | ゲルマン | 7782-65-2 | 1% | 1% |
| 131 | カルシウムシアナミド | 156-62-7 | 1% | 1% | 168 | 鉱油 | * | 1% | 0.1% |
| 132 | ぎ酸 | 64-18-6 | 1% | 1% | 169 | 五塩化りん | 10026-13-8 | 1% | 1% |
| 133 | ぎ酸エチル | 109-94-4 | 1% | 1% | 170 | 固形パラフィン | 8002-74-2 | 1% | 1% |
| 134 | ぎ酸メチル | 107-31-3 | 1% | 1% | 171 | 五酸化バナジウム | 1314-62-1 | 0.1% | 0.1% |
| 135 | キシリジン | 1300-73-8 | 1% | 0.1% | 172 | コバルト及びその化合物 | * | 0.1% | 0.1% |
| | 2, 3-キシリジン | 87-59-2 | | | 173 | 五弗化臭素 | 7789-30-2 | 1% | 1% |
| | 2, 4-キシリジン | 95-68-1 | | | 174 | コールタール | * | 0.1% | 0.1% |
| | 2, 5-キシリジン | 95-78-3 | | | 175 | コールタールナフサ | * | 1% | 1% |
| | 2, 6-キシリジン | 87-62-7 | | | 176 | 酢酸 | 64-19-7 | 1% | 1% |
| | 3, 4-キシリジン | 95-64-7 | | | | | | | |
| | 3, 5-キシリジン | 108-69-0 | | | | | | | |

表示・通知義務対象物質(3)

| 番号 | 物質名 | CAS番号 | ラベル 値切値 | SDS 値切値 | 番号 | 物質名 | CAS番号 | ラベル 値切値 | SDS 値切値 |
|-------|----------------------------------|------------|------------|------------|---------------|--|------------|------------|------------|
| 177 | 酢酸エチル | 141-78-6 | 1% | 1% | 227 | 1, 4-ジオキサン | 123-91-1 | 1% | 0.1% |
| 178 | 酢酸1, 3-ジメチルブチル | 108-84-9 | 1% | 1% | 228 | 1, 4-ジオキサン-2, 3-ジイルジチオビス(チオホスホン酸)O, O, O', O' -テトラエチル(別名ジオキサチオン) | 78-34-2 | 1% | 1% |
| 179 | 酢酸鉛 | 301-04-2 | 0.3% | 0.1% | 229 | 1, 3-ジオキサラン | 646-06-0 | 1% | 0.1% |
| 180 | 酢酸ビニル | 108-05-4 | 1% | 0.1% | 230 | シクロヘキサノール | 108-93-0 | 1% | 0.1% |
| 181 | 酢酸ブチル | 下記 | 1% | 1% | 231 | シクロヘキサノン | 108-94-1 | 1% | 0.1% |
| | 酢酸n-ブチル | 123-86-4 | | | 232 | シクロヘキサノール | 110-82-7 | 1% | 1% |
| | 酢酸イソブチル | 110-19-0 | | | 233 | シクロヘキシルアミン | 108-91-8 | 0.1% | 0.1% |
| | 酢酸tert-ブチル | 540-88-5 | | | 234 | 2-シクロヘキシルピフェニル | 10470-01-6 | 1% | 0.1% |
| | 酢酸sec-ブチル | 105-46-4 | | | 235 | シクロヘキセン | 110-83-8 | 1% | 1% |
| 182 | 酢酸プロピル | 下記 | 1% | 1% | 236 | シクロペンタジエニルトリカルボニルマンガン | 12079-65-1 | 1% | 1% |
| | 酢酸n-プロピル | 109-60-4 | | | 237 | シクロペンタジエン | 542-92-7 | 1% | 1% |
| | 酢酸イソプロピル | 108-21-4 | | | 238 | シクロペンタン | 287-92-3 | 1% | 1% |
| 183 | 酢酸ベンジル | 140-11-4 | 1% | 1% | 239 | ジクロロアセチレン | 7572-29-4 | 1% | 1% |
| 184 | 酢酸ベンチル(別名酢酸アミル) | 628-63-7他 | 1% | 0.1% | ジクロロエタン | 下記 | 1% | 0.1% | |
| | 酢酸n-ベンチル(別名酢酸n-アミル) | 628-63-7 | | | 240 | 1, 1-ジクロロエタン | | | 75-34-3 |
| | 酢酸イソベンチル(別名酢酸イソアミル) | 123-92-2 | | | 1, 2-ジクロロエタン | 107-06-2 | | | |
| 185 | 酢酸メチル | 79-20-9 | 1% | 1% | ジクロロエチレン | 下記 | 1% | 0.1% | |
| 186 | サチライシン | 9014-01-1 | 1% | 0.1% | 241 | 1, 1-ジクロロエチレン | | | 75-35-4 |
| 187 | 三塩化りん | 7719-12-2 | 1% | 1% | 1, 2-ジクロロエチレン | 540-59-0 | | | |
| 188 | 酸化亜鉛 | 1314-13-2 | 1% | 0.1% | 241-2 | ジクロロ酢酸 | 79-43-6 | 1% | 0.1% |
| 189 | 酸化アルミニウム | 1344-28-1 | 1% | 1% | 242 | 3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン | 101-14-4 | 0.1% | 0.1% |
| 190 | 酸化カルシウム | 1305-78-8 | 1% | 1% | 243 | ジクロロジフルオロメタン(別名CFC-12) | 75-71-8 | 1% | 1% |
| 191 | 酸化チタン(IV) | 13463-67-7 | 1% | 0.1% | 244 | 1, 3-ジクロロ-5, 5-ジメチルイミダゾリジン-2, 4-ジオン | 118-52-5 | 1% | 1% |
| 192 | 酸化鉄 | 1309-37-1 | 1% | 1% | 245 | 3, 5-ジクロロ-2, 6-ジメチル-4-ピリジノール(別名クロピドール) | 2971-90-6 | 1% | 1% |
| 193 | 1, 2-酸化ブチレン | 106-88-7 | 1% | 0.1% | 246 | ジクロロテトラフルオロエタン(別名CFC-114) | 76-14-2 | 1% | 1% |
| 194 | 酸化プロピレン | 75-56-9 | 0.1% | 0.1% | 247 | 2, 2-ジクロロ-1, 1, 1-トリフルオロエタン(別名HCFC-123) | 306-83-2 | 1% | 1% |
| 195 | 酸化メシチル | 141-79-7 | 1% | 0.1% | 248 | 1, 1-ジクロロ-1-ニトロエタン | 594-72-9 | 1% | 1% |
| 196 | 三酸化二ほう素 | 1303-86-2 | 1% | 1% | 249 | 3-(3, 4-ジクロロフェニル)-1, 1-ジメチル尿素(別名ジウロン) | 330-54-1 | 1% | 1% |
| 197 | 三臭化ほう素 | 10294-33-4 | 1% | 1% | 250 | 2, 4-ジクロロフェノキシエチル硫酸ナトリウム | 136-78-7 | 1% | 1% |
| 197-2 | 三弗化アルミニウム | 7784-18-1 | 1% | 0.1% | 251 | 2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸 | 94-75-7 | 1% | 0.1% |
| 198 | 三弗化塩素 | 7790-91-2 | 1% | 1% | 252 | 1, 4-ジクロロ-2-ブテン | 764-41-0 | 0.1% | 0.1% |
| 199 | 三弗化ほう素 | 7637-07-2 | 1% | 1% | 253 | ジクロロフルオロメタン(別名HCFC-21) | 75-43-4 | 1% | 0.1% |
| 200 | 次亜塩素酸カルシウム | 7778-54-3 | 1% | 0.1% | 254 | 1, 2-ジクロロプロパン | 78-87-5 | 0.1% | 0.1% |
| 201 | N, N'-ジアセチルベンジジン | 613-35-4 | 1% | 0.1% | 255 | 2, 2-ジクロロプロピオン酸 | 75-99-0 | 1% | 1% |
| 202 | ジアセトンアルコール | 123-42-2 | 1% | 0.1% | 256 | 1, 3-ジクロロプロペン | 542-75-6 | 1% | 0.1% |
| 203 | ジアゾメタン | 334-88-3 | 0.2% | 0.1% | 257 | ジクロロメタン(別名二塩化メチレン) | 75-09-2 | 1% | 0.1% |
| 204 | シアナミド | 420-04-2 | 1% | 0.1% | 258 | 四酸化オスミウム | 20816-12-0 | 1% | 1% |
| 205 | 2-シアノアクリル酸エチル | 7085-85-0 | 1% | 0.1% | 259 | ジシアン | 460-19-5 | 1% | 1% |
| 206 | 2-シアノアクリル酸メチル | 137-05-3 | 1% | 0.1% | 260 | ジシクロペンタジエニル鉄 | 102-54-5 | 1% | 1% |
| 207 | 2, 4-ジアミノアソール | 615-05-4 | 1% | 0.1% | 261 | ジシクロペンタジエン | 77-73-6 | 1% | 1% |
| 208 | 4, 4'-ジアミノジフェニルエーテル | 101-80-4 | 1% | 0.1% | 262 | 2, 6-ジ-ターシャリーブチル-4-クレゾール | 128-37-0 | 1% | 0.1% |
| 209 | 4, 4'-ジアミノジフェニルスルフィド | 139-65-1 | 1% | 0.1% | 263 | 1, 3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン) | 50512-35-1 | 1% | 1% |
| 210 | 4, 4'-ジアミノ-3, 3'-ジメチルジフェニルメタン | 838-88-0 | 1% | 0.1% | 264 | ジチオリン酸O-エチル-O-(4-メチルチオフェニル)-S-ノルマル-プロピル(別名スルプロホス) | 35400-43-2 | 1% | 1% |
| 211 | 2, 4-ジアミトレン | 95-80-7 | 1% | 0.1% | 265 | ジチオリン酸O, O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)(別名ジスルホトン) | 298-04-4 | 1% | 0.1% |
| 212 | 四アルキル鉛 | * | — | 0.1% | 266 | ジチオリン酸O, O-ジエチル-S-エチルチオメチル(別名ホレート) | 298-02-2 | 1% | 0.1% |
| 213 | シアン化カリウム | 151-50-8 | 1% | 1% | 266-2 | ジチオリン酸O, O-ジエチル-S-(ターシャリーブチルチオメチル)(別名テルプロホス) | 13071-79-9 | 1% | 0.1% |
| 214 | シアン化カルシウム | 592-01-8 | 1% | 1% | 267 | ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-[[4-オキソ-1, 2, 3-ベンゾトリアジン-3(4H)-イル]メチル](別名アジホスメチル) | 86-50-0 | 1% | 0.1% |
| 215 | シアン化水素 | 74-90-8 | 1% | 1% | 268 | ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-1, 2-ビス(エトキシカルボニル)エチル(別名マラチオン) | 121-75-5 | 1% | 0.1% |
| 216 | シアン化ナトリウム | 143-33-9 | 1% | 0.1% | 269 | ジナトリウム=4-[(2, 4-ジメチルフェニル)アゾ]-3-ヒドロキシ-2, 7-ナフタレンジスルホナート(別名ボンソー-MX) | 3761-53-3 | 1% | 0.1% |
| 217 | ジイソブチルケトン | 108-83-8 | 1% | 1% | 270 | ジナトリウム=8-[[3, 3'-ジメチル-4'-[[4-[[4-メチルフェニル]スルホニル]オキシ]フェニル]アゾ][1, 1'-ピフェニル]-4-イル]アゾ]-7-ヒドロキシ-1, 3-ナフタレンジスルホナート(別名Clアシッド114) | 6459-94-5 | 1% | 0.1% |
| 218 | ジイソプロピルアミン | 108-18-9 | 1% | 1% | 271 | ジナトリウム=3-ヒドロキシ-4-[(2, 4, 5-トリメチルフェニル)アゾ]-2, 7-ナフタレンジスルホナート(別名ボンソー-3R) | 3564-09-8 | 1% | 0.1% |
| 219 | ジエタノールアミン | 111-42-2 | 1% | 0.1% | 272 | 2, 4-ジニトロルエン | 121-14-2 | 1% | 0.1% |
| 220 | 2-(ジエチルアミノ)エタノール | 100-37-8 | 1% | 1% | | | | | |
| 221 | ジエチルアミン | 109-89-7 | 1% | 1% | | | | | |
| 222 | ジエチルケトン | 96-22-0 | 1% | 1% | | | | | |
| 223 | ジエチル-パラ-ニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン) | 56-38-2 | 1% | 0.1% | | | | | |
| 224 | 1, 2-ジエチルヒドラジン | 1615-80-1 | 1% | 0.1% | | | | | |
| 224-2 | N, N'-ジエチルヒドロキシルアミン | 3710-84-7 | 1% | 1% | | | | | |
| 224-3 | ジエチルグリコールモノブチルエーテル | 112-34-5 | 1% | 1% | | | | | |
| 225 | ジエチレントリアミン | 111-40-0 | 0.3% | 0.1% | | | | | |
| 226 | 四塩化炭素 | 56-23-5 | 1% | 0.1% | | | | | |

表示・通知義務対象物質(4)

| 番号 | 物質名 | CAS番号 | ラベル 裾切値 | SDS 裾切値 | 番号 | 物質名 | CAS番号 | ラベル 裾切値 | SDS 裾切値 |
|-------|--|-------------|------------|------------|-------|--|------------|------------|------------|
| 273 | ジニトロベンゼン | 25154-54-5 | 1% | 0.1% | 323 | スチレン | 100-42-5 | 0.3% | 0.1% |
| 274 | 2-(ジ-ノルマル-ブチルアミノ)エタノール | 102-81-8 | 1% | 1% | 324 | ステアリン酸亜鉛 | 557-05-1 | 1% | 1% |
| 275 | ジ-ノルマル-プロピルケトン | 123-19-3 | 1% | 1% | 325 | ステアリン酸ナトリウム | 822-16-2 | 1% | 1% |
| 276 | ジピニルベンゼン | 1321-74-0 | 1% | 0.1% | 326 | ステアリン酸鉛 | 1072-35-1 | 0.1% | 0.1% |
| 277 | ジフェニルアミン | 122-39-4 | 1% | 0.1% | 327 | ステアリン酸マグネシウム | 557-04-0 | 1% | 1% |
| 278 | ジフェニルエーテル | 101-84-8 | 1% | 1% | 328 | ストリキニーネ | 57-24-9 | 1% | 1% |
| 279 | 1, 2-ジプロモエタン(別名EDB) | 106-93-4 | 0.1% | 0.1% | 329 | 石油エーテル | * | 1% | 1% |
| 280 | 1, 2-ジプロモ-3-クロロプロパン | 96-12-8 | 0.1% | 0.1% | 330 | 石油ナフサ | * | 1% | 1% |
| 281 | ジプロモジフルオロメタン | 75-61-6 | 1% | 1% | 331 | 石油ベンジン | * | 1% | 1% |
| 282 | ジベンゾイルペルオキシド | 94-36-0 | 1% | 0.1% | 332 | セスキ炭酸ナトリウム | 533-96-0 | 1% | 1% |
| 283 | ジボラン | 19287-45-7 | 1% | 1% | 333 | セレン及びその化合物 | * | 1% | 0.1% |
| 284 | N, N-ジメチルアセトアミド | 127-19-5 | 1% | 0.1% | 334 | 2-ターシャリーブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1, 3, 5-チアジアジン-4-オン(別名プロフェジン) | 69327-76-0 | 1% | 1% |
| 285 | N, N-ジメチルアニリン | 121-69-7 | 1% | 1% | 335 | タリウム及びその水溶性化合物 | * | 0.1% | 0.1% |
| 286 | [4-[[4-(ジメチルアミノ)フェニル][4-[[エチル(3-スルホベンジル)アミノ]フェニル]メチリデン]シクロヘキサ-2, 5-ジエン-1-イリデン](エチル)(3-スルホナトベンジル)アンモニウムナトリウム塩(別名ベンジルバイオレット4B) | 1694-09-3 | 1% | 0.1% | 336 | 炭化けい素 | 409-21-2 | 0.1% | 0.1% |
| 287 | ジメチルアミン | 124-40-3 | 1% | 0.1% | 337 | タングステン及びその水溶性化合物 | * | 1% | 1% |
| 288 | ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン) | 8022-00-2 | 1% | 0.1% | 338 | タンタル及びその酸化物 | * | 1% | 1% |
| 289 | ジメチルエトキシシラン | 14857-34-2 | 1% | 0.1% | 339 | チオジ(パラ-フェニレン)-ジオキシ-ビス(チオホスホン酸)O, O, O', O' -テトラメチル(別名テメホス) | 3383-96-8 | 1% | 1% |
| 290 | ジメチルカルバモイルニクロリド | 79-44-7 | 0.1% | 0.1% | 340 | チオ尿素 | 62-56-6 | 1% | 0.1% |
| 291 | ジメチル-2, 2-ジクロロピニルホスフェイト(別名DDVP) | 62-73-7 | 1% | 0.1% | 341 | 4, 4' -チオビス(6-ターシャリーブチル-3-メチルフェノール) | 96-69-5 | 1% | 1% |
| 292 | ジメチルジスルフィド | 624-92-0 | 1% | 0.1% | 342 | チオフェノール | 108-98-5 | 1% | 0.1% |
| 292 | ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート(別名DEP) | 52-68-6 | 1% | 0.1% | 343 | チオリン酸O, O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリジニル)(別名ダイアジノン) | 333-41-5 | 1% | 0.1% |
| 293 | N, N-ジメチルニトロソアミン | 62-75-9 | 0.1% | 0.1% | 344 | チオリン酸O, O-ジエチル-エチルチオエチル(別名ジメトン) | 8065-48-3 | 1% | 0.1% |
| 294 | ジメチル-パラ-ニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン) | 298-00-0 | 1% | 0.1% | 345 | チオリン酸O, O-ジエチル-O-(6-オキソ-1-フェニル-1, 6-ジヒドロ-3-ピリダジニル)(別名ピリダフェンチオン) | 119-12-0 | 1% | 1% |
| 295 | ジメチルヒドラジン | 下記 | | | 346 | チオリン酸O, O-ジエチル-O-(3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジニル)(別名クロルピリホス) | 2921-88-2 | 1% | 1% |
| 295 | 1, 1-ジメチルヒドラジン | 57-14-7 | 0.1% | 0.1% | 347 | チオリン酸O, O-ジエチル-O-[4-(メチルスルフィニル)フェニル](別名フェンスルホチオン) | 115-90-2 | 1% | 1% |
| 295 | 1, 2-ジメチルヒドラジン | 540-73-8 | | | 348 | チオリン酸O, O-ジメチル-O-(2, 4, 5-トリクロロフェニル)(別名ロンネル) | 299-84-3 | 1% | 0.1% |
| 296 | 1, 1' -ジメチル-4, 4' -ビピリジニウム=ジクロリド(別名パラコート) | 1910-42-5 | 1% | 1% | 349 | チオリン酸O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)(別名フェニトロチオン) | 122-14-5 | 1% | 1% |
| 297 | 1, 1' -ジメチル-4, 4' -ビピリジニウム2メタンスルホン酸塩 | 2074-50-2 | 1% | 1% | 350 | チオリン酸O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)(別名フェンチオン) | 55-38-9 | 1% | 0.1% |
| 298 | 2-(4, 6-ジメチル-2-ピリミジニルアミノ)カルボニルアミノスルフォニル安息香酸メチル(別名スルホメチル) | 74222-97-2 | 1% | 0.1% | 351 | デカボラン | 17702-41-9 | 1% | 1% |
| 299 | N, N-ジメチルホルムアミド | 68-12-2 | 0.3% | 0.1% | 352 | 鉄水溶性塩 | * | 1% | 1% |
| 300 | 1-[(2, 5-ジメトキシフェニル)アゾ]-2-ナフトール(別名シトラスレッドナンバー2) | 6358-53-8 | 1% | 0.1% | 353 | 1, 4, 7, 8-テトラアミノアントラキノン(別名ジスバースブルー1) | 2475-45-8 | 1% | 0.1% |
| 301 | 臭化エチル | 74-96-4 | 1% | 0.1% | 354 | テトラエチルチウラムジスルフィド(別名ジスルフィラム) | 97-77-8 | 1% | 0.1% |
| 302 | 臭化水素 | 10035-10-6 | 1% | 1% | 355 | テトラエチルピロホスフェイト(別名TEPP) | 107-49-3 | 1% | 1% |
| 303 | 臭化メチル | 74-83-9 | 1% | 0.1% | 356 | テトラエトキシシラン | 78-10-4 | 1% | 1% |
| 304 | しゅう酸 | 144-62-7 | 1% | 0.1% | 357 | 1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン(別名四塩化アセチレン) | 79-34-5 | 1% | 0.1% |
| 305 | 臭素 | 7726-95-6 | 1% | 1% | 358 | N-(1, 1, 2, 2-テトラクロロエチルチオ)-1, 2, 3, 6-テトラヒドロフタルイミド(別名キャプタフォル) | 2425-06-1 | 0.1% | 0.1% |
| 306 | 臭素化ビフェニル | * | 1% | 0.1% | 359 | テトラクロロエチレン(別名パークロルエチレン) | 127-18-4 | 0.1% | 0.1% |
| 307 | 硝酸 | 7697-37-2 | 1% | 1% | 360 | 4, 5, 6, 7-テトラクロロ-1, 3-ジヒドロベンゾ[c]フラン-2-オン(別名フサライド) | 27355-22-2 | 1% | 1% |
| 308 | 硝酸アンモニウム | 6484-52-2 | — | — | 361 | テトラクロロジフルオロエタン(別名CFC-112) | 76-12-0 | 1% | 1% |
| 309 | 硝酸ノルマル-プロピル | 627-13-4 | 1% | 1% | 362 | 2, 3, 7, 8-テトラクロロジベンゾ-1, 4-ジオキシン | 1746-01-6 | 0.1% | 0.1% |
| 310 | しょう脳 | 76-22-2 | 1% | 1% | 363 | テトラクロロナフタレン | 1335-88-2 | 1% | 1% |
| 311 | シラン | 7803-62-5 | 1% | 1% | 364 | テトラナトリウム=3, 3' -[[3, 3' -ジメチル-4, 4' -ビフェニル]ビス(アゾ)]ビス[5-アミノ-4-ヒドロキシ-2, 7-ナフタレンジスルホナート](別名トリランブルー) | 72-57-1 | 1% | 0.1% |
| 313 | ジルコニウム化合物 | * | 1% | 1% | 365 | テトラナトリウム=3, 3' -[[3, 3' -ジメトキシ-4, 4' -ビフェニル]ビス(アゾ)]ビス[5-アミノ-4-ヒドロキシ-2, 7-ナフタレンジスルホナート](別名Oダイヤレクトブルー15) | 2429-74-5 | 1% | 0.1% |
| 314 | 人造鉱物繊維(リフラクトリーセラミックファイバーを除く。) | * | 1% | 1% | 366 | テトラニトロメタン | 509-14-8 | 1% | 0.1% |
| 314 | リフラクトリーセラミックファイバー | 142844-00-6 | 1% | 0.1% | 367 | テトラヒドロフラン | 109-99-9 | 1% | 0.1% |
| 315 | 水銀及びその無機化合物 | * | 0.3% | 0.1% | 367-2 | テトラヒドロメチル無水フタル酸 | 11070-44-3 | 1% | 0.1% |
| 316 | 水酸化カリウム | 1310-58-3 | 1% | 1% | 368 | テトラフルオロエチレン | 116-14-3 | 1% | 0.1% |
| 317 | 水酸化カルシウム | 1305-62-0 | 1% | 1% | | | | | |
| 318 | 水酸化セシウム | 21351-79-1 | 1% | 1% | | | | | |
| 319 | 水酸化ナトリウム | 1310-73-2 | 1% | 1% | | | | | |
| 320 | 水酸化リチウム | 1310-65-2 | 0.3% | 0.1% | | | | | |
| 320-2 | 水素化ビス(2-メトキシエトキシ)アルミニウムナトリウム | 22722-98-1 | 1% | 1% | | | | | |
| 321 | 水素化リチウム | 7580-67-8 | 0.3% | 0.1% | | | | | |
| 322 | すず及びその化合物 | * | 1% | 0.1% | | | | | |

表示・通知義務対象物質(5)

| 番号 | 物質名 | CAS番号 | ラベル 据切値 | SDS 据切値 | 番号 | 物質名 | CAS番号 | ラベル 据切値 | SDS 据切値 |
|-----|---|-------------|------------|------------|-------|--|------------|------------|------------|
| 369 | 1, 1, 2, 2-テトラプロモエタン | 79-27-6 | 1% | 1% | 420 | 5-ニトロアセナフテン | 602-87-9 | 1% | 0.1% |
| 370 | テトラプロモメタン | 558-13-4 | 1% | 1% | 421 | ニトロエタン | 79-24-3 | 1% | 1% |
| 371 | テトラメチルこはく酸ニトリル | 3333-52-6 | 1% | 1% | 422 | ニトログリコール | 628-96-6 | 1% | 1% |
| 372 | テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム) | 137-26-8 | 0.1% | 0.1% | 423 | ニトログリセリン | 55-63-0 | — | — |
| 373 | テトラメトキシシラン | 681-84-5 | 1% | 1% | 424 | ニトロセルローズ | 9004-70-0 | — | — |
| 374 | テトリル | 479-45-8 | 1% | 0.1% | 425 | N-ニトロソモルホリン | 59-89-2 | 1% | 0.1% |
| 375 | テルフェニル | 26140-60-3 | 1% | 1% | | ニトロトルエン | 1321-12-6 | | |
| 376 | テルル及びその化合物 | * | 1% | 0.1% | 426 | o-ニトロトルエン | 88-72-2 | 0.1% | 0.1% |
| 377 | テレピン油 | 8006-64-2 | 1% | 0.1% | | m-ニトロトルエン | 99-08-1 | | |
| 378 | テレフタル酸 | 100-21-0 | 1% | 1% | | p-ニトロトルエン | 99-99-0 | | |
| 379 | 銅及びその化合物 | * | 1% | 0.1% | 427 | ニトロプロパン | 下記 | | |
| 380 | 灯油 | 8008-20-6 | 1% | 0.1% | | 1-ニトロプロパン | 108-03-2 | 1% | 0.1% |
| 381 | トリエタノールアミン | 102-71-6 | 1% | 0.1% | | 2-ニトロプロパン | 79-46-9 | | |
| 382 | トリエチルアミン | 121-44-8 | 1% | 1% | 428 | ニトロベンゼン | 98-95-3 | 1% | 0.1% |
| | トリクロロエタン | 下記 | | | 429 | ニトロメタン | 75-52-5 | 1% | 0.1% |
| 383 | 1, 1, 1-トリクロロエタン | 71-55-6 | 1% | 0.1% | 430 | 乳酸ノルマループチル | 138-22-7 | 1% | 1% |
| | 1, 1, 2-トリクロロエタン | 79-00-5 | | | 431 | 二硫化炭素 | 75-15-0 | 0.3% | 0.1% |
| 384 | トリクロロエチレン | 79-01-6 | 0.1% | 0.1% | 432 | ノナン | 111-84-2他 | 1% | 1% |
| 385 | トリクロロ酢酸 | 76-03-9 | 1% | 0.1% | 433 | ノルマループチルアミン | 109-73-9 | 1% | 1% |
| 386 | 1, 1, 2-トリクロロ-1, 2, 2-トリフルオロエタン | 76-13-1 | 1% | 1% | 434 | ノルマループチルエチルケトン | 106-35-4 | 1% | 1% |
| 387 | トリクロロナフタレン | 1321-65-9 | 1% | 1% | 435 | ノルマループチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル | 2426-08-6 | 1% | 0.1% |
| 388 | 1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-クロロフェニル)エタン(別名DDT) | 50-29-3 | 0.1% | 0.1% | 436 | N-[1-(N-ノルマループチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル(別名ベノミル) | 17804-35-2 | 0.1% | 0.1% |
| 389 | 1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-メトキシフェニル)エタン(別名メキシクロル) | 72-43-5 | 1% | 0.1% | 437 | 白金及びその水溶性塩 | * | 1% | 0.1% |
| 390 | 2, 4, 5-トリクロロフェノキシ酢酸 | 93-76-5 | 0.3% | 0.1% | 438 | ハフニウム及びその化合物 | * | 1% | 1% |
| 391 | トリクロロフルオロメタン(別名CFC-11) | 75-69-4 | 1% | 0.1% | 439 | パラ-アニシジン | 104-94-9 | 1% | 1% |
| 392 | 1, 2, 3-トリクロロプロパン | 96-18-4 | 0.1% | 0.1% | 440 | パラ-クロロアニリン | 106-47-8 | 1% | 0.1% |
| 393 | 1, 2, 4-トリクロロベンゼン | 120-82-1 | 1% | 1% | 441 | パラ-ジクロロベンゼン | 106-46-7 | 0.3% | 0.1% |
| 394 | トリクロロメチルスルフェニルクロリド | 594-42-3 | 1% | 1% | 442 | パラ-ジメチルアミノアソベンゼン | 60-11-7 | 1% | 0.1% |
| 395 | N-(トリクロロメチルチオ)-1, 2, 3, 6-テトラヒドロフタルイミド(別名キャプタン) | 133-06-2 | 1% | 0.1% | 443 | パラ-ターシャリ-ブチルトルエン | 98-51-1 | 0.3% | 0.1% |
| 396 | トリシクロヘキシルすず=ヒドロキシド | 13121-70-5 | 1% | 1% | 444 | パラ-ニトロアニリン | 100-01-6 | 1% | 0.1% |
| 397 | 1, 3, 5-トリス(2, 3-エポキシプロピル)-1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6(1H, 3H, 5H)-トリオン | 2451-62-9 | 0.1% | 0.1% | 445 | パラ-ニトロクロロベンゼン | 100-00-5 | 1% | 0.1% |
| 398 | トリス(N, N-ジメチルジチオカルバメート)鉄(別名ファーバム) | 14484-64-1 | 1% | 0.1% | 446 | パラ-フェニルアゾアニリン | 60-09-3 | 1% | 0.1% |
| 399 | トリニトロトルエン | 118-96-7 | 1% | 0.1% | 447 | パラ-ベンゾキノ | 106-51-4 | 1% | 1% |
| 400 | トリフェニルアミン | 603-34-9 | 1% | 1% | 448 | パラ-メトキシフェノール | 150-76-5 | 1% | 1% |
| 401 | トリプロモメタン | 75-25-2 | 1% | 0.1% | 449 | バリウム及びその水溶性化合物 | * | 1% | 1% |
| 402 | 2-トリメチルアセチル-1, 3-インダンジオン | 83-26-1 | 1% | 1% | 450 | ピクリン酸 | 88-89-1 | — | — |
| 403 | トリメチルアミン | 75-50-3 | 1% | 1% | 451 | ビス(2, 3-エポキシプロピル)エーテル | 2238-07-5 | 1% | 1% |
| 404 | トリメチルベンゼン | 25551-13-7 | 1% | 1% | 452 | 1, 3-ビス[(2, 3-エポキシプロピル)オキシ]ベンゼン | 101-90-6 | 1% | 0.1% |
| 405 | トルレンジイソシアネート | 26471-62-5他 | 1% | 0.1% | 453 | ビス(2-クロロエチル)エーテル | 111-44-4 | 1% | 1% |
| | トルイジン | 26915-12-8 | | | 454 | ビス(2-クロロエチル)スルフィド(別名マスタードガス) | 505-60-2 | 0.1% | 0.1% |
| 406 | o-トルイジン | 95-53-4 | 0.1% | 0.1% | 455 | N, N-ビス(2-クロロエチル)メチルアミン-N-オキシド | 126-85-2 | 0.1% | 0.1% |
| | m-トルイジン | 108-44-1 | | | 456 | ビス(ジチオリン酸)S, S'-メチレン-O, O, O', O'-テトラエチル(別名エチオン) | 563-12-2 | 1% | 1% |
| | p-トルイジン | 106-49-0 | | | 457 | ビス(2-ジメチルアミノエチル)エーテル | 3033-62-3 | 1% | 1% |
| 407 | トルエン | 108-88-3 | 0.3% | 0.1% | 458 | 砒素及びその化合物 | * | 0.1% | 0.1% |
| 408 | ナフタレン | 91-20-3 | 1% | 0.1% | 459 | ヒドラジン | 302-01-2 | 1% | 0.1% |
| 409 | 1-ナフチルチオ尿素 | 86-88-4 | 1% | 1% | 460 | ヒドラジン-水和物 | 7803-57-8 | 1% | 0.1% |
| 410 | 1-ナフチル-N-メチルカルバメート(別名カルバリル) | 63-25-2 | 1% | 1% | 461 | ヒドロキノ | 123-31-9 | 0.1% | 0.1% |
| 411 | 鉛及びその無機化合物 | * | 0.1% | 0.1% | 462 | 4-ピニル-1-シクロヘキセン | 100-40-3 | 1% | 0.1% |
| 412 | 二亜硫酸ナトリウム | 7681-57-4 | 1% | 1% | 463 | 4-ピニルシクロヘキセンジオキシド | 106-87-6 | 1% | 0.1% |
| 413 | ニコチン | 54-11-5 | 1% | 0.1% | 464 | ピニルトルエン | 25013-15-4 | 1% | 1% |
| 414 | 二酸化硫黄 | 7446-09-5 | 1% | 1% | 464-2 | N-ピニル-2-ピロリドン | 88-12-0 | 1% | 0.1% |
| 415 | 二酸化塩素 | 10049-04-4 | 1% | 1% | 465 | ピフェニル | 92-52-4 | 1% | 0.1% |
| 416 | 二酸化窒素 | 10102-44-0 | 1% | 0.1% | 466 | ピペラジン二塩酸塩 | 142-64-3 | 1% | 1% |
| 417 | 二硝酸プロピレン | 6423-43-4 | 1% | 1% | 467 | ピリジン | 110-86-1 | 1% | 0.1% |
| | ニッケル | 7440-02-0 | 1% | 0.1% | 468 | ピレトラム | 8003-34-7 | 1% | 0.1% |
| 418 | ニッケル化合物 | * | 0.1% | 0.1% | 468-2 | フェニルイソシアネート | 103-71-9 | 1% | 0.1% |
| | ニッケルカルボニル | 13463-39-3 | | | 469 | フェニルオキシラン | 96-09-3 | 0.1% | 0.1% |
| 419 | ニトロ三酢酸 | 139-13-9 | 1% | 0.1% | 470 | フェニルヒドラジン | 100-63-0 | 1% | 0.1% |
| | | | | | 471 | フェニルホスフィン | 638-21-1 | 1% | 0.1% |

表示・通知義務対象物質(6)

| 番号 | 物質名 | CAS番号 | ラベル 標切値 | SDS 標切値 |
|-------|---|------------|------------|------------|
| 472 | フェニレンジアミン | 25265-76-3 | 1% | 0.1% |
| | o-フェニレンジアミン | 95-54-5 | | |
| | m-フェニレンジアミン | 108-45-2 | | |
| | p-フェニレンジアミン | 106-50-3 | | |
| 473 | フェノチアジン | 92-84-2 | 1% | 1% |
| 474 | フェノール | 108-95-2 | 0.1% | 0.1% |
| 475 | フェロバナジウム | 12604-58-9 | 1% | 1% |
| 476 | 1, 3-ブタジエン | 106-99-0 | 0.1% | 0.1% |
| 477 | ブタノール | 下記 | 1% | 0.1% |
| | 1-ブタノール | 71-36-3 | | |
| | 2-ブタノール | 78-92-2 | | |
| | イソブタノール(イソブチルアルコール) | 78-83-1 | | |
| | tert-ブタノール | 75-65-0 | | |
| 478 | フタル酸ジエチル | 84-66-2 | 1% | 0.1% |
| 479 | フタル酸ジ-n-ブチル | 84-74-2 | 0.3% | 0.1% |
| 480 | フタル酸ジメチル | 131-11-3 | 1% | 1% |
| 481 | フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(別名DEHP) | 117-81-7 | 0.3% | 0.1% |
| 482 | ブタン | 106-97-8他 | 1% | 1% |
| 482-2 | 2, 3-ブタンジオン(別名ジアセチル) | 431-03-8 | 1% | 0.1% |
| 483 | 1-ブタンチオール | 109-79-5 | 1% | 1% |
| 484 | 弗化カルボニル | 353-50-4 | 1% | 1% |
| 485 | 弗化ビニリデン | 75-38-7 | 1% | 1% |
| 486 | 弗化ビニル | 75-02-5 | 0.1% | 0.1% |
| 487 | 弗素及びその水溶性無機化合物 | * | 1% | 0.1% |
| | 弗化水素 | 7664-39-3 | | |
| 488 | 2-ブテナール | 123-73-9 | 0.1% | 0.1% |
| 488-2 | ブテン | 25167-67-3 | 1% | 1% |
| | 1-ブテン | 106-98-9 | | |
| | 2-ブテン | 107-01-7 | | |
| | イソブテン | 115-11-7 | | |
| 489 | フルオロ酢酸ナトリウム | 62-74-8 | 1% | 1% |
| 490 | フルフラール | 98-01-1 | 1% | 0.1% |
| 491 | フルフリルアルコール | 98-00-0 | 1% | 1% |
| 492 | 1, 3-プロパンスルホン | 1120-71-4 | 0.1% | 0.1% |
| 492-2 | プロピオンアルデヒド | 123-38-6 | 1% | 1% |
| 493 | プロピオン酸 | 79-09-4 | 1% | 1% |
| 494 | プロピルアルコール | 下記 | 1% | 0.1% |
| | n-プロピルアルコール | 71-23-8 | | |
| | イソプロピルアルコール | 67-63-0 | | |
| 495 | プロピレンイミン | 75-55-8 | 1% | 0.1% |
| 496 | プロピレングリコールモノメチルエーテル | 107-98-2 | 1% | 1% |
| 497 | 2-プロピノー1-オール | 107-19-7 | 1% | 1% |
| 497-2 | プロペン | 115-07-1 | 1% | 1% |
| 498 | プロモエチレン | 593-60-2 | 0.1% | 0.1% |
| 499 | 2-プロモ-2-クロロ-1, 1, 1-トリフルオロエタン(別名ハロタン) | 151-67-7 | 1% | 0.1% |
| 500 | プロモクロメタン | 74-97-5 | 1% | 1% |
| 501 | プロモジクロメタン | 75-27-4 | 1% | 0.1% |
| 502 | 5-プロモ-3-セカンダリーブチル-6-メチル-1, 2, 3, 4-テトラヒドロピリミジン-2, 4-ジオン(別名プロマシル) | 314-40-9 | 1% | 0.1% |
| 503 | プロモトリフルオロメタン | 75-63-8 | 1% | 1% |
| 503-2 | 1-プロモプロパン | 106-94-5 | 1% | 0.1% |
| 504 | 2-プロモプロパン | 75-26-3 | 0.3% | 0.1% |
| 504-2 | 3-プロモ-1-プロペン(別名臭化アリル) | 106-95-6 | 1% | 1% |
| 505 | ヘキサクロエタン | 67-72-1 | 1% | 0.1% |
| 506 | 1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロ-6, 7-エポキシ-1, 4-4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン(別名デイルドリン) | 60-57-1 | 0.3% | 0.1% |
| | 1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エンド-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン(別名エンドリン) | 72-20-8 | 1% | 1% |

| 番号 | 物質名 | CAS番号 | ラベル 標切値 | SDS 標切値 |
|-------|---|-------------------------|------------|------------|
| 508 | 1, 2, 3, 4, 5, 6-ヘキサクロシクロヘキサン(別名リンデン) | 608-73-1 58-89-9 | 1% | 0.1% |
| 509 | ヘキサクロシクロペンタジエン | 77-47-4 | 1% | 0.1% |
| 510 | ヘキサクロナフタレン | 1335-87-1 | 1% | 1% |
| 511 | 1, 4, 5, 6, 7, 7-ヘキサクロピシクロ[2, 2, 1]-5-ヘプテン-2, 3-ジカルボン酸(別名クロレンド酸) | 115-28-6 | 1% | 0.1% |
| 512 | 1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロ-1, 4, 4a, 5, 8, 8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン(別名アルドリ) | 309-00-2 | 1% | 0.1% |
| 513 | ヘキサクロヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイド(別名ベンゾエピン) | 115-29-7 | 1% | 1% |
| 514 | ヘキサクロベンゼン | 118-74-1 | 0.3% | 0.1% |
| 515 | ヘキサヒドロ-1, 3, 5-トリニトロ-1, 3, 5-トリアジン(別名シクロナイト) | 121-82-4 | 1% | 1% |
| 516 | ヘキサフルオロアセトン | 684-16-2 | 1% | 0.1% |
| 516-2 | ヘキサフルオロアルミン酸三ナトリウム | 13775-53-6 | 1% | 1% |
| 516-3 | ヘキサフルオロプロペン | 116-15-4 | 1% | 1% |
| 517 | ヘキサメチルホスホリックトリアミド | 680-31-9 | 0.1% | 0.1% |
| 518 | ヘキサメチレンジアミン | 124-09-4 | 1% | 0.1% |
| 519 | ヘキサメチレン=ジイソシアネート | 822-06-0 | 1% | 0.1% |
| 520 | ヘキサン | 110-54-3他 | 1% | 0.1% |
| | n-ヘキサン | 110-54-3 | | |
| 521 | 1-ヘキセン | 592-41-6 | 1% | 1% |
| 522 | ペーターブチロラクトン | 3068-88-0 36536-46-6 | 1% | 0.1% |
| 523 | ペータープロピオラクトン | 57-57-8 | 0.1% | 0.1% |
| 524 | 1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロ-2, 3-エポキシ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン(別名ヘプタクロレエポキシド) | 1024-57-3 | 0.3% | 0.1% |
| 525 | 1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン(別名ヘプタクロ) | 76-44-8 | 0.3% | 0.1% |
| 526 | ヘプタン | 142-82-5他 | 1% | 1% |
| 527 | ペルオキシ二硫酸アンモニウム | 7727-54-0 | 1% | 0.1% |
| 528 | ペルオキシ二硫酸カリウム | 7727-21-1 | 1% | 0.1% |
| 529 | ペルオキシ二硫酸ナトリウム | 7775-27-1 | 1% | 0.1% |
| 530 | ペルフルオロオクタジエン酸 | 335-67-1 | 0.3% | 0.1% |
| | ペルフルオロオクタジエン酸アンモニウム塩 | 3825-26-1 | 1% | 0.1% |
| 531 | ベンゼン | 71-43-2 | 0.1% | 0.1% |
| 532 | 1, 2, 4-ベンゼントリカルボン酸1, 2-無水物 | 552-30-7 | 1% | 0.1% |
| 533 | ベンゾ[a]アントラセン | 56-55-3 | 1% | 0.1% |
| 534 | ベンゾ[a]ピレン | 50-32-8 | 0.1% | 0.1% |
| 535 | ベンゾフラン | 271-89-6 | 1% | 0.1% |
| 536 | ベンゾ[e]フルオラセン | 205-99-2 | 0.1% | 0.1% |
| 537 | ベンタクロナフタレン | 1321-64-8 | 1% | 1% |
| 538 | ベンタクロニトロベンゼン | 82-68-8 | 1% | 0.1% |
| 539 | ベンタクロフェノール(別名PCP)及びそのナトリウム塩 | 87-86-5 131-52-2 | 0.3% | 0.1% |
| 540 | 1-ペンタナール | 110-62-3 | 1% | 1% |
| 541 | 1, 1, 3, 3, 3-ペンタフルオロ-2-(トリフルオロメチル)-1-プロペン(別名PFIB) | 382-21-8 | 1% | 1% |
| 542 | ペンタボラン | 19624-22-7 | 1% | 1% |
| 543 | ペンタン | 109-66-0他 | 1% | 1% |
| 544 | ほう酸 | 10043-35-3 | 0.3% | 0.1% |
| | ほう酸ナトリウム | 1303-96-4 | 1% | 0.1% |
| 545 | ホスゲン | 75-44-5 | 1% | 1% |
| 545-2 | ポルトランドセメント | 65997-15-1 | 1% | 1% |
| 546 | (2-ホルミルヒドラジン)-4-(5-ニトロ-2-フリル)チアゾール | 3570-75-0 | 1% | 0.1% |
| 547 | ホルムアミド | 75-12-7 | 0.3% | 0.1% |
| 548 | ホルムアルデヒド | 50-00-0 | 0.1% | 0.1% |
| 549 | マゼンタ | 632-99-5 | 1% | 0.1% |
| 550 | マンガン | 7439-96-5 | 0.3% | 0.1% |
| | 無機マンガン化合物 | * | 1% | 0.1% |
| 551 | ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターベンを含む。) | 64742-47-8 | 1% | 1% |

表示・通知義務対象物質(7)

| 番号 | 物質名 | CAS番号 | ラベル 裾切値 | SDS 裾切値 |
|-------|--|-------------|------------|------------|
| 552 | 無水酢酸 | 108-24-7 | 1% | 1% |
| 553 | 無水フタル酸 | 85-44-9 | 1% | 0.1% |
| 554 | 無水マレイン酸 | 108-31-6 | 1% | 0.1% |
| 555 | メタキシルレンジアミン | 1477-55-0 | 1% | 0.1% |
| 556 | メタクリル酸 | 79-41-4 | 1% | 1% |
| 557 | メタクリル酸メチル | 80-62-6 | 1% | 0.1% |
| 558 | メタクロロニトリル | 126-98-7 | 0.3% | 0.1% |
| 559 | メタジシアノベンゼン | 626-17-5 | 1% | 1% |
| 560 | メタノール | 67-56-1 | 0.3% | 0.1% |
| 561 | メタンスルホン酸エチル | 62-50-0 | 0.1% | 0.1% |
| 562 | メタンスルホン酸メチル | 66-27-3 | 0.1% | 0.1% |
| 563 | メチラール | 109-87-5 | 1% | 1% |
| 564 | メチルアセチレン | 74-99-7 | 1% | 1% |
| 565 | N-メチルアニリン | 100-61-8 | 1% | 1% |
| 566 | 2, 2' -[[4-(メチルアミノ)-3-ニトロフェニル]アミノ]ジエタノール(別名HCブルーナンバー1) | 2784-94-3 | 1% | 0.1% |
| 567 | N-メチルアミノホスホン酸O-(4-ターシャリーブチル-2-クロロフェニル)-O-メチル(別名クルホメート) | 299-86-5 | 1% | 1% |
| 568 | メチルアミン | 74-89-5 | 0.1% | 0.1% |
| 569 | メチルイソブチルケトン | 108-10-1 | 1% | 0.1% |
| 570 | メチルエチルケトン | 78-93-3 | 1% | 1% |
| 571 | N-メチルカルバミン酸2-イソプロピルオキシフェニル(別名プロボキシル) | 114-26-1 | 0.1% | 0.1% |
| 572 | N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル(別名カルボフラン) | 1563-66-2 | 1% | 1% |
| 573 | N-メチルカルバミン酸2-セカンダリーブチルフェニル(別名フェノブカルブ) | 3766-81-2 | 1% | 1% |
| 574 | メチルシクロヘキサノール | 25639-42-3他 | 1% | 1% |
| 575 | メチルシクロヘキサノン | 1331-22-2他 | 1% | 1% |
| 576 | メチルシクロヘキサン | 108-87-2 | 1% | 1% |
| 577 | 2-メチルシクロペンタジエニルトリカルボニルマンガン | 12108-13-3 | 1% | 1% |
| 578 | 2-メチル-4, 6-ジニトロフェノール | 534-52-1 | 0.1% | 0.1% |
| 579 | 2-メチル-3, 5-ジニトロベンズアミド(別名ジニトロミド) | 148-01-6 | 1% | 1% |
| 580 | メチルターシャリーブチルエーテル(別名MTBE) | 1634-04-4 | 1% | 0.1% |
| 581 | 5-メチル-1, 2, 4-トリアゾロ[3, 4-b]ベンゾチアゾール(別名トリンクラゾール) | 41814-78-2 | 1% | 1% |
| 582 | 2-メチル-4-(2-トリルアゾ)アニリン | 97-56-3 | 0.1% | 0.1% |
| 582-2 | メチルナフタレン | 下記 | | |
| | 1-メチルナフタレン | 90-12-0 | 1% | 1% |
| | 2-メチルナフタレン | 91-57-6 | | |
| 582-3 | 2-メチル-5-ニトロアニリン | 99-55-8 | 1% | 0.1% |
| 583 | 2-メチル-1-ニトロアントラキノン | 129-15-7 | 1% | 0.1% |
| 584 | N-メチル-N-ニトロカルバミン酸エチル | 615-53-2 | 1% | 0.1% |
| 585 | メチルノルマルブチルケトン | 591-78-6 | 1% | 1% |
| 586 | メチルノルマルペンチルケトン | 110-43-0 | 1% | 1% |
| 587 | メチルヒドラジン | 60-34-4 | 1% | 0.1% |
| 588 | メチルピニルケトン | 78-94-4 | 1% | 0.1% |
| 588-2 | N-メチル-2-ピロリドン | 872-50-4 | 1% | 0.1% |
| 589 | 1-[(2-メチルフェニル)アゾ]-2-ナフトール(別名オイルオレンジSS) | 2646-17-5 | 1% | 0.1% |
| 590 | メチルプロピルケトン | 107-87-9 | 1% | 1% |
| 591 | 5-メチル-2-ヘキサノン | 110-12-3 | 1% | 1% |
| 592 | 4-メチル-2-ペンタノール | 108-11-2 | 1% | 1% |
| 593 | 2-メチル-2, 4-ペンタンジオール | 107-41-5 | 1% | 1% |
| 594 | 2-メチル-N-[3-(1-メチルエトキシ)フェニル]ベンズアミド(別名メプロニル) | 55814-41-0 | 1% | 1% |
| 595 | S-メチル-N-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセチミデート(別名メソミル) | 16752-77-5 | 1% | 1% |
| 596 | メチルメルカプタン | 74-93-1 | 1% | 1% |
| 597 | 4, 4' -メチレンジアニリン | 101-77-9 | 1% | 0.1% |
| 598 | メチレンビス(4, 1-シクロヘキシル)＝ジイソシアネート | 5124-30-1 | 1% | 0.1% |
| 599 | メチレンビス(4, 1-フェニル)＝ジイソシアネート(別名MDI) ※2 | 101-68-8 | 1% | 0.1% |

| 番号 | 物質名 | CAS番号 | ラベル 裾切値 | SDS 裾切値 |
|-------|---|------------------------|------------|------------|
| 600 | 2-メトキシ-5-メチルアニリン | 120-71-8 | 1% | 0.1% |
| 601 | 1-(2-メトキシ-2-メチルエトキシ)-2-プロパノール | 34590-94-8 | 1% | 1% |
| 601-2 | 2-メトキシ-2-メチルブタン(別名ターシャリーアミルメチルエーテル) | 994-05-8 | 1% | 0.1% |
| 602 | メルカプ酢酸 | 68-11-1 | 1% | 0.1% |
| 603 | モリブデン及びその化合物 | * | 1% | 0.1% |
| | 酸化モリブデン(VI)(別名 三酸化モリブデン) | 1313-27-5 | 1% | 0.1% |
| 604 | モルホリン | 110-91-8 | 1% | 1% |
| 606 | 沃素 | 7553-56-2 | 1% | 0.1% |
| | 沃素化合物(沃化物) | * | 1% | 1% |
| 607 | ヨードホルム | 75-47-8 | 1% | 1% |
| 607-2 | 硫化カルボニル | 463-58-1 | 1% | 1% |
| 608 | 硫化ジメチル | 75-18-3 | 1% | 1% |
| 609 | 硫化水素 | 7783-06-4 | 1% | 1% |
| 610 | 硫化水素ナトリウム | 16721-80-5 | 1% | 1% |
| 611 | 硫化ナトリウム | 1313-82-2 | 1% | 1% |
| 612 | 硫化りん | 1314-80-3 1314-85-8 | 1% | 1% |
| 613 | 硫酸 | 7664-93-9 | 1% | 1% |
| 614 | 硫酸ジイソプロピル | 2973-10-6 | 1% | 0.1% |
| 615 | 硫酸ジエチル | 64-67-5 | 0.1% | 0.1% |
| 616 | 硫酸ジメチル | 77-78-1 | 0.1% | 0.1% |
| 617 | りん化水素 | 7803-51-2 | 1% | 1% |
| 618 | りん酸 | 7664-38-2 | 1% | 1% |
| 619 | りん酸ジメチル | 107-66-4 | 1% | 1% |
| 620 | りん酸ジメチルマルブチル | 2528-36-1 | 1% | 1% |
| 621 | りん酸1, 2-ジプロモ-2, 2-ジクロロエチル＝ジメチル(別名ナレド) | 300-76-5 | 1% | 0.1% |
| 622 | りん酸ジメチル(E)-1-(N, N-ジメチルカルバモイル)-1-プロペン-2-イル(別名ジクロホス) | 141-66-2 | 1% | 1% |
| 623 | りん酸ジメチル(E)-1-(N-メチルカルバモイル)-1-プロペン-2-イル(別名モノクロホス) | 6923-22-4 | 1% | 1% |
| 624 | りん酸ジメチル=1-メトキシカルボニル-1-プロペン-2-イル(別名メピンホス) | 7786-34-7 | 1% | 1% |
| 625 | りん酸トリ(オルト-トリル) | 78-30-8 | 1% | 1% |
| 626 | りん酸トリス(2, 3-ジプロモプロピル) | 126-72-7 | 0.1% | 0.1% |
| 627 | りん酸トリノルマルブチル | 126-73-8 | 1% | 1% |
| 628 | りん酸トリフェニル | 115-86-6 | 1% | 1% |
| 629 | レソルシノール | 108-46-3 | 1% | 0.1% |
| 630 | 六塩化ブタジエン | 87-68-3 | 1% | 0.1% |
| 631 | ロジウム及びその化合物 | * | 1% | 0.1% |
| 632 | ロジン | 8050-09-7 | 1% | 0.1% |
| 633 | ロテノン | 83-79-4 | 1% | 1% |

※1 番号39-2の「石綿分析用試料等」とは、石綿のうち労働安全衛生法施行令第16条第1項第4号イから八までに掲げる物で同号の厚生労働省令で定めるものに限ります。

※2 番号599の「MDI」は「4,4'-MDI」のみを指します。

※ 番号312、605は欠番です。

※ 「-」は裾切値の設定がないことを示します。

なお、ニトログリセリンを含有する製剤その他の物については、98%以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化したもので、かつ、ニトログリセリンの含有量が0.1%未満のものは除きます。

※ CAS番号は参考として示したものです。構造異性体等が存在する場合異なるCAS番号が割り振られることがありますが、対象物質の当否の判断は物質名で行うものとします。

※ CAS 番号欄の「*」は、該当物質が多数あるなどにより特定できないことを示します。

● 職場のあんぜんサイトもご利用ください。

職場のあんぜんサイト SDS

検索